

和文概要

傳江藩『經解入門』譯註稿（三）

坂本具償^{*1}

財木美樹^{*2}

本稿は、「傳江藩『經解入門』譯註稿（二）」（「香川高等専門学校紀要」9、2018）の続稿である。今回は『經解入門』巻五（「字學源流第二十八」から「有考據之學第三十五」）、巻六（「解經不尚新奇第三十六」から「體例不可不熟第四十六」）、巻七（「不可増字解經第四十七」から「科場解經第五十二」）、及び「跋」までを収める。巻五は文字、音韻、目録、校勘、訓詁、考據について述べ、巻六、巻七は説經の弊害、平日の読書課程、科挙における解經の形式について述べる。

キーワード

江藩 輪軒語 考據 解經 科挙

*1香川高等専門学校高松キャンパス一般教育科

*2比治山大学非常勤講師

傳江藩『經解入門』譯註稿 (三)

坂本具償
財木美樹

はじめに

本譯註稿は前年度の(二)を承けて、『經解入門』の卷五、卷六、卷七、および跋を収める。卷五は文字、音韻、目錄、校勘、訓詁、考據について述べ、卷六、卷七は說經の弊害、平日の読書課程、科挙における解經の形式について述べる。

『經解入門』の版本、注釈書について

- ・『經解入門』八卷 鴻寶齋 一八八八(光緒十四年)
 - ・『經解入門』八卷 上海書局 一八九三(光緒十九年)
 - ・『經解入門』上下 弘文堂校刊 一九三〇・七(昭和五年) 勘語を附す
 - ・『經解入門』方國瑜標點 文化學社 一九三一・九(一九九六、天津市古籍書店の影印本あり)
 - ・『經解入門』臺灣廣文書局『國學珍籍彙編』所収 一九七七・一(中華民國六十六年) 弘文堂校刊本の影印
 - ・『經解入門』周春健校注 『清人經史遺珠叢編』 華東師範大學出版社 二〇一〇・五
 - ・『經解入門』整理與研究』上中下 司馬朝軍 武漢大學出版社、二〇一七・四
- 【改定版】
『經解入門』各篇監本表(一部しか引用されていないもの、改変されたものも含む)
羣經緣始第一

羣經源流第二

羣經辨異第三

羣經辨偽第四

諸經古今文第五

注家有得有失第六

古書疑例第七

古經佚文第八

歷代經學興廢第九

歷代石經源流第十

歷代書籍制度第十一

兩漢傳經諸儒第十二

兩漢通經諸儒第十三

南北經術流派第十四

漢宋門戶異同第十五

國朝治經諸儒第十六

近儒說經得失第十七

經與經相表裏第十八

經與緯相表裏第十九

經與子相表裏第二十

經與史相表裏第二十一

說經必先識文字第二十二

說經必先通訓詁第二十三

說經必先明段借第二十四

說經必先知音韻第二十五

『經典釋文』序錄

『輜軒語』通論讀書七

俞樾『古書疑義舉例』

金鶚『漢唐以來書籍制度攷』(『詁經精舍文集』卷十二)

畢沅『通經表』

邵保初『六朝經術流派論』(『詁經精舍文集』卷二)

張之洞『書目答問』姓名略

江藩『國朝經師經義目錄』

金鶚『緯侯不起哀平辨』(『詁經精舍文集』卷十二)

『輜軒語』讀諸子一、二、通論讀書六

『輜軒語』讀史二、六

『輜軒語』通經二、

王引之『經義述聞』卷三十二、通說下、經文假借

顧炎武『答李子德書』(『亭林文集』卷四)

『輜軒語』通經三

『輜軒語』通經三

『輜軒語』通經三

『輜軒語』通經三

『輜軒語』通經三

說經必先審句讀第二十六

武億『經讀考異』

注疏釋文

說經必先明家法第二十七

阮元『經義述聞序』(『聖經室一集』卷五)

字學源流第二十八

許慎『說文解字』敘

方音異同不可不曉第四十九

制度沿革不可不知第五十

音韻源流第二十九

顧炎武『音論』卷中

平日讀書課程第五十一

『輜軒語』通經六、八、九、

段玉裁『六書音均表』吳序

讀諸子三、

古有六書第三十

王筠『說文釋例』卷二「六書總說」

科場解經程式第五十二

通論讀書三、五、十二

古無四聲第三十一

錢大昕『音韻問答』(『潛研堂文集』卷十五)

顧炎武『音論』卷中「古人四聲一貫」

有目錄之學第三十二

凡例

有校勘之學第三十三

『輜軒語』通經四、五

有訓詁之學第三十四

『輜軒語』通經四、五

有考據之學第三十五

一、本訳註は江藩の著と伝えられる『經解入門』に対して訳註を施したものである。今回は卷五の「字學源流第二十八」から卷七の「科場解經程式第五十二」まで、および跋を収める。

解經不尚新奇第三十六

『輜軒語』通經四

不可望文生訓第三十八

『輜軒語』通經四

不可妄詆古訓第三十九

『輜軒語』通經四

不可剽竊舊說第四十

『輜軒語』通經四、五

不可附會無理第四十二

『輜軒語』通經四、五

不可有騎牆之見第四十三

『輜軒語』通經四、五

不可作固執之談第四十四

『輜軒語』通經四、五

門徑不可不清第四十五

『輜軒語』通論讀書四

體例不可不熟第四十六

『輜軒語』通經四

不可增字解經第四十七

王引之『經義述聞』卷三十二、通説下、「増字解

經

王引之『經義述聞』卷三十二、通説下、「増字解

不可妄改經文第四十八

王引之『經義述聞』卷三十二、通説下、「後人改

經解入門卷五

甘泉江藩纂

字學源流第二十八

文字之源、肇於上古、五帝三王、代有更別、至秦爲一大變、漢則各體競出、魏晉而下、俗書紛行矣。許氏說文自叙云、

古者庖犧氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、視鳥獸之文與地之宜、近取諸身、(遠取諸物)①、於是始作易八卦、以垂憲象。黃帝之史倉頡、見鳥

獸蹠迹之跡、知分理之可相別異也、初造書契。百工以文、萬品以察。蓋取諸夫、夫、揚于王庭。言文者、宣教明化於王者朝廷、君子所以施祿及下、居德則忌也。倉頡之初作書、蓋依類象形。故謂之文。其後形聲相益、即謂之字。文者物象之本。字者言孳乳而浸多也。箸於竹帛、謂之書。書者如也。以迄五帝三王之世、改易殊體、如書法所云、伏羲氏作龍書、神農作穗書、黃帝作雲書、少昊作鸞書、高陽作蝌蚪書、高辛作人書、堯作龜書、禹作鐘鼎書、務光作倒難書、文王作鳥書、史佚作虎書、武王作魚書之類。封於泰山者、七十有二(家)②代、靡有同焉。

周禮、八歲入小學、保氏教國子、先以六書。詳見六書篇。及宣王太史籀、箸大篆十五篇、與古文或異。至孔子書六經、左氏述春秋傳、皆以古文。厥意可得而說。其後諸侯力政、不統於王、惡禮樂之害己、而皆去其典籍。分爲七國、田疇異畝、車涂異軌、律令異法、衣冠異制、言語異聲、文字異形。秦始皇帝、初兼天下、丞相李斯、乃奏同之、罷其不與秦文合者。斯作倉頡篇、中車府令趙高作爰歷(篇)③、太史(令)④胡毋敬作博學篇。皆取史籀大篆、或頗省改。所謂小篆者也。是時、秦燒滅經書、滌除舊典、大發吏卒、興戍役。官獄職務繁。初有隸書、以趣約易、而古文由是絕矣。自爾(秦)⑤書有八體。一曰大篆、二曰小篆、三曰刻符、四曰蟲書、五曰摹印、六曰署書、七曰殳書、八曰隸書。

漢興有草書。尉律、學僮十七已上始試、諷籀書九千字、乃得爲史。又以八體試(之)⑥。郡移太史並課、最者以爲尚書史。書或不正、輒舉劾之。今雖有尉律不課、小學不修、莫達其說久矣。孝宣皇帝時、召通倉頡讀者、張敞從受之。涼州刺史杜業、沛人爰禮、講學大夫秦近、亦能言之。孝平皇帝時、徵禮等百餘人、令說文字未央廷中、以禮爲小學元士。黃門侍郎揚雄、采以作訓纂篇。凡倉(頡)⑦以下十四篇、凡五千三百四十字、羣書所載、略存之矣。

及亡新居攝、使大司空甄豐等校文書之部、頗改定古文。時有六書。一曰古文、孔子壁中書也。二曰奇字、即古文而異者也。三曰篆書、即小篆。四曰左書、即秦隸(書)⑧。秦始皇帝、使下杜人程邈所作也。五曰繆篆、所以摹印也。六曰

鳥蟲書、所以書幡信也。

壁中書者、魯恭王壞孔子宅、而得禮記、尚書、春秋、論語、孝經。又北平侯張蒼獻春秋左氏傳。郡國亦往往(於山川)⑨得鼎彝。其銘即前代之古文、皆自相似。雖叵復見遠流、其詳可得略說也。而世人大共非訾、以爲好奇者也、故詭更正文、鄉壁虛造不可知之書、變亂常行、以耀於世。諸生競逐、說字解經義、稱秦之隸書、爲倉頡時書、云父子相傳、何得改易。乃猥曰、馬頭人爲長、人持十爲斗、(蟲)⑩者屈中也。廷尉說律、至以字斷法。苛人受錢、苛之字止句。若此者甚眾、皆不合孔氏古文、謬於史籀。俗儒鄙夫、翫其所習、蔽所希聞、不見通學。未嘗覩字例之條、怪舊義、而善野言、以其所知爲秘妙究洞聖人之微旨。又見倉頡篇中幼子承詔、因曰、古帝之所作也、其辭有神仙之術焉。其迷誤不諭、豈不悖哉。書曰、予欲觀古人之象、言必遵舊文、而不穿鑿。今敘篆文、合以古籀、博采通人、至於小大、信而有證云云。

此說文解字之所以存古篆於漢代也。然如許君所云、字體雜出、在漢已然。而羣經文字尚存古篆、即傳今文者、亦惟隸書而已。書籍之變用楷書、則肇始於唐、而宋元以下皆因之、古文乃不可得。今講小學、則當以許氏說文爲宗主、而旁搜鐘鼎之遺。近之治說文者、則以段氏玉裁桂氏馥之書爲善本、而兼求朱氏阮氏王氏金石之學、深研古義、不爲俗書所惑。字學既明、而後古經可得而讀矣。

【校記】

- ① 『說文解字』序に從い、「遠取諸物」の四字を補う。
- ② 「家」 『說文解字』序に從い、「家」字を削除する。
- ③ 『說文解字』序に從い、「篇」字を補う。
- ④ 『說文解字』序に從い、「令」字を補う。
- ⑤ 『說文解字』序に從い、「秦」字を補う。
- ⑥ 『說文解字』序に從い、「之」字を補う。
- ⑦ 『說文解字』序に從い、「頡」字を補う。

- ⑧ 『説文解字』序に従い、「書」字を補う。
 ⑨ 『説文解字』序に従い、「於山川」の三字を補う。
 ⑩ 「蟲」 『説文解字』序に従い、「虫」に改める。

【書き下し】

字學源流第二十八

文字の源は、上古に肇まり、五帝三王、代はるがはる更別有り、秦に至りて一大變を爲し、漢は則ち各體競ひて出で、魏晉而下、俗書紛行す。許氏の説文自叙①に云ふ、

古者、庖犧氏の天下に王たるや、仰げば則ち象を天に觀、俯しては則ち法を地に觀、鳥獸の文と地の宜とを視、近くは諸を身に取り、遠くは諸を物に取り、是に於て始めて易の八卦を作り、以て憲象を垂る。黃帝の史倉頡、鳥獸蹠迹の跡を見て、分理の相別異す可きを知るや、初めて書契を造る。百工以て又り、萬品以て察す。蓋し諸を夫に取り、夫は王庭に揚ぐ。言ふ、文なる者は、王者の朝廷に教へを宣べ化を明らかにし、君子の祿を施して下に及ぼす所以は、徳に居れば則ち忌めばなり、と。倉頡の初めて書を作るは、蓋し類に依りて形を象る。故に之を文と謂ふ。其の後、形聲相益す、即ち之を字と謂ふ。文なる者は物象の本。字なる者は孳乳して浸く多きを言ふなり。竹帛に箸す、之を書と謂ふ。書なる者は如なり。五帝三王の世に迄ぶまで、改易して體を殊にするを以て、書法云ふ所の、伏羲氏は龍書を作り、神農は穗書を作り、黃帝は雲書を作り、少昊は鸞書を作り、高陽は蝌蚪書を作り、高辛は人書を作り、堯は龜書を作り、禹は鐘鼎書を作り、務光是倒難書を作り、文王は鳥書を作り、史佚は虎書を作り、武王は魚書を作るが如きの類②。泰山に封する者、七十有二代、同じきこと有る靡し。周禮に、八歳にして小學に入り、保氏は國子に教ふるに、先づ六書を以てす。古有六書に詳らかなり。宣王の太史籀、大家十五篇を箸すに及び、古文と或いは異なる。孔子、六經を書し、左氏、春秋傳を述ぶるに至りては、皆古文を以て

す。厥の意は得て説く可し。其の後、諸侯力政し、王に統べられず、禮樂の己を害するを惡みて、皆其の典籍を去る。分れて七國と爲り、田疇は晦を異にし、車塗は軌を異にし、律令は法を異にし、衣冠は制を異にし、言語は聲を異にし、文字は形を異にす。秦の始皇帝、初めて天下を兼ね、丞相李斯、乃ち奏して之を同じくし、其の秦の文と合せざる者を罷む。斯は倉頡篇を作り、中車府令の趙高は爰歷篇を作り、太史令の胡毋敬は博學篇を作る。皆史籀の大家を取り、或いは頗る省改す。所謂小篆なる者なり。是の時、秦は經書を燒滅し、舊典を滌除し、大いに吏卒を發し、戍役を興し、官獄の職務繁なり。初めて隸書有りて、以て約易に趣き、而して古文は是れより絶ゆ。爾より秦の書に八體有り。一に曰く大篆、二に曰く小篆、三に曰く刻符、四に曰く蟲書、五に曰く摹印、六に曰く署書、七に曰く爰書、八に曰く隸書。漢興りて草書有り。尉律に、學僮十七已上、始めて試み、書九千字を諷籀すれば、乃ち史爲るを得。又八體を以て之に試み、郡は太史に移し並びに課し、最なる者は以て尚書史と爲す。書或いは正しからざれば、輒ち擧げて之を劾す。今尉律有りと雖も課せず、小學修まらず、其の説に達する莫きこと久し。孝宣皇帝の時、倉頡の讀に通ずる者を召し、張敞從ひて之を受く。涼州刺史の杜業、沛人の爰禮、講學大夫の秦近も、亦能く之を言ふ。孝平皇帝の時、禮等百餘人を徴し、文字を未央廷中に説か令め、禮を以て小學元士と爲す。黃門侍郎の揚雄、采りて以て訓纂篇を作る。凡そ倉頡以下十四篇、凡そ五千三百四十字、羣書の載する所は略ぼ之を存す。亡新の攝に居るに及び、大司空の甄豐等をして文書の部を校せしめ、頗る古文を改定す。時に六書有り。一に曰く古文、孔子壁中の書なり。二に曰く奇字、即ち古文にして異なる者なり。三に曰く篆書、即ち小篆。四に曰く左書、即ち秦の隸書なり。秦の始皇帝、下杜の人程邈をして作らしめし所なり。五に曰く繆篆、摹印する所以なり。六に曰く鳥蟲書、幡信に書する所以なり。壁中の書なる者は、魯の恭王、孔子の宅を壞りて、禮記、尚書、春秋、論語、孝經を得

たり。又北平侯の張蒼は春秋左氏傳を獻す。郡國も亦往往にして山川に於て鼎彝を得たり。其の銘は即ち前代の古文、皆自ら相似たり。復た遠流を見匡しと雖も、其の詳は略ぼ説くを得可きなり。而るに世人は大いに共に非訾し、以爲へらく、奇を好む者、故に正文を詭更し、壁に郷ひて知る可からざるの書を虚造し、常行を變亂し、以て世に燿かす、と。諸生競逐し、字を説き經義を解き、秦の隸書を稱して倉頡の時の書と爲し、父子相傳ふ、何ぞ改易するを得んと云ひ、乃ち猥りに、「馬頭人を長と爲し、人の十を持するを斗と爲し、虫なる者は中を屈するなり」と曰ふ。廷尉は律を説くに、字を以て法を斷ずるに至る。苛人、錢を受く、苛の字は止句なり。此の若き者甚だ厭く、皆孔氏の古文に合せず、史籀に謬る。俗儒鄙夫、其の習ふ所を、翫び、希に聞く所を蔽ひ、學に通ずるを見ず。未だ嘗て字例の條を觀ざれば、舊義を怪しむ、野言を善しとし、其の知る所を以て秘妙にして聖人の微旨を究洞すと爲す。又倉頡篇中の「幼子、詔を承く」を見、因りて「古帝の作る所なり、其の辭に神仙の術有り」と曰ふ。其の迷誤して論らざる、豈に悖らざらんや。書に「予れ古人の象を觀んと欲す」と曰ふは、必ず舊文に遵ひ穿鑿せざるを言ふ。今篆文を敘し、合するに古籀を以てし、博く通人を採り、小大に至り、信にして證有り云云。

此れ説文解字の古篆を漢代に存する所以なり。然らば許君の云ふ所の如く、字體雜出するは、漢に在りて已に然り。而して羣經の文字は尚ほ古篆を存す、即ち今文を傳ふる者も、亦惟だ隸書のみ。書籍の、變じて楷書を用ふるは、則ち唐に肇始まり、宋元以下皆之に因り、古文は乃ち得べからず。今、小學を講ずるには、則ち當に許氏の説文を以て宗主と爲し、旁ら鐘鼎の遺を搜すべし。近ごろの説文を治むる者は、則ち段氏玉裁・桂氏馥の書を以て善本と爲し、兼ねて朱氏・阮氏・王氏の金石の學を求め、深く古義を研し、俗書の惑はす所と爲らず。字學既に明らかにして、而る後に古經得て讀む可し。

【註】

① 『説文解字』第十五上

古者庖羲氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、視鳥獸之文與地之宜、近取諸身、遠取諸物。於是始作易八卦、以垂憲象。及神農氏、結繩爲治、而統其事。庶業其繁、飾僞萌生。黃帝史官倉頡、見鳥獸蹏躩之跡、知分理之可相別異也、初造書契。百工以義、萬品以察、蓋取諸夫。夫、揚於王庭、言文者、宣教明化於王者朝廷、君子所以施祿及下、居德則忌也。倉頡之初作書、蓋依類象形、故謂之文。其後形聲相益、即謂之字。文者、物象之本。字者、言孳乳而浸多也。著於竹帛謂之書。書者、如也。以迄五帝三王之世、改易殊體、封於泰山者七十有二代、靡有同焉。

周禮、八歲入小學、保氏教國子、先以六書。一曰指事。指事者、視而可識、察而見意、上、下是也。二曰象形。象形者、畫成其物、隨體詰詘、日、月是也。三曰形聲。形聲者、以事爲名、取譬相成、江、河是也。四曰會意。會意者、比類合誼、以見指擣、武、信是也。五曰轉注。轉注者、建類一首、同意相受、考、老是也。六曰假借。假借者、本無其字、依聲託事、令、長是也。及宣王太史籀、著大篆十五篇、與古文或異。至孔子書六經、左丘明述春秋傳、皆以古文、厥意可得而說也。其後諸侯力政、不統於王。惡禮樂之害己、而皆去其典籍。分爲七國、田疇異畝、車塗異軌、律令異法、衣冠異制、言語異聲、文字異形。秦始皇帝初兼天下、丞相李斯乃奏同之、罷其不與秦文合者。斯作倉頡篇。中車府令趙高作爰歷篇。大史令胡毋敬作博學篇。皆取史籀大篆、或頗省改、所謂小篆也。是時、秦燒滅經書、滌除舊典。大發吏卒、興戍役。官獄職務繁、初有隸書、以趣約易、而古文由此絕矣。自爾秦書有八體。一曰大篆、二曰小篆、三曰刻符、四曰蟲書、五曰摹印、六曰署書、七曰殳書、八曰隸書。

漢興有草書。尉律、學僮十七以上始試。諷籀書九千字、乃得爲史。又以八體試之。郡移太史並課。最者、以爲尚書史。書或不正、輒舉劾之。今雖有尉律、不課、小學不修、莫達其說久矣。孝宣皇帝時、召通倉頡讀者、張敞從受之。涼州

刺史杜業、沛人爰禮、講學大夫秦近、亦能言之。孝平皇帝時、徵禮等百餘人、令說文字未央廷中、以禮爲小學元士。黃門侍郎揚雄、采以作訓纂篇。凡倉頡以下十四篇、凡五千三百四十字、群書所載、略存之矣。

及亡新居攝、使大司空甄豐等校文書之部。自以爲應制作、頗改定古文。時有六書。一曰古文、孔子壁中書也。二曰奇字、即古文而異也。三曰篆書、即小篆。四曰左書、即秦隸書。秦始皇帝使下杜人程邈所作也。五曰繆篆、所以摹印也。六曰鳥蟲書、所以書幡信也。壁中書者、魯恭王壞孔子宅、而得禮記、尚書、春秋、論語、孝經。又北平侯張蒼獻春秋左氏傳。郡國亦往往於山川得鼎彝、其銘即前代之古文、皆自相似。雖曰復見遠流、其詳可得略說也。而世人大共非訾、以爲好奇者也、故詭更正文、鄉壁虛造不可知之書、變亂常行、以耀於世。諸生競說字、解經誼、稱秦之隸書爲倉頡時書、云、父子相傳、何得改易。乃猥曰、馬頭人爲長、人持十爲斗、虫者、屈中也。廷尉說律、至以字斷法、苛人受錢、苛之字止句也。若此者甚衆、皆不合孔氏古文、謬於史籀。俗儒鄙夫、翫其所習、蔽所希聞。不見通學、未嘗睹字例之條。怪舊執而善野言、以其所知爲秘妙、究洞聖人之微旨。又見倉頡篇中幼子承詔、因曰、古帝之所作也、其辭有神僊之術焉。其迷誤不諭、豈不悖哉。

書曰、予欲觀古人之象。言必遵修舊文而不穿鑿。孔子曰、吾猶及史之闕文、今亡矣夫。蓋非其不知、而不問人、用己私、是非無正、巧說邪辭、使天下學者疑。蓋文字者、經藝之本、王政之始。前人所以垂後、後人所以識古。故曰、本立而道生。知天下之至噴、而不可亂也。今敘篆文、合以古籀、博采通人、至於小大、信而有證。稽譏其說、將以理羣類、解謬誤、曉學者、達神旨。分別部居、不相襍廁也。萬物咸覩、靡不兼載。厥誼不昭、爰明以諭。其僞易孟氏、書孔氏、詩毛氏、禮周官、春秋左氏、論語、孝經、皆古文也。其於所不知、蓋闕如也。書き下しと訳は「説文解字叙」福本雅一『中國書論大系』一所収、二玄社、一九八二・五）を参考とした。

② この「書法」は韋續『墨藪』「五十六種書第一」の一から十三を要約したものと

である。

五十六種書第一并序

自三皇已前、結繩爲政。至太昊、文字生焉。所以依類象形謂之文。形聲相益謂之字。著於竹帛謂之書。書者、以代結繩之政也。故字有六文。一曰象形、日月是也。二曰指事、上下是也。三曰諧聲、江河是也。四曰會意、武信是也。五曰轉注、考老是也。六曰假借、令長是也。又云字有五易。蒼頡變古文、史籀製大篆、李斯製小篆、程邈隸書、漢代作草、是也。其八體者、更加刻符、摹印、蟲書、署書、殳書、傳信、是也。并大小篆爲八。後漢東陽公徐安于搜諸史籍、得十二時書、皆象神形。又加三十三體。共定五十六種書列于後。

- 一、大昊庖羲氏獲惠龍之瑞、始作龍書。
 - 二、炎帝神農氏因上黨羊頭山始生嘉禾八穗書、用頒行時令。
 - 三、黃帝史蒼頡寫鳥跡文、作篆書。
 - 四、因卿雲作雲書。亦黃帝時也。
 - 五、少昊金天氏作鸞鳳書、以鳥紀官、文章衣服、取象古文。
 - 六、科斗書者、因科斗之名。故飾之以形。不知年代。或云顛項高陽氏所作。
 - 七、帝嚳高辛氏以人紀事、作仙人形書。車器衣服皆爲之。
 - 八、帝堯陶唐氏因軒轅靈龜負圖、作龜書。
 - 九、夏后氏作鐘鼎書、以鐘鼎形爲象也。
 - 十、殷湯時仙人務光作倒薤書。
 - 十一、周文王史史佚作虎書。有虎不害人、名騶虞、因茲始也。
 - 十二、周文王亦雀銜書集戶。武王丹鳥入室、以二祥瑞。故作鳥書。
 - 十三、周法魚書者、因素鱗躍舟所作。
- （以下略）

【通釈】

字源流第二十八

文字の起源は上古にはじまり、五帝三王の時には日々改変区別があった。秦になって大きく変化し、漢では各体があらそって出現し、魏晉以下は俗書が入り乱れて通行した。許氏の『説文解字』自叙に次のようにいう、

その昔、庖犧氏が天下に王となると、天を仰いで天文を觀測し、地に俯して法則を觀察し、鳥獸のもようと土地の適否を視、近いものは自分の身に取り、遠いものは物に取った。そこではじめて『易』の八卦を作り、典章制度を伝示示した。黄帝の史官である倉頡は鳥獸の足跡を見て、分理がそれぞれ区別できることを知り、はじめて書契を作った。(その結果)百官は治まり、万物は明らかになった。思うにそれを夫の卦の意から取り、夫は王の朝廷で揚げたとは、文は王者の朝廷に教化を広め明らかにしたのであり、君子が恩恵を下に施したわけは、己を律するには徳を貴び、文を貴ぶのを忌んだからである。倉頡がはじめて書を作ったのは、おそらく同類のものによつて形をかたどつたので、それを文といい、その後、形声の字がふえたので、それを字といつたのであろう。文は物の形のものであり、字は生れて次第に多くなることである。竹帛に書いたものを書という。書は(その物の)如しという意味であり、五帝三王の世になるまで改易しつづけ、字体が異なつたので、『書法』にいう、伏羲氏が龍書を作り、神農氏が穗書を作り、黄帝が雲書を作り、少昊が鸞書を作り、高陽が蝌蚪書を作り、高辛が人書を作り、堯が龜書を作り、禹が鐘鼎書を作り、務光が倒雍書を作り、文王が鳥書を作り、史佚が虎書を作り、武王が魚書を作るような類。泰山で封禪を行ったもの七十二代のうち、同じものはひとつとしてない。

『周禮』に、八歳で小学に入ると、保氏は生徒に最初に六書を教えるのである。

『立有六書第三十』に詳しい。宣王の太史である史籒が大篆十五篇を著わすと、古文と異なる文字があつたが、孔子が六經を書し、左氏が『春秋』の傳を述べるのにみな古文を用いたので、その意味は説明することができる。その後、諸侯は武力で政治を行い、周王に統治されず、禮樂が自分を傷つけることをにくみ、みなその典籍を排斥した。(諸侯は)分裂して七国となり、(各国の)田疇は面

積を異にし、車道は轍の幅を異にし、律令は法律を異にし、衣冠は制度を異にし、言語は発音を異にし、文字は字形を異にした。秦の始皇帝がはじめて天下を統一すると、丞相の李斯はこれらを同じくするように奏上し、秦の文字と合致しないものを廃止した。李斯は『倉頡篇』を作り、中車府令の趙高は『爰歷篇』を作り、太史令の胡毋敬は『博學篇』を作った。いずれも史籒の大篆を取つたり、省略改訂したりしている。これがいわゆる小篆である。この時、秦は經書を焼き滅ぼし、古典を洗うように排除し、役人を多数徵発し、戍役を興し、官獄の事務が繁雑となつたので、はじめて隸書が生れ、簡省化にむかつた。その結果、古文は廢絶した。これ以後、秦の書に八体がある。一は大篆、二は小篆、三は刻符、四は蟲書、五は摹印、六は署書、七は殳書、八は隸書。

漢がおこると草書が生れた。漢の律令では、学僅は十七歳以上になると、はじめて試験を行い、九千字を暗誦書写できれば、役人となることができた。さらに八体の試験を行い、郡では太史に移して(九千字と八体を)試験し、優秀なものを尚書史とした。書写した文字が正しくなかったならば、すぐに檢挙して弾劾した。ところが現在では律令があるのに試験は実施されず、文字の学は修得されず、正しい説に到達しなくなつてひさしい。孝宣皇帝の時に、倉頡の句読に通じているものを招聘し、張敞はそれに従つて学を受けた。涼州刺史の杜業、沛人の爰禮、講學大夫の秦近もその学について語ることができた。孝平皇帝の時に、爰禮ら百人あまりを徵聘し、文字を未央廷内で解説させ、爰禮を小学元士とした。黄門侍郎の揚雄はそれらを集めて『訓纂篇』を作った。およそ『倉頡篇』以下の十四篇、あわせて五千三百四十字、もろもろの書が掲載する字はほぼすべて保存網羅した。

亡んだ新(王莽)が撰政となると、大司空の甄豐らに文書の部を校勘させ、古文を改定させた。当時、六つの書があつた。一は古文、孔子の宅の壁中から見つかった書である。二は奇字、古文であるが(古文とは)異なるものである。

三は篆書、すなわち小篆である。四は左書、すなわち秦の隸書である。秦の始

皇帝が下杜の人程邈に作成させたものである。五は繆篆、印に彫るためのものである。六は鳥蟲書、旗や幟に書くためのものである。壁中の書というのは、魯の恭王が孔子の宅を壊して手に入れた『禮記』『尚書』『春秋』『論語』『孝經』である。さらに北平侯の張蒼は『春秋左氏傳』を献上し、郡国でも往々にして鼎や彝を得たが、その銘は前代の古文であり、いずれも類似していた。遠い昔のことは説明しにくい、その詳細はほぼ説明することができる。しかし世の中の人は大いに非難して、「古文は」奇を好むものが、ことさらに正文を改変し、壁にむかってわけのわからない書字を捏造し、常行を變更混乱し、世の中にひけらかしたものである」とする。学生たちはきそって文字を説明し経義を解説し、秦の隸書を倉頡の時の書であると称し、それは父から子へ伝えられたものであり、どうして改めることができようかといひ、でたらめに「馬頭人が長の字であり、人が十を持つのが斗の字であり、虫の字は中の字を屈曲させたものである」という。廷尉が律令を説くのに、字を用いて法律を判断するようになり、「苛人、錢を受く」の苛の字は止と句からできているとする。このようなものはいくつもあるが、すべて孔氏の古文に合致せず、史籀の字とも誤っている。俗儒鄙夫は自分が習ったことを翫び、あまり聞いたことのないものを信じず、学問に通じるものを見ない。（彼らは）これまで『説文』の「字例の條を見たことがなく、ふるい経書の意味をいぶかしげ、野言のような説をよいものとし、自分の知っていることを秘妙で聖人の微旨を極めるとする。さらに『倉頡篇』中に「幼子、詔を承く」とあるのを見て、「これは昔の帝王が作ったものであり、その言葉の中には神仙の術がある」という。彼らが迷い誤って理解していないのは、なんとあやまりではないだろうか。『書』に「わたしは古人の象を見たいと思う」というのは、古文にしたがい穿鑿しないことをいつているにちがいない。今（わたしのこの書は）篆文を基本として述べ、古籀を参考とし、博識の人の説をひろく採用し、大小あらゆるものにおよび、信頼でき確証もある云云。

これが『説文解字』が古い篆書を漢代に残した理由である。してみると許君がいうように、（古くから）さまざまな字体が出現し、漢にあつてすらすらにそうであった。しかし群經の文字はまだ古い篆書を残していた。今文を伝えたのも隸書だけである。書籍が楷書を用いるようになったのは、唐にはじまり、宋元以下いずれもそれにない、（その結果）古文はどうとう読むことができなくなってしまった。今、小学を講じるには、許氏の『説文』を基礎とし、そのかたわら鐘鼎の遺文を捜し求めなければならぬ。最近の『説文』を治めるものは、段氏玉裁・桂氏馥の書が善本であり、あわせて朱氏（朱雲）・阮氏（阮元）・王氏（王昶）の金石の学を追い求め、古義を深く研究し、俗書に幻惑されてはならない。字学が明らかになってはじめて古い経書を読むことができるのである。

音韻源流第二十九 與士庶四聲參看

文之有韻、自六經始。虞廷賡歌、韻之最古。毛詩用韻、周易象小象雜卦皆韻、離騷太玄易林無不韻。其不韻者、散體之文耳。然其時用韻、本諸天籟、依其聲而協諧之、初無韻書之準也。韻書始萌芽於魏晉李登之聲類、梁沈約之韻譜、積三百餘年、隋陸法言等撰（廣）（切）①韻、唐郭知玄又附益陸書而爲切音。孫愐以切音爲謬、增加刊正、別爲唐韻。其時、沈約諸韻書亦無存者。宋陳彭年邱雍之（唐）（廣）②韻、計二萬三千五百二十五字、丁度宋祁之集韻、計五萬三千五百二十五字、大概本陸孫二家、而刊益之。而廣韻最爲近古、世儒多稱爲唐韻。集韻頗嘗陳彭年邱雍、引用舊文、繁簡失當。景祐以還、列學宮而通行者、則禮部韻略、止收九千五百九十字。他如王宗道之指元、特詳切音。吳棫之韻補、多取古書。是殆即韻中而通其意者耳。紹興間、毛晃之增韻行、而向之廣韻漸廢。淳祐中、平水劉淵始并爲一百七部、又增四百三十六字、名壬子新（刻）（刊）③禮部韻略。是韻之失、不在二百六部之分、而在一百七部之合。元陰時夫又併上聲之極于迴、存一百六部、較禮韻毛劉韻、刊落三千一百餘字。有字極古而刊者、有譌字俗字而闕入者、譌謬不一。而當時或目爲沈韻、或目爲平水韻、誤矣。黃公紹之韻會、分併依劉、而箋注較博、增字至一萬二千五百

二十二字。泥七音三十六母之說、顛倒雜揉、議者謂唐宋韻部分亡於劉、音紐亂於黃、信哉。明初、樂韶鳳宋濂等撰洪武正韻、刪并分部、省爲七十六韻、而併冬於東、併江於陽。後以其未當合、劉三吾校勘黃公紹韻會、書竟不行。詞人相承、惟用平水劉韻。隆慶間、潘恩(之)④又有詩韻輯略、又分二百有八部。總之、自梁而下、韻書益密、而於經愈病。唐宋諸韻、惟廣韻猶不甚壞、其餘徒供詞人之用而已。

至本朝、諸儒起、而古韻乃漸講明。顧炎武謂、古音止有十部。一東冬鍾江、二脂之微齊佳皆灰咍、三魚盧模侯、四眞諄臻文殷元魂痕寒桓刪山先仙、五蕭宵肴豪幽、六歌戈、七陽唐、八耕清青、九蒸登、十侵覃談鹽添咸銜嚴凡。江慎修、於眞已下十四韻、侵已下九韻、各析而二、蕭宵肴豪及尤侯幽亦爲二、故列十三部。而段氏玉裁謂、詩三百篇之韻、確有十七部。于顧氏十部、江氏十三部之後、又確然分之。於今韻則依廣韻部分、於字(書)⑤則宗說文解字、於古音則窮三百篇及羣經有韻之文、於言古音之書、則考顧氏音學五書、江氏古韻標準。以三百篇及周秦所用、正漢魏以後轉移之音、而歷代音韻沿革源流以見、而陸氏部分之故、及顧氏江氏之未協者亦見。此誠千有餘年莫之或省者、一旦而明白通曉者也。故言古韻者、當以段氏爲最精。而爲韻學者、當以三百篇及羣經有韻之文、較其異同、以證諸家之誤。而不可以齊梁以下之韻書繩三代以前之方音也。

【校記】

- ① 「廣」 戴震「六書音均表序」に従い、「切」に改める。
- ② 「唐」 誤字とみなして、「廣」に改める。
- ③ 「刻」 勘誤に従い、「刊」に改める。
- ④ 「之」 勘誤に従い、衍字とみなして削除する。
- ⑤ 吳省欽「說文解字注序」に従い、「書」字を補う。

【書き下し】

音韻源流第二十九 古無四聲と參看せよ

文の、韻有るは、六經より始まる。虞廷の賡歌①は韻の最も古きなり。毛詩は韻を用ひ、周易の彖・小象・雜卦は皆韻し、離騷・太玄・易林は韻せざる無し。其の韻せざる者は、散體の文のみ。然れども其の時、韻を用ふるは、諸を天籟に本づき、其の聲に依りて之を協諧し、初めは韻書の準無きなり。韻書は始めて魏晉の李登の聲類、梁の沈約の韻譜に萌芽す。積むこと三百餘年、隋の陸法言等、切韻を撰し②、唐の郭知玄は又陸書に附益して切音を爲る。孫愐は切音を以て謬りと爲し、増加刊正し、別に唐韻を爲る。其の時、沈約の諸もろの韻書も亦存する者無し。宋の陳彭年・邱雍の廣韻は二萬三千五百二十五字を計へ、丁度・宋祁の集韻は五萬三千五百二十五字を計へ、大概是陸・孫の二家に本づき、之を刊益す。而して廣韻最も古に近きと爲し、世儒多く稱して唐韻と爲す。集韻は頗る陳彭年・邱雍の、舊文を引用するに、繁簡當を失するを嘗る。景祐以還、學宮に列して通行せる者は、則ち禮部韻略は止だ九千五百九十字を收むるのみ。他如へば、王宗道の指元は特に切音に詳らかなり。吳棫の韻補は、多く古書を取る。是れ殆んど韻中に即きて其の意に通ずる者のみ。紹興の間、毛晃の增韻行われ、向の廣韻漸く廢す。淳祐中、平水の劉淵始めて併せて一百七部と爲し、又四百二十六字を増し、壬子新刊禮部韻略と名づく。是れ韻の失は、二百六部の分に在らずして、一百七部の合に在り。元の陰時夫は又上聲の極を迴に併せて、一百六部を存し、禮韻・毛劉韻に較べて三千一百餘字を刊落す。字極めて古にして刊する者有り、譌字俗字にして闖入する者有り、譌謬一ならず。而して當時或いは目して沈韻と爲し、或いは目して平水韻と爲すは誤りなり。黃公紹の韻會は、分併は劉に依り、箋注較や博く、増字は一萬二千五百二十二字に至る。七音三十六母の説に泥んで、顛倒雜揉して、議する者、唐宋の韻の部分は劉に亡び、音紐は黃に亂ると謂ふは、信なるかな。明初、樂韶鳳・宋濂等、洪武正韻を撰し、分部を刪并し、省して七十六韻と爲し、冬を東に併し、江を陽に併す。後、其の未だ當に合すべからざるを以て、劉三吾は黃公紹の韻會を校勘するも、書竟に行はれず。詞人相承け、惟だ平水の劉韻を用ふ。隆慶の間、潘恩又詩韻輯略有り、又二百有八部に分つ。之を總ぶるに、梁より而下、韻書益ます密にして、經に於て

愈いよ病む。唐宋の諸韻、惟だ廣韻のみ猶ほ甚だしくは壞れず、其餘は徒らに詞人の用に供するのみ。

本朝に至りて諸儒起り、古韻乃ち漸く講明す。顧炎武は、「古音は止だ十部有るのみ。一東冬鍾江、二脂之微齊佳皆灰哈、三魚虞模侯、四眞諄臻文殷元魂痕寒桓刪山先仙、五蕭宵肴豪幽、六歌戈、七陽唐、八耕清青、九蒸登、十侵覃談鹽添咸銜嚴凡」③と謂ふ。江慎修は、眞已下の十四韻、侵已下の九韻に於て、各おの析して二とし、蕭宵肴豪及び尤侯幽も亦二と爲すが故に十三部を列す②。而して段氏玉裁は、「詩三百篇の韻には、確かに十七部有り。顧氏の十部、江氏の十三部の後に于て、又確然として之を分つ。今、韻に於ては、則ち廣韻の部分に依り、字書に於ては則ち説文解字を宗とし、古音に於ては則ち三百篇及び羣經の有韻の文を窮め、古音を言ふの書に於ては、則ち顧氏の音學五書、江氏の古韻標準を考す。三百篇及び周秦用ふる所を以て、漢魏以後の轉移の音を正せば、歴代の音韻の沿革源流は以て見はれ、陸氏の部分の故及び顧氏・江氏の未だ協はざる者も亦見はる」④と謂ふ。此れ誠に千有餘年之れ莫し或いは省する者、一旦にして明白通曉せる者なり。故に古韻を言ふ者は、當に段氏を以て最も精しと爲すべし。而して韻學を爲す者は、當に三百篇及び羣經の有韻の文を以て、其の異同を較べて、以て諸家の誤りを證すべし。而して齊梁以下の韻書を以て三代以前の方音を繩す可からざるなり。

【註】

① 『尚書』益稷「帝庸作歌、曰、勅天之命、惟時惟幾。乃歌曰、股肱喜哉、元首起哉、百工熙哉。皋陶拜手稽首、颺言曰、念哉。率作興事、慎乃憲、欽哉。屢省乃成、欽哉。乃賡載歌曰、元首明哉、股肱良哉、庶事康哉。又歌曰、元首叢睦哉、股肱情哉、萬事墮哉。帝拜曰、兪、欽哉。」

② 戴震「六書音均表序」(『戴震文集』卷十)

韻書始萌芽於魏晉李登聲類、積三百餘年、至隋陸法言切韻、梗槩之法乃具。然皆就其時之語言音讀、參校異同、定其遠近洪細、往往有意求密、而用意太過、

強生區別。至如虞夏商周之文、六書之假借諧聲、詩之比音協句以成歌樂、茫乎未之考也。唐初因法言撰本爲選舉士人作律詩之用、視二百六韻中字數多者、限以獨用、字數少者、合比近兩韻或三韻同用、苟計字多寡而已。宋吳棫作韻補、於韻目下始有古通某、古轉聲通某之云、其分合最爲疏舛。鄭庠作古音辨、僅分陽支先虞尤覃六部。近崑山顧炎武更析東陽耕蒸而四、析魚歌而二、故列十部。吾郡老儒江慎修永、於眞已下十四韻、侵已下九韻、各析而二、蕭宵肴豪及尤侯幽亦爲二、故列十三部。古音之學、以漸加詳如是。(中略)段君又有詩經小學、書經小學、說文考證、十七部古韻表等書、將繼是而出、視逃其難、相與鑿空者、於治經孰得孰失也。乾隆丁酉孟春月、休寧戴震序。

③

顧炎武『音論』卷中「古人韻緩不煩改字」

愚按、古音止有十部。一東冬鍾江、二脂之微齊佳皆灰哈、三魚虞模侯、四眞諄臻文殷元魂痕寒桓刪山先仙、五蕭宵肴豪幽、六歌戈、七陽唐、八耕清青、九蒸登、十侵覃談鹽添咸銜嚴凡。宋齊以下、作韻書者、於此十大部、固不必分而分。其支韻字、半入脂之、半入歌戈。麻韻字、半入歌戈、半入魚虞。庚韻字、半入陽唐、半入耕清。尤韻字、半入脂之、半入蕭宵。宋齊以下、作韻書者、於此四小部、又不當合而合。上去二聲倣此。入聲之中、別多舛錯。今隨條正之。

④

吳省欽「六書音均表序」

予友金壇段君若膺六書音均表既成。有問於予者曰、是書何以作。讀之將何用也。曰、是書爲古音而作也。古今語言不同、古音不明、不獨三代秦漢有韻之文不能以讀。其無韻之文假借轉注音義不能知。立乎今日而譯三代秦漢之音。是書爲之舌人也。曰、鄭氏庠、陳氏第、顧氏炎武、江氏永之書何如。曰、鄭氏諸人之書善矣。或分所當合、或合所當分。得是書而義始備也。曰、今官韻依劉淵之一百十七部。而顧氏江氏及是書依陸氏灋言二百六部之舊、何也。曰、必依二百六部之舊、而後可由今韻以推古韻也。如支脂之分爲三。尤與侯、元與魂痕、各分爲二。皆與三百篇合。而一百十七部者去遠也。曰、是書何以於顧氏十部、江氏十三部之後確然定爲十七部也。曰、詩三百篇之韻確有是十七部。而顧氏、江氏分

析未備。其平入分配多未審。是書上溯三百篇。下沿廣韻。廣韻分爲數韻、而三百篇合爲一韻者則爲一部。三百篇在此部、而廣韻遂入於他部。是爲古今音轉移不同。是書第一表及第四表、古本音之義也。然則一韻而廣韻析爲數韻者、何也。曰、音之變也。冬鍾之侈而爲東。支脂之侈而爲佳皆哈。耕清之斂而爲青。眞之斂而爲先。十七部皆有是也。第二表何以作也。曰、今韻於同一諧聲之偏旁、而互見諸部。古音則同此諧聲、卽爲同部。故古音可審形而定也。曰、以古之本音正後人合韻協音之說之非矣。而仍言合韻、何也。曰、古與今異部、是爲古本音。如丘謀尤古在之哈部、而今在尤幽部。曹收茅滔古在尤幽部、而今在蕭宵肴豪部。是也。古與古異部而合用之、是爲古合韻。如母字古在之哈部、詩凡十七見、而蝦蟇協雨。興字古在蒸登部、詩且五見、而大明協林心。是也。知其分而後知其合。知其合而後愈知其分。凡三百篇及三代秦漢之音、研求其所合。又因所合之多寡遠近及異平同入之處、而得其次第。此十七部先後所由定。而第三表及第四表古合韻之義也。曰、古四聲與今四聲不同、何也。曰、古今部分之轉移不同若是。其四聲之轉移不同猶是也。其言表、何也。曰、暴諸外以示人也。是太史公十表之義也。其言音均、何也。曰、古言均、今言韻也。韻皆不見於說文。而韻字則見於薛尚功所載會侯鐘銘是也。其冠以六書、何也。曰、知此而古指事象形諧聲會意之文舉得其部分。得其音韻。知此而古假借轉注可通。故曰六書音均表也。然則讀之而苦其難、何也。曰、於今韻則依廣韻部分。於字書則宗說文解字。於古音則窮三百篇及羣經有韻之文。於言古音之書、則考顧氏音學五書、江氏古韻標準。以三百篇及周秦所用正漢魏以後轉移之音。而歷代音韻沿革源流以見。而陸氏部分之故以見。而顧氏江氏之未協者以見。彼真氏械、楊氏慎、毛氏奇齡之書無論矣。問者曰。有是哉。遂書之以爲釋例。乾隆丁酉五月。南匯吳省欽沖之甫。

【通釈】

音韻源流第二十九 「古無四聲第三十二」と参看しなさい

文章に韻があるのは六経からはじまる。虞舜の朝廷における廣歌は、韻があるもつとも古いものである。『毛詩』は韻を用い、『周易』の彖・小象・雜卦はいずれも押韻し、離騷・『太玄經』・『易林』は押韻しないものはない。押韻しないのは散体の文だけである。しかし当時、韻を用いたのは、自然の音にもとづき、その声によって調和したのであつて、最初は韻書の規準というものはなかった。韻書は魏晉の李登の『聲類』、梁の沈約の『韻譜』に始まる。三百年あまりを経て、隋の陸法言らが『切韻』を撰し、唐の郭知玄はさらに陸法言の書に附益して『切音』を作成した。孫愐は『切音』をあまりとし、増加刊正して、別に『唐韻』を作成した。その時、沈約のもろもろの韻書も現存するものはなかった。宋の陳彭年・邱雍の『廣韻』は二万三千五百二十五字を計え、丁度・宋祁の『集韻』は五万三千五百二十五字を計え、おおよそ陸法言・孫愐の二家にもとづいて増益刊行した。『廣韻』がもつとも古に近いもので、世間の儒者はこれを『唐韻』と称することが多い。『集韻』は、陳彭年・邱雍（の『廣韻』）が古い文章を引用するにあたって、繁簡が妥当でないのをきわめてそしっている。景祐以後、学宮に列して通行するものは、『禮部韻略』が九千五百九十字を収録するだけである。その他、たとえば王宗道の『指元』は特に反切に詳しい。呉械の『韻補』は古書を引用することが多い。これらはほとんどが韻中に即して意味を通じさせたものにすぎない。紹興の間に、毛晃の増韻が行われ、これまでの『廣韻』はようやく廃止された。淳祐中に、平水の劉淵がはじめて韻を合併して一百七部とし、さらに四百二十六字を増加し、『壬子新刊禮部韻略』と名づけた。韻の欠点は二百六部に分けたところにあるのではなく、一百七部に合併したところにある。元の陰時夫はさらに上聲の極を廻に合併して、一百六部を存するが、『禮部韻略』の毛劉韻にくらべて三千二百字あまりを脱落刊行する。きわめて古樸な字で刊行するものがあり、譌字俗字なのに混入するものがあり、そのあやまりはひとつではない。それなのに当時これを沈約の韻とみなしたり、平水韻とみなしたりするのはあやまりである。黄公紹の『韻會』は、分類合併は劉淵にもとづき、箋注は比較的ひろく、一万二千五百二十二字を増加した。七音三十六母

の説に拘泥して、顛倒雜揉して、議論するものが「唐宋の韻の部分けは劉淵に亡び、音紐は黄公紹に乱された」というのもあながちまちがいでない。明の初め、樂韶鳳・宋濂らが、『洪武正韻』を撰し、分部を削刪合併し、省略して七十六韻とし、冬を東に合併し、江を陽に合併した。その後、それらは合併してはならないものであることから、劉三吾が黄公紹の『韻會』を校勘したが、その書はどうとう通行しなかった。詞人はこれを継承し、ただ平水劉韻だけを使用した。隆慶の間に、潘恩に『詩韻輯略』があり、さらに二百八部分けた。要するに、梁より以下、韻書が精密になればなるほど、ますます経を害するようになった。唐宋の諸韻のうちでは、『廣韻』だけがまだあまり破壊されず、それ以外はわずかに詞人の用に供されただけである。

清朝になって諸儒が興起すると、古韻がようやく解明された。顧炎武は「古音は十部しかない。一東冬鍾江、二支脂之微齊佳皆灰哈、三魚虞模侯、四眞諄臻文殷元魂痕寒桓刪山先仙、五蕭宵肴豪尤幽、六歌戈麻、七陽唐、八庚耕清青、九蒸登、十侵覃談鹽添咸衙嚴凡」という。江慎修は、眞已下の十四韻、侵已下の九韻をそれぞれふたつに分け、蕭宵肴豪および尤侯幽もふたつに分けたので、十三部を列挙する。しかし段氏玉裁は『詩經』の三百篇の韻は確実に十七部ある。（私は）顧氏が十部、江氏が十三部分けた後をうけて、さらに明確に分類した。今韻については『廣韻』の部分けにより、字については『說文解字』を宗とし、古音については三百篇および群經の有韻の文を極めつくし、古音について述べた書は、顧氏の『音學五書』、江氏の『古韻標準』を研究する。三百篇および周秦が使用した音で漢魏以後の転移した音を訂正すれば、歴代の音韻の沿革源流がわかり、陸氏の部分けの理由、および顧氏・江氏の協諧しないものもわかる」という。これによってまことに千年あまり存在しなかった、あるいはかえりみられなかったものが、一日にして明らかにになったのである。だから古韻について語るものうちでは、段氏がもっとも精密である。そして韻学を治めるものは、三百篇および群經の有韻の文を利用して、その異同を比較し、諸家の誤りを証明しなければならず、齊梁以下の韻書で三代以前の方

音を正してはならない。

古有六書第三十

周官保氏教國子先以六書。鄭注六書、象形、會意、轉注、處事、假借、諧聲、漢書藝文志則云、象形、象事、象意、象聲、轉注、假借、許氏說文解字敘云、一曰指事、二曰象形、三曰形聲、四曰會意、五曰轉注、六曰假借。其次第各有不同。鄭樵通志云、六書也者、象形爲本。形不可象則屬諸事。事不可指則屬諸意。意不可（全）（會）①則屬諸聲。聲則無不諧矣。五不足而後假借生焉。許君首指事、即以其書之例、首（例）〔列〕②一部之故。至解六書之義、諸家皆與許同云、指事者、視而可識、察而見意、上下是也。象形者、畫成其物、隨體詰詘、日月是也。形聲者、以事爲名、取譬相成、江河是也。會意者、比類合口義、以見指擣、武信是也。轉注者、建類一首、同意相受、考老是也。假借者、本無其字、依聲託事、令長是也。

然考通志曰、獨體爲文、合體爲字。觀乎天文、觀乎人文、而文生焉。天文者自然而成、有形可象者也。人文者人之所爲、有事可指者也。故文統象形指事二體。字者孳乳而浸多也。合數字以成一字者、皆是即會意形聲二體也。四者爲經、造字之本也。轉注假借爲緯、用字之法也。或疑、既分經緯、即不得名曰六書。不知、六書之名、後賢所定、非皇韻先定此例、而後造字也。猶之左氏釋春秋例、皆以意逆志、比類而得其情、非孔子作春秋、先有此例。

而六書次第、自唐以來、易其先後者凡數十家、要以班書爲是。象形指事皆獨體也。而有物然後有事、故宜以象形居首。會意形聲皆合體也。而會意兩體皆義、形聲則聲中大半無義、且俗書多形聲。其會意者、千百之一二耳。即此足知其先後矣。轉注假借在四者之中、而先後亦不可淆也。轉注合數字爲一義、假借分二字爲數義。故以六書分爲三耦論之、象形實、指事虛。物有形、事無形。會意實、形聲虛。合三字三字以爲意、而其義已備。形聲則不能賅備。如煉鍊一字、所煉者金、鍊之者火。饅粿一字、其器兼用金木、而皆分爲兩體。此尤不能賅備之明驗也。轉注實、假借虛。考自成爲考、老自（爲老成）〔成爲老〕③、其訓互通、而各有專義。即如桷椳挈扞、同

爲一物一事、名從主人、各有所謂而不可改也。若夫令爲號令、而借爲令善、長爲久長、而借爲君長、須於上下文法求之、不能據字而直說之、故爲虛也。凡變亂班書之次者、皆不察其虛實者也。

且一字之蘊、形聲義盡之。即六書之名、亦可以形聲義統之。如天字、一大其形也、顯其義也、他前切其聲也。兼明之、而一字之蘊盡矣。象形、形也、指事會意、義也、形聲轉注假借、皆聲也。夫轉注假借在形事意聲四者之中、而可專屬之聲者。假借固無不以聲借也。有去形存聲者。石鼓文、其魚隹可、即維何也。是謂省借。有字外加形者。檀弓、子(蓋)〔蓋〕④言子之志于公平、然則(蓋)〔蓋〕④行乎、鄭注、(蓋)〔蓋〕④當作盍。商頌、百禄是何、儋荷、其本義也。左隱三年傳引作荷、是也。是謂增借而省之增之。其聲無不同者、故亦借及偏旁不同而聲同之字。如禮云射之爲言者釋也、知射古音釋、釋數同從畢聲。振鷺、在此無數、中庸引之作射也。至於轉注、則同一物也、而命之者不同、則字不同。同一事也、而謂之者不同、則字不同。古人用字、貴時不貴古、取其地之方言、而制以爲字、取足達其意而已。而聖人所生之地(不)⑤不同也。唐虞三代、遞處山西河南陝西之境、孔子又生於山東、各用其地之方言、不得少轉注一門矣。故同一持也、而縣持曰挈、脅持曰拊、闕持曰撲、握持曰摯、則不同也。然此猶有縣脅闕握之分也。乃揃掇(批)〔批〕⑥抑皆揜也、攷媛皆美也、媿媿皆樂也。義無異而名不同也。以至爾雅釋詁、一名而累數十字未已、是又兼假借而爲轉注者矣。蓋意有輕重、則語之所施、亦有輕重。是以假借者、一字而數義。何爲其數義也。口中之(同聲)〔聲同〕⑦也。轉注者數字而一義。何爲其數字也。口中之聲不同也。故其始也、呼爲天地、即(爲)〔造〕⑧天地字以寄其聲。呼爲人物、即造人物字以寄其聲。是聲者造字之本也。及其後也、有是聲、即以聲配形而爲字。形聲一門之所以廣也。綜四方之異、極古今之變、則轉注之所以分著其聲也。無其字而取同聲之字以表之。即有其字而亦取同聲之字以通之、則假借之所以蓋萃其聲也。是聲者用字之極也。

此六書之旨之大略也。明乎六書之旨、又何有難解之字哉。

【校記】

- ① 「全」 鄭樵『通志』に従い、「會」に改める。
- ② 「例」 勘誤に従い、「列」に改める。
- ③ 「爲老成」 王筠『說文釋例』に従い、「成爲老」に改める。
- ④ 「蓋」 王筠『說文釋例』に従い、「蓋」に改める。
- ⑤ 「不」 王筠『說文釋例』に従い、削除する。
- ⑥ 「批」 王筠『說文釋例』に従い、「批」に改める。
- ⑦ 「同聲」 王筠『說文釋例』に従い、「聲同」に改める。
- ⑧ 「爲」 王筠『說文釋例』に従い、「造」に改める。

【書き下し】

古に六書有り第三十

周官に、保氏は國子に教ふるに先づ六書を以てす①。鄭は「六書は象形、會意、轉注、處事、假借、諧聲」②と注し、漢書藝文志には則ち「象形、象事、象意、象聲、轉注、假借」③と云ひ、許氏の說文解字叙には「一に曰く指事、二に曰く象形、三に曰く形聲、四に曰く會意、五に曰く轉注、六に曰く假借」④と云ふ。其の次第、各おの同じからざる有り。鄭樵の通志に、「六書なる者は、象形を本と爲す。形、象る可からざれば則ち諸を事に屬す。事、指す可からざれば則ち諸を意に屬す。意、會す可からざれば則ち諸を聲に屬す。聲は則ち諧せざる無し。五足らずして、而る後に假借生ず」⑤と云ふ。許君、指事を首とするは、即ち其の書の例は、首に一の部を列するを以ての故なり。六書の義を解するに至りては、諸家皆許と同じく、「指事なる者は視て識る可く、察して意を見る。上下是れなり。象形なる者は其の物を書き成し、體に隨ひて詰誦す。日月是れなり。形聲なる者は事を以て名を爲し、譬へを取りて相成す。江河是れなり。會意なる者は類を比し誼を合し、以て指擣を見す。武信是れなり。轉注なる者は建類一首、同意相受く。考老是れなり。假借なる者は、本其の字無し、聲に依りて事を託す。令長是れなり」⑥と云ふ。⑦

然れども考するに、通志に「獨體を文と爲し、合體を字と爲す」⑧と曰ふ。天文に觀て、人文に觀て、文生ず。天文は自然にして成り、形の象る可き者有るなり。人文は人の爲す所にして、事の指す可き者有るなり。故に文は象形・指事の二體に統べらる。字は孳乳して浸く多きなり。數字を合して以て一字と成る者は、皆是れ即ち會意・形聲の二體なり。四者を經と爲し、造字の本なり。轉注・假借を緯と爲し、用字の法なり。或ひと、既に經緯に分てば、即ち名づけて六書と曰ふを得ずと疑ふ。知らず、六書の名は後賢の定むる所にして、皇頤⑨先づ此の例を定めて、而る後に字を造るに非ざるを。猶ほ左氏、春秋の例を釋するに、皆意を以て志を逆へ⑩、類を比べて其の情を得、孔子、春秋を作るに、先に此の例有るに非ざるがごとし。⑪

而して六書の次第は、唐より以來、其の先後を易ふる者は、凡そ數十家なるも、要らず班書を以て是と爲す。象形・指事は皆獨體なり。而して物有りて然る後に事有るが故に、宜しく象形を以て首に居くべし。會意・形聲は皆合體なり。而して會意は兩體皆義、形聲は則ち聲中には大半義無く、且つ俗書は形聲多し。其の會意なる者は千百の一二のみ。即ち此れ其の先後を知るに足る。轉注・假借は四者の中に在りて、先後も亦淆ず可からざるなり。轉注は數字を合して一義と爲し、假借は一字を分ちて數義と爲す。故に六書を以て分ちて三耦と爲して之を論ずれば、象形は實、指事は虚。物には形有り、事には形無きなり。會意は實、形聲は虚。二字三字を合して以て意と爲して、而して其の義已に備はれり。形聲は則ち賅備する能はず。如へば、煉・鍊は一字、煉する所の者は金、之を鍊する者は火。鏝・稷は一字、其の器は金木を兼用して、皆分ちて兩體と爲す。此れ尤も賅備する能はざるの明驗なり。轉注は實、假借は虚。考は自ら考と成爲し⑫、老は自ら老と成爲し⑬、其の訓は互いに通じて、各おの專義有り。即ち如へば、桷・榱・挹・扞は同じく一物一事と爲し⑭、名は主人に従ひ、各おの謂ふ所有りて改む可からざるなり。夫れ令を號令と爲し、借りて令善と爲し、長を久長と爲し、借りて君長と爲すが若きは、須く上下の文法に於て之を求むべし、字に據りて直ちに之を説く能はざるが故に虚と爲すな

り。凡そ班書の次を變亂する者は、皆其の虚實を察せざる者なり。⑮

且つ一字の蘊は、形聲義、之を盡くす。即ち六書の名も亦形聲義を以て之を統ぶ可し。如へば、天字、一大は其の形なり、顛は其の義なり、他前の切は其の聲なり⑯。之を兼ね明らかにして、一字の蘊盡せり。象形は形なり、指事・會意は義なり、形聲・轉注・假借は皆聲なり。夫れ轉注・假借は形・事・意・聲の四者の中に在りて、専ら之を聲に屬す可き者なり。假借は固より聲を以て借らざる無きなり。形を去りて聲を存する者有り。石鼓文の「其魚佳可」⑰は即ち維何なり。是れを省借と謂ふ。字外に形を加ふる者有り。檀弓に「子蓋ぞ子の志を公に言はざるか」、「然らば則ち蓋ぞ行らざるか」、鄭注に「蓋は當に恣に作るべし」といふ⑱。商頤の「百禄は何」⑲、僖荷は其の本義なり⑳。左隱三年傳は引きて荷に作る㉑、是れなり。是れを増借して之を省き之を増すと謂ふ。其の聲に同じからざる者無きが故に、亦偏旁同じからずして聲同じきの字を借及す。如へば、禮に「射の言爲るは繹なり」㉒と云へば、射古音釋、繹數同じく畢聲に従ふを知る。振鷺の「在此無數」㉓を、中庸は之を引きて射に作る㉔。轉注に至りては、則ち同一物なるも、之に命ずる者同じからざれば、則ち字同じからず。同一事なるも、之を謂ふ者同じからざれば、則ち字同じからず。古人字を用ふるに、時を貴び古を貴はず、其の地の方言を取りて、制して以て字と爲すも、其の意を達するに足るを取るのみ。而して聖人の生ずる所の地同じからざればなり。唐虞三代、遞るがはる山西・河南・陝西の境に處り、孔子は又山東に生れ、各おの其の地の方言を用ひ、轉注の一門少きを得ず。故に同一の持なるも、縣持を擘と曰ひ㉕、魯持を拊と曰ひ㉖、閔持を揲と曰ひ㉗、握持を擘と曰ひ㉘、則ち同じからざるなり。然れども此れ猶ほ縣・魯・閔・握の分有るなり。乃ち揃・掇・批・擗は皆擘なり㉙、攷・媛は皆美なり㉚。娛・媿は皆樂なり㉛。義異なる無きも名同じからざるなり。以て爾雅釋詁に至りては、一名にして數十字を累ぬるも未だ已まず。是れ又假借を兼ねて轉注と爲す者なり。蓋し意に輕重有らば、則ち語の施す所も亦輕重有り。是を以て假借なる者は、一字にして數義なり。何爲れぞ其れ數義なるか。口中の聲同じければなり。轉注なる者は、數字にして一義な

り。何爲れぞ其れ數字なるか。口中の聲同じからざればなり。故に其の始めや、呼びて天地と爲さば、即ち天地の字を造りて以て其の聲に寄す。呼びて人物と爲さば、即ち人物の字を造りて以て其の聲に寄す。是れ聲は造字の本なり。其の後に及んで、是の聲をば、即ち聲を以て形に配して字と爲す。形聲一門の廣むる所以なり。四方の異を綜べて、古今の變を極むるは、則ち轉注の、其の聲を分著する所以なり。其の字無くして同聲の字を取りて以て之を表す。即しくは其の字有りて亦同聲の字を取りて以て之に通ずるは、則ち假借の、其の聲を薈萃する所以なり。是れ聲なる者は用字の極みなり。③

此れ六書の旨の大略なり。六書の旨に明らかならば、又何ぞ解し難きの字有らんや。

【註】

- ① 『周禮』卷十四、保氏「保氏、掌諫王惡、而養國子以道。乃教之六藝、一曰五禮、二曰六樂、三曰五射、四曰五馭、五曰六書、六曰九數」。
- ② 『周禮』卷十四、保氏、鄭司農注「鄭司農云、……六書、象形、會意、轉注、處事、假借、諧聲也」。
- ③ 『漢書』卷三十、藝文志「古者八歲入小學、故周官保氏掌養國子、教之六書、謂象形、象事、象意、象聲、轉注、假借、造字之本也」。
- ④ 許慎『說文解字敘』「周禮、八歲入小學、保氏教國子、先以六書。一曰指事。指事者、視而可識、察而見意、上、下是也。二曰象形。象形者、畫成其物、隨體詰詘、日、月是也。三曰形聲。形聲者、以事爲名、取譬相成、江、河是也。四曰會意。會意者、比類合誼、以見指擣、武、信是也。五曰轉注。轉注者、建類一首、同意相受、考、老是也。六曰假借。假借者、本無其字、依聲託事、令、長是也」。
- ⑤ 鄭樵『通志』卷三十一、六書一、六書序「六書也者、象形爲本。形不可象則屬諸事。事不可指則屬諸意。意不可會則屬諸聲。聲則無不諧矣。五不足而後假借生焉」。
- ⑥ 許慎『說文解字敘』「指事者、視而可識、察而見意、上、下是也。象形者、畫

成其物、隨體詰詘、日月是也。形聲者、以事爲名、取譬相成、江河是也。會意者、比類合誼、以見指擣、武信是也。轉注者、建類一首、同意相受、考老是也。假借者、本無其事、依聲託事、令長是也」。

⑧ 鄭樵『通志』卷三十六、七音略第一、七音序「獨體爲文、合體爲字」。

⑦ 以上の一節は王筠『說文釋例』卷一「六書總說」をまとめたものであろう。

筠案、六書次第、似班書首象形爲是。通志云、六書也者、象形爲本。形不可象、則屬諸事。事不可指、則屬諸意。意不可會、則屬諸聲。聲則無不諧矣。五不足而後假借生焉。許君首指事、似不可解。楊錫勣曰、文字之作、因事而起。其說似未確。余弟範曰、說文開卷、即列一上兩部。故先之也。余笑曰、一畫開天、無所不統矣。是說仍未確。姑存之。

⑨ 「皇頡」は文字を始めて作ったといわれる倉頡に対する尊称。

⑩ 『孟子』萬章上「咸丘蒙曰、舜之不臣堯、則吾既得聞命矣。詩云、普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣。而舜既爲天子矣、敢問瞽瞍之非臣、如何。曰、是詩也、非是之謂也、勞於王事而不得養父母也。曰、此莫非王事、我獨賢勞也。故說詩者、不以文害辭、不以辭害志。以意逆志、是爲得之。如以辭而已矣、雲漢之詩曰、周餘黎民、靡有孑遺。信斯言也、是周無遺民也」。

- ⑪ この一節はほぼ王筠『說文釋例』卷一「六書總說」の引用である。
筠案、此書名以說文解字者、說其文解其字也。通志曰、獨體爲文、合體爲字、是也。觀乎天文、觀乎人文、而文生焉。天文者、自然而成、有形可象者也。人文者人之所爲、有事可指者也。故文統象形指事一體。字者孳乳而寢多也。合數字以成一字者皆是、即會意形聲一體也。四者爲經、造字之本也。轉注假借爲緯、用字之法也。或疑、既分經緯、即不得名曰六書、不知六書之名、後賢所定、非皇頡先定此例、而後造字也。猶之左氏釋春秋例、皆以意逆志、比類而得其情、非孔子作春秋、先有此例也。
- ⑫ 『說文解字』「考、老也。从老省、丂聲」。
- ⑬ 『說文解字』「老、考也。七十曰老。从人、毛、匕、言須髮變白也」。

- ⑭ 『說文解字』「桷、椽也。椽方曰桷。从木角聲。春秋傳曰、刻桓宮之桷。」
 『說文解字』「椽、秦名爲屋椽、周謂之椽、齊魯謂之桷。从木袁聲。」
 『說文解字』「扞、扞也。从手邑聲。」
 『說文解字』「扞、扞也。从手予聲。」
- ⑮ この一節は王筠『說文釋例』卷一「六書總說」の引用である。
 六書次第、自唐以來、易其先後者凡數十家、要以班書爲是。象形指事皆獨體也。而有物然後有事、故宜以象形居首。會意形聲皆合體也。而會意兩體皆義、形聲則聲中大半無義、且俗書多形聲。其會意者千百之一二耳。即此足知其先後矣。轉注假借在四者之中、而先後亦不可淆者。轉注合數字爲一義、假借分一字爲數義也。故以六書分爲三耦論之、象形實、指事虛。物有形、事無形也。會意實、形聲虛。合三字三字以爲意、而其義已備。形聲則不能賅備。如煉鍊一字、所煉者金、鍊之者火。鏝椶一字、其器兼用金木、而皆分爲兩體。此尤不能賅備之明驗也。轉注實、假借虛。考自成爲考、老自成爲老、其訓互通、而各有專義也。即如桷椽扞扞、同爲一物一事、名從主人、各有所謂而不可改也。若夫令爲號令、而借爲令善、長爲久長、而借爲君長、須於上下文法求之、不能據字而直說之、故爲虛也。凡變亂班書之次者、皆不察其虛實者也。
- ⑯ 『說文解字』「天、顛也。至高無上从一大。他前切。」
- ⑰ 『石鼓文』第二鼓「其魚佳可、佳鱗佳鯉。可以棄之、佳楊及柳」（其の魚は維れ何ぞ、維れ鱗、維れ鯉。何を以てか之を棄まん、維れ楊と柳と）。
- ⑱ 『禮記』卷六、檀弓上「晉獻公將殺其世子申生、公子重耳謂之曰、子蓋言子之志於公平。世子曰、不可、君安驪姬、是我傷公之心也。曰、然則蓋行乎」。鄭玄注「蓋皆當爲盍。盍、何不也」。
- ⑲ 『詩經』商頌、玄鳥「天命玄鳥、降而生商。宅殷土芒芒。古帝命武湯、正域彼四方。方命厥後、奄有九有。商之先後、受命不殆、在武丁孫子。武丁孫子、武王靡不勝。龍旗十乘、大糝是承。邦畿千里、維民所止、肇域彼四海。四海來假、來假祁祁。景員維河、殷受命咸宜、百祿是何」。
- ⑳ 『說文解字』八上「何、僮也。从人可聲」。
- ㉑ 『左傳』隱公三年「商頌曰、殷受命咸宜、百祿是荷、其是之謂乎」。
- ㉒ 『禮記』卷六十二、射義「射之爲言者釋也、或曰舍也。釋者、各釋己之志也」。
- ㉓ 『詩經』臣工之什、振鷺「振鷺于飛、于彼西雝。我客戾止、亦有斯容。在彼無惡、在此無歎。庶幾夙夜、以永終譽」。
- ㉔ 『禮記』第三十一、中庸「詩曰、在彼無惡、在此無射、庶幾夙夜、以永終譽」。
- ㉕ 『說文解字』十二上「挈、縣持也。从手切聲」。
- ㉖ 『說文解字』十二上「拊、脅持也。从手甘聲」。
- ㉗ 『說文解字』十二上「揲、閱持也。从手棊聲」。
- ㉘ 『說文解字』十二上「摯、握持也。从手執」。
- ㉙ 『說文解字』十二上「擯、擯也。从手前聲」。
- ㉚ 『說文解字』十二上「擗、擗也。从手滅聲」。
- ㉛ 『說文解字』十二上「批、批也。从手此聲」。
- ㉜ 『說文解字』十二上「擗、擗也。从手即聲」。
- ㉝ 『說文解字』十二下「娉、三女爲娉。娉美也。从女宀省聲」。
- ㉞ 『說文解字』十二下「媛、美女也。人所援也。从女爰引也」。
- ㉟ 『說文解字』十二下「娛、樂也。从女吳聲」。
- ㊱ 『說文解字』十二下「媼、樂也。从女吳聲」。
- ㊲ この一節は王筠『說文釋例』卷一「六書總說」の引用である。
 一字之蘊、形聲義盡之。即六書之名、亦可以形聲義統之。即如天字、一大其形也、顛其義也、他前切其聲也。兼明之、而一字之蘊盡矣。象形、形也、指事會意、義也、形聲轉注假借、皆聲也。夫轉注假借在形事意聲四者之中、而可專屬之聲者。假借固無不以聲借也。有去形存聲者。石鼓文、其魚佳可、即維何也。是謂省借。有字外加形者。檀弓、子蓋言子之志于公平、然則蓋行乎、鄭注、蓋當作盍。商頌、百祿是何、僮荷、其本義也。左隱三年傳引作荷、是也。是謂增借而省之增之。其聲無不同者、故亦借及偏旁不同而聲同之字。如禮云射之爲言

者釋也、知射古音釋、釋數同從畢聲。振鷺、在此無數、中庸引之作射也。至於轉注、則同一物也、而命之者不同、則字不同。同一事也、而謂之者不同、則字不同。古人用字、貴時不貴古、取其地之方言、而制以爲字、取足達其意而已。而聖人所生之地不同也。唐虞三代、遞處山西河南陝西之境、孔子又生於山東、各用其地之方言、不得少轉注一門矣。故同一持也、而縣持曰擘、魯持曰拊、閔持曰擘、握持曰擘、則不同也。然此猶有縣魯閔握之分也。乃揃揃批御皆捧也、欸媛皆美也。娛嬉皆樂也。義無異而名不同也。以至爾雅釋詁、一名而累數十字未已、是又兼假借而爲轉注者矣。蓋意有輕重、則語之所施、亦有輕重。是以假借者、一字而數義。何爲其數義也。口中之聲同也。轉注者數字而一義。何爲其數字也。口中之聲不同也。故其始也、呼爲天地、即造天地字以寄其聲。呼爲人物、即造人物字以寄其聲。是聲者造字之本也。及其後也、有是聲、即以聲配形而爲字。形聲一門之所以廣也。綜四方之異、極古今之變、則轉注之所以分著其聲也。無其字而取同聲之字以表之。即有其字而亦取同聲之字以通之、則假借之所以薈萃其聲也。是聲者用字之極也。聲之時用大矣哉。

【通釈】

古には六書がある第三十

『周官』に「保氏は學生に最初に六書を教える」とあり、鄭司農は「六書とは象形、會意、轉注、處事、假借、諧聲である」と注し、『漢書』藝文志には「象形、象事、象意、象聲、轉注、假借」といい、許氏の『說文解字』の敘に、「一に曰く指事、二に曰く象形、三に曰く形声、四に曰く會意、五に曰く轉注、六に曰く假借」とい、(六書の)順序はそれぞれ異なる。鄭樵の『通志』に「六書は、象形が根本である。形が象ることができなければ事に託する。事が指すことができなければ意に託する。意があらわすことができなければ声に託する。声はあわなないものはない。以上の五者では足りず、はじめて假借が産生した」という。許君が指事を冒頭に置くのは、その書の体例として、冒頭に一の部を列挙するからである。六書の意味の

解釈については、諸家いずれも許慎と同じで、「指事とは、見て識別することができる。察して意味がわかるものである。上・下がそれである。象形とは、その物の形を描き、形にしたがって曲折したものである。日・月がそれである。形声とは、事を名とし、意味を取ってできたものである。江・河がそれである。會意とは、類似したものを作って意味をあらわして指し示すものである。武・信がそれである。轉注とは、類を建てて首字をひとつにし、同じ意味で受けとったものである。考・老がそれである。假借とは、もともとその字がなく、声によって事を託したものである。令・長がそれである」という。

しかし考察するに、『通志』に「独体が文であり、合体が字である」という。天文を觀測し、人文を觀察して、文字が生れた。天文は自然に造成したものであり、象ることのできる形がある。人文は人が行うものであり、指し示すことのできる事がある。だから文は象形・指事の二体に統一される。字は生まれて次第に多くなり、いくつかの字を合せて一字としたものが會意・形声の二体である。この四者が縦糸であり、造字の基本である。轉注・假借が横糸であり、用字の方法である。ある人は、「縦と横に分けてしまえば、六書ということではできない」というが、六書という名称は後世の賢人が定めたものであり、皇韻(倉頡)がさきはこの例を定めてから字を造ったのではないことを理解していない。これは左氏が『春秋』の例を解釈するにあたって、自分の意でもって作者の真意を推測し、同類のものをならべてその実情を得たが、孔子が『春秋』を作った時に、さきこのような例があったのではないのと同じである。

六書の順序は、唐以来、その先後をいれかえるものは、あわせて数十家あるが、班固の書『漢書』藝文志を正しいとしなければならない。象形・指事はいずれも独体である。しかし物が存在してはじめて事があるので、象形を冒頭に居かなければならない。會意・形声はいずれも合体である。しかし會意は両体とも意味であり、形声は声にはほとんど意味はなく、なおかつ俗書には形声が多い。會意は千分の一か二にすぎない。これらのことからその先後がよくわかる。轉注・假借は四者の中

にあつて、先後はやはり乱してはならない。転注はいくつかの字を合せてひとつの意味とし、仮借は一字を分けていくつかの意味としている。だから六書を三組に分けて議論すると、象形は実、指事は虚、物には形があり、事には形がない。会意は実、形声は虚。二字三字を合せて意味としており、その意味はすでに具備する。形声は意味を具備することはできない。たとえば、「煉」と「鍊」は同じ字であるが、精煉されるものは金属であり、精鍊するものは火である。「鏝」と「椶」は同じ字であるが、その道具は金と木を併用しており、ふたつの形体に分かれている。これがとりわけ（形声が）意味が具備することができないはつきりした証拠である。転注は実、仮借は虚。「考」はそれ自身が考であり、「老」はそれ自身が老であり、その訓はたがいに通用してそれぞれ専門の意味がある。たとえば、「桷」と「椽」、「挹」と「杼」は同じ物、同じ事であるのに、名称は主人に従い、それぞれあらわすものがあつて改めることはできない。さて「令」は号令であるが、仮借して令善となり、「長」は久長であるが、仮借して君長となるのは、上下の文法からその意味を求めなければならず、文字を根拠としてすぐに説明できないので、これは虚である。そもそも班固の書の（六書の）順序を変更するものは、いずれもその虚実を理解していない。

なおかつ一字が包含するものは、形と声と義につくされている。つまり六書の名称も形と声と義をもちいて統一しなければならない。たとえば、「天」の字は、一大がその形であり、顛がその義であり、他前の切がその声である。この三つを同時に明らかにして、はじめて一字が包含するものがつくされる。象形は形であり、指事・会意は義であり、形声・転注・仮借はいずれも声である。そもそも転注・仮借は象形・指事・会意・形声の四者の中で、もっぱら声に託することができるものである。仮借はもちろん声を借りないものはない。形を取り去つて声を存するものがある。『石鼓文』の「其魚佳可」（の「佳可」）は「維何」である。これを省借という。字の外に形を加えるものがある。檀弓に「子蓋ぞ子の志を公に言はざるか」、「然らば則ち蓋ぞ行らざるか」とあり、鄭注に「蓋は當に蓋に作るべし」という。商頌の

「百禄是何」の「何」は、僣荷（になう、かつぐ）がその本義である。『左傳』隱公三年が引用して「荷」に作るのがそれである。これを増借して省略して増すという。さらに同じ声のものがないので、偏旁は異なるが声が同じ字を借用するものがある。たとえば、『儀禮』に「射の言爲るは釋なり」とあることから、射の古音は釋で、釋と數が同じく畢の聲に従うことがわかる。振鷲の「在此無數」を、『中庸』は引用して「射」に作る。転注については、同じ物でありながら命名するものが同じでなければ、字は同じではない。同一の事でありながら話すものが同じでなければ、字は同じではない。古人が字を用いる場合、現在の時を貴び古いことを貴ばず、その地の方言を取つて字を作成し、その意味が伝わればそれで充分である。しかし聖人の生まれた地は同じではない。唐・虞・三代は、かわるがわる山西・河南・陝西の境に居住し、孔子も山東に生れ、それぞれその地の方言を用いたので、轉注という一部門がないわけにはいかなかった。だから同じ「持」であっても、縣持（さげる）を「掣」といい、脅持（さしはさむ）を「拑」といい、閔持（かぞえてもつ）を「揲」といい、握持（つかむ）を「摯」というように、同じではない。しかしこれは縣・脅・閔・握の区別があるのと同じである。そこで揃・擗・批・擗はいずれも擗という意味であり、攷・媛はいずれも美という意味であり、娛・媿はいずれも樂という意味である。意味は同じなのに名称は異なる。『爾雅』釋詁になると、ひとつの名称でありながら数十字ならべて解釈してもおわらない。これは仮借を兼ねて転注としたものである。思うに意味に軽重があれば、語が及ぼすところにも軽重がある。そこで仮借というものは、一字でありながら複数の意味があるものである。どうして複数の意味があるのか。発音が同じだからである。転注というものは、複数の字でありながらひとつの意味であるものである。どうして複数の字があるのか。発音が同じではないからである。だからその始めは、あるものを天地という名称で呼べば、天地という字を作つてその声に寄せる。人物の呼称とすれば、人物の字を作つてその声に寄せる。このように声は造字の根本である。その後になつて、この声があれば、声を形に配して字形としたのが、声の一部門が広まった理由である。

四方の異同を綜合して、古今の変をきわめるのが、転注が声を分割する理由である。その字がなくて同じ声の字を取ってそれをあらわす、もしくはその字があつても、同じ声の字を取ってそれに通じるのが、仮借が声をあつめる理由である。このように声は用字の極みである。

以上が六書の旨の大略である。六書の旨に明らかであれば、どうして理解するのがむずかしい字があるうか。

古無四聲第三十一

四聲之説、倡於齊梁。齊周彦倫作四聲切韻、梁沈約繼之、撰四聲一卷、而韻譜成矣、古無是也。

錢氏曉微云、昔倉頡制字、黃帝正名、各指所之、有條不紊。許氏説文、分別部居、以形定聲、不聞於聲之中更有輕重異讀。而魏晉以後、經師強立兩音、千餘年來、遵守不易。唯魏華父著論非之、謂未有四聲反切之前、安知不皆有平聲。此可謂先覺者矣。離騷、好蔽美而稱惡、與固悟古爲韻。孰云蔡子之美惡、與字爲韻。是美惡之惡、亦讀去聲。左傳、周鄭交惡、陸元朗無音。是相惡之惡、亦讀入聲。孝經、愛親者不敢惡於人、行滿天下無怨惡、陸元朗並云、惡烏路反、舊如字。蓋好惡之有兩讀、始於葛洪字苑、漢魏諸儒本無區別。陸氏生於陳隋之世、習聞此説、而亦不能堅守、且稱爲舊、則今之分別、非古音之舊、審矣。予我之予、錫予之予、今人分平上兩音、而三百篇、楚詞皆讀上聲。當直之當、允當之當、今人分平去兩音、而孔子贊易、皆讀平聲。漢儒言讀若者、正其義、不必易其音。鄭康成注禮記仁者人也、讀如相人偶之人、自古訖今、未聞人有別音。可見虛實動靜之分、皆六朝俗師、妄生分別、古人固未之有也。顏之推譏江南學士讀左傳、口相傳述、自爲凡例。軍自敗曰敗、打破〔人〕①軍曰敗補敗反。此爲穿鑿。而廣韻十七夬部、敗有薄邁補敗二切、以自破破他爲別、即用江南學士穿鑿之例。蓋自韻學興、而聲音益戾於古、自謂密於審音、而齟齬不安者益多。

而顧氏亭林云、四聲之論、雖起於江左、然古人之詩、已自有遲疾輕重之分。故平多

韻平、仄多韻仄。亦有不盡然者。而上或轉爲平、去或轉爲平上、入或轉爲平上去、則在歌者之抑揚高下、故四聲可以並用。騏驎是中、騏驎是騷。龍盾之合、逵以饒駟。言念君子、溫其在邑。方何爲期、胡然我念之、合駟邑念四字、皆平而韻騷。一之日、發、二之日栗烈、無衣無褐、何以卒歲、發烈褐三字、皆去而韻歲。今之學者必曰、此字元有三音、有兩音、故可通用、不知古人何嘗屑屑於此哉。一字之中、自有平上去入、今一一取而注之、字愈多、音愈雜、而學者愈迷不識其本。此所謂大道以多歧亡羊也。

又云、五方之音、有遲疾輕重之不同。淮南子云、輕土多利、重土多遲、清水音小、濁水音大、陸法言切韻序曰、吳楚則時傷輕淺、燕趙則多傷重濁、秦隴則去聲爲入、梁益則平聲似去。約而言之、即一人之身而詞氣先後之間亦不能齊。其重其疾、則爲入爲去爲上、其輕其遲則爲平、遲之又遲則一字而爲二字、茨爲蒺藜、惟爲終葵、是也。故注家多有疾言遲言之解。而劉勰文心雕龍謂、疾呼中宮、徐呼中徵。夫一字而可以疾呼徐呼。此一字兩音三音之所由昉也。

案顧氏之説、與錢氏異。四聲之起在梁齊、而顧亂則在唐下。惟我朝諸老出、而稍稍探源古音以歸於正、亦天地之氣運爲之歟。

【校記】

① 『顏氏家訓』に従い、「人」字を補う。

【書き下し】

古に四聲無し第三十一

四聲の説は齊・梁よに倡よふ。齊の周彦倫、四聲切韻を作り、梁の沈約之を繼いで、四聲一卷を撰し、韻譜成るも、古には是れ無きなり。

錢氏曉微①云ふ、「昔、倉頡、字を制し、黃帝、名を正し、各おの之おく所を指し、條有りて紊みだれず。許氏の説文は、部居を分別し、形を以て聲を定むるも、聲の中に於て更に輕重異讀有るを聞かず。而して魏晉以後、經師強しひて兩音を立て、千餘年

來、遵守して易へず。唯だ魏華父、論を著はして之を非とし、未だ四聲反切有らざるの前に、安くんぞ皆平聲有らざるを知らんやと謂ふ②。此れ先覺者と謂ふ可し。離騷の『好蔽美而稱惡』③は、固・悟・古と韻を爲す。『孰云察予之美惡』④は字と韻を爲す。是れ美惡の惡も亦去聲に讀む。左傳の『周鄭交惡』⑤、陸元朗は音無し。是れ相惡の惡も亦入聲に讀む。孝經の『愛親者不敢惡於人』⑥、『行滿天下無怨惡』⑦、陸元朗並びに『惡は烏路の反、舊、字の如し』と云ふ。蓋し好惡の兩讀有るは、葛洪の字苑に始まり⑧、漢魏の諸儒は本區別無し。陸氏、陳隋の世に生れて、此の説を習聞するも、亦堅守する能はず、且つ稱して「舊」と爲さば、則ち今の分別は古音の舊に非ざること審らかなり。予我の予、錫予の予、今人、平上の兩音に分くるも、而れども三百篇・楚詞は皆上聲に讀む⑨。當直の當、允當の當、今人、平去の兩音に分くるも、而れども孔子、易を贊して、皆平聲に讀む⑩。漢儒、「讀若」と言ふ者は、其の義を正し、必ずしも其の音を易へず。鄭康成、禮記の『仁者人也』に注して、『讀むこと』『相人偶之』の人の如し⑪と注するも、古より今に訖ぶまで、未だ人に別音有るを聞かず。虚實動靜の分は皆六朝の俗師、妄りに分別を生じ、古人、固より未だ之れ有らざるを見る可きなり。顔之推、『江南の學士、左傳を讀み、口相傳述し、自ら凡例と爲す。軍自ら敗るるを敗と曰ひ、人の軍を打破するを敗補敗の反と曰ふ、此れ穿鑿と爲す』⑫と譏る。而るに廣韻十七支部には、敗に薄邁・補敗の二切有り⑬、自破・破他を以て別と爲すは、即ち江南學士の穿鑿の例を用ふ。蓋し韻學興りてより、聲音益ます古に戻り、自ら審音に密なりと謂ふも、齟齬して安んぜざる者益ます多し」と。

而して顧氏亭林⑭云ふ、「四聲の論は、江左に起ると雖も、然れども古人の詩には、已に自ら遲疾輕重の分有り。故に平は平に韻すること多く、仄は仄に韻すること多し。亦盡くは然らざる者有り。而して上或いは轉じて平と爲り、去或いは轉じて平上と爲り、入或いは轉じて平上去と爲るは、則ち歌ふ者の抑揚高下に在るが故に、四聲は以て並用す可し。『騏驎是中、駟驥是驂。龍盾之合、盜以餽軛。言念君子、溫其在邑。方何爲期、胡然我念之』⑮、合・軛・邑・念の四字は、皆平にして驂に

韻とす。『一之日鶩發、二之日栗烈、無衣無褐、何以卒歲』⑯、發・烈・褐の三字は皆去にして歳に韻とす。今の學者必ず『此の字、元三音有り、兩音有るが故に、通用す可し』⑰と曰ふも、古人何ぞ嘗て此れに屑屑なるを知らざらんや。一字の中、自ら平上去入有り、今一一取りて之に注すれば、字愈いよ多く、音愈いよ雜にして、學ぶ者愈いよ迷ひて其の本を識らず。此れ所謂大道以て歧多く羊を亡ふ⑱なり」と。又⑲云ふ、「五方の音に、遲疾輕重の同じからざる有り。淮南子に『輕土は利多く、重土は遲多し。清水は音小に、濁水は音大なり』⑳と云ひ、陸法言の切韻序に『呉・楚は則ち時に輕淺に傷つき、燕・趙は則ち多く重濁に傷つき、秦・隴は則ち去聲を入と爲し、梁・益は則ち平聲、去に似たり』㉑と曰ふ。約して之を言へば、即ち一人の身にして詞氣先後の閒にも亦齊しくする能はず。其の重、其の疾は則ち入と爲り去と爲り上と爲り、其の輕、其の遲は則ち平と爲り、遲の又遲は則ち一字にして二字と爲る。茨を蒺藜と爲し㉒、椎を終葵と爲す㉓、是れなり。故に注家に多く疾言遲言の解有り。而して劉勰の文心雕龍に、『疾呼して宮に中り、徐呼して衢に中る』㉔と謂ふ。夫れ一字にして以て疾呼・徐呼す可し。此れ一字に兩音三音の由りて昉まる所なり」と。

案ずるに顧氏の説は錢氏と異なる。四聲の起るは梁・齊に在りて、顛亂は則ち唐より下に在り。惟だ我が朝の諸老出でて、稍稍古音を探源して以て正に歸するも、亦天地の氣運之を爲すか。

【註】

① 錢大昕『潛研堂文集』卷十五、「音韻問答十二」

問、古人一字兩讀出于轉音、是固然矣。又有一音而平側異讀。如觀瞻觀示有平去之分。好惡美惡有去入之別。以至先後上下高深遠近見聞視聽之等、並以動靜區爲兩音、不審古人制字之始已有之乎。曰、昔倉頡制字、黃帝正名、各指所之、有條不紊。許氏說文分別部居、以形定聲、不聞於聲之中、更有輕重異讀。而魏晉以後、經師強立兩音、千餘年來、遵守不易。此可謂先覺者矣。離騷、好蔽美

- 而稱惡、與固悟古爲韻。孰云察予之美惡、與字爲韻。是美惡之惡、亦讀去聲。左傳、周鄭交惡、陸元朗無音。是相惡之惡、亦讀入聲。孝經、愛親者不敢惡於人、行滿天下無怨惡、陸元朗並云、惡烏路反、舊如字。蓋好惡之有兩讀、始於葛洪字苑。漢魏諸儒本無區別。陸氏生於陳隋之世、習聞此說、而亦不能堅守、且稱爲舊、則今之分別、非古音之舊審矣。予我之予、錫予之予、今人分平上兩音、而三百篇、楚詞皆讀上聲。當直之當、允當之當、今人分平去兩音、而孔子贊易、皆讀平聲。漢儒言讀若者、正其義、不必易其音。鄭康成注禮記仁者人也、讀如相人偶之人。自古訖今、未聞人有別音、可見虛實動靜之分、皆六朝俗師、妄生分別、古人固未之有也。顏之推譏江南學士讀左傳、口相傳述、自爲凡例。軍自敗曰敗、打破人軍曰敗補敗反。此爲穿鑿、而廣韻十七支部、敗有薄邁補敗二切、以自破破他爲別、即用江南學士穿鑿之例。蓋自韻學興、而聲音益戾於古、自謂密於審音、而齟齬不安者益多。
- ② 「魏華父」は魏了翁。魏了翁「永嘉薛榮祖臨予觀亭記本而書袁和叔之語曰觀外不如觀內觀民不如自觀以求予一言」(『鶴山先生大全文集』卷六十二)「今傳注之說、則象象爲觀示之觀、六爻爲觀瞻之觀。竊意、未有四聲反切以前、安知不皆爲平聲乎」。
- ③ 「楚辭」離騷、「理弱而媒拙兮、恐導言之不固。世溷濁而嫉賢兮、好蔽美而稱惡。閨中既以邃遠兮、哲王又不寤。懷朕情而不發兮、余焉能忍與此終古」。
- ④ 「楚辭」離騷、「何所獨無芳草兮、爾何懷乎故宇。世幽昧以眩曜兮、孰云察余之善惡」。
- ⑤ 「春秋左氏傳」隱公三年、「秋、又取成周之禾。周鄭交惡」。
- ⑥ 「孝經」天子章第二、「子曰、愛親者不敢惡於人。敬親者不敢慢於人」。
- ⑦ 「孝經音義」不敢惡 烏路反、注同、舊如字。
- ⑧ 「孝經」卿大夫章第四「口無擇言、身無擇行、言滿天下、無口過、行滿天下、無怨惡」。
- ⑨ 「經典釋文」孝經音義「無怨惡 烏路反、舊如字、注同」。
- ⑩ 顏之推「顏氏家訓」卷七、第十八章「夫物體自有精麤。精麤謂之好惡。人心有所去取。去取謂之好惡。此音見於葛洪徐邈。而河北學士讀尚書云、好生惡逆。是爲一論物體。一就人情。殊不通矣」。
- ⑪ 「詩經」小雅・魚藻之什・采芣の「彼交匪紆、天子所予」(彼れの交は紆に匪ず、天子の予ふる所)の「予」に、「釋文」は「音與」と注し、「楚辭」離騷「申其晉予」(申申として其れ予を晉る)の洪興祖「補注」に「予音與」とある。
- ⑫ 「孔子贊易」が具体的に何を指すのかは未詳。ただ『易精蘊大義』卷八に「儒曰、文王于繫辭、明盛極必衰之理。故曰宜日中。周公于爻辭、明明極必昏之理。故曰日中見斗、日中見沫。孔子贊易、遂曰、日中則昃、月盈則食、天地盈虛、與時消息。是三聖之意一也」(日中則昃、月盈則食。天地盈虛、與時消息。は『易』豊・象の語)、歐陽脩『易童子問』卷三に「童子曰、敢問四德。曰、此魯穆姜之所道也。穆姜之筮也。遇艮之隨、而爲隨元亨利貞說也。在襄公之九年、後十有五年而孔子始生、又數十年而始贊易。然則四德非乾之德、文言不爲孔子之言矣」、「經義考」卷十七『易證墜簡』の項に引く朱震に「蓋象者、孔子贊易十篇之一。先儒附其辭於卦辭之下。故加象以明之」、「諤昌又謂、乾卦荅問以下爲孔子贊易之辭、非文言也。此亦誤也。孔子作十篇以贊易也。象也、大象也、小象也、繫辭上下也、乾文言也、坤文言也、說卦也、序卦也、雜卦也」などとあり、これらによれば孔子が象・象・繫辭・文言・說卦・序卦・雜卦などの傳を作成したことをいっているのであるか。とすれば「皆讀去聲」は、繫辭傳の「當紀之日」(上)の『經典釋文』に「如字。下同」とあり、「其當殷之末也」(下)の『經典釋文』に「如字。下當文王同」とあることを指すのであろうか。
- ⑬ 「禮記」卷五十二中庸「故爲政在人、取人以身、修身以道、修道以仁。仁者人也。親親爲大義者宜也」。
- ⑭ 鄭玄注「人也、讀如相人偶之人、以人意相存問之言」。
- ⑮ 顏之推「顏氏家訓」第十八章「譏江南學士讀左傳、口相傳述、自爲凡例。軍自敗曰敗、打破人軍曰敗、補敗反」。

⑬ 『廣韻』卷四「十七夫」、「敗、自破曰敗。說文毀也。薄邁切、又北邁切」、「敗、破他曰敗。補邁切、又音唄」。錢大昕の本文では「補敗切」に作る。

⑭ 顧炎武『音論』卷中「古人四聲一貫」

四聲之論、雖起於江左、然古人之詩、已自有遲疾輕重之分。故平多韻平、仄多韻仄。亦有不盡然者。而上或轉爲平、去或轉爲平上、入或轉爲平上去、則在歌者之抑揚高下、故四聲可以並用。騏驎是中、駟驪是駢。龍盾之合、逵以輶輶。言念君子、温其在邑。方何爲期、胡然我念之、合輶念四字、皆平而韻駢。一之日齋發、二之日栗烈、無衣無褐、何以卒歲、發烈褐三字、皆去而韻歲。今之學者必曰、此字元有三音、有兩音、故可通用、吳才老韻補、寔始此說。不知古人何嘗屑屑於此哉。一字之中、自有平上去入、今一一取而注之、字愈多、音愈雜、而學者愈迷不識其本。此所謂大道以多歧亡羊也。

顧炎武『音論』に關しては、「顧炎武『音論』譯注」、「清代經學の研究」班、『東方學報京都』第五十一冊（一九七九・三）を参考とした。

⑮ 『詩經』秦風、小戎「四牡孔阜、六轡在手。騏驎是中、駟驪是駢。龍盾之合、逵以輶輶。言念君子、温其在邑。方何爲期、胡然我念之」。

⑯ 『詩經』豳風、七月「七月流火、九月授衣。一之日齋發、二之日栗烈、無衣無褐、何以卒歲」。

⑰ 『音論』の注に「吳才老韻補、寔始此說」とあるが、『韻補』にはこれと具体的に述べられていないようであるが、巻頭の「韻補書目」の末に「右韻補凡書五十種、其用韻已見集韻諸書者、皆不載。雖見韻書、而訓義不同、或諸書當作此書、而注釋未收者載之。凡字有一義、卽以一條爲證。或二義三義、卽以二三條爲證。若謬誤、若未盡、皆俟後之君子、正而成之、庶斯道之不墜也。武夷吳械」とある。

⑱ 『列子』說符「楊子之鄰人亡羊。既率其黨、又請楊子之豎追之。楊子曰、嘻、亡一羊、何追者之衆。鄰人曰、多岐路。既反、問獲羊乎。曰、亡之矣。曰、奚亡之。曰、岐路之中又有岐焉。吾不知所之。所以反也。……心都子曰、大道以多歧亡羊」。

⑲ 顧炎武『音論』卷中「古人四聲一貫」

五方之音、有遲疾輕重之不同。淮南子云、輕土多利、重土多遲、清水音小、濁水音大、陸法言切韻序曰、吳楚則時傷輕淺、燕趙則多重傷濁、秦隴則去聲爲入、梁益則平聲、似去。約而言之、卽一人之身而詞氣先後之間、亦不能齊其重疾、則爲入爲去爲上、其輕其遲則爲平、遲之又遲則一字而爲二字、茨爲蒺藜、椎爲終葵、是也。亦有字併爲一字者。舊唐書云、吐谷渾俗多謂之退渾。蓋語急而然。故注家多有疾言遲言之解。而劉勰文心雕龍謂、疾呼中宮、徐呼中徵。韓非子外儲說右篇有此語。夫一字而可以疾呼徐呼、此二字兩音三音之所由昉也。

⑳ 『淮南子』卷四、墜形訓「輕土多利、重土多遲、清水音小、濁水音大」。

㉑ 陸法言「切韻序」、「昔開皇初、有儀同劉臻等八人同詣法言門宿。夜永酒闌論及音韻。以今聲調、既自有別、諸家取捨復不同。吳楚則時傷輕淺、燕趙則多重傷濁、秦隴則去聲爲入、梁益則平聲、似去」。

㉒ 『爾雅』釋草「茨、蒺藜」。

㉓ 『禮記』玉藻「終葵、椎也」。

『周禮』考工記・玉人注「終葵、椎也」。

『方言』「齊人謂椎爲終葵」。

『廣雅』「終葵、椎也」。

㉔ 劉勰『文心雕龍』卷七、聲律第三十三「古之教歌、先揆以法、使疾呼中宮、徐呼中徵」。

【通釈】

古に四声はない第三十一
四声の説は齊・梁に提唱された。齊の周彦倫が『四声切韻』を作り、梁の沈約がこれに續けて、『四声』一卷を撰し、韻譜が成立したが、古にはそのようなものはない。かたが、

錢氏曉徵（錢大昕）は、「昔、倉頡が文字を制作し、黄帝が名称を正し、それぞれ

趣くところを指し示し、條理があつて乱れなかつた。許氏〔許慎〕の『説文』は、部居を分類区別し、形を用いて声を定めたが、声の中にさらに輕重異讀があるのを聞いたことはない。しかし魏晉以後、経師が無理矢理ふたつの音を立てると、千年あまりそれが遵守されて変更されなかつた。ただ魏華父〔魏了翁〕だけは論を著わしてこれをあやまりとし、『四声や反切が存在する前に、どうして平声がないことがわかるか』というのは、先覚者といつてもよい。離騷の『好蔽美而稱惡』(の惡)は、固・悟・古と押韻し、『孰云蔡予之美惡』(の惡)は字と押韻する。とすれば美惡の惡も去声に読んでいる。『左傳』の『周鄭交惡』に対して、陸元朗〔陸德明〕は音を施さない。とすればにくむの惡も入声に読んでいる。『孝經』の『愛親者不敢惡於人』、『行滿天下無怨惡』に対して、陸元朗はいずれも『惡は鳥路の反、舊、字の如し』という。思うに好惡にふたつの讀音があるのは葛洪の『字苑』に始まり、漢魏の諸儒にはもともと区別はなかつた。陸氏は陳・隋の世に生れて、この説を聞きなれていたので、やはり堅守することができなかつた、なおかつ『舊』と称していることからすれば、現在の分別は古音の旧でないことはあきらかである。予我の予、錫予の予を、今の人は平声と上声のふたつの音に読み分けるが、三百篇『詩經』、『楚辭』はすべて上声に読む。當直の當、允當の當を、今の人は平声と去声のふたつの音に読み分けるが、孔子が易を贊するにあつて、いずれも平声と読む。漢儒が『讀若』というのは、その意味を正したものであり、かならずしもその音を変えるものではない。鄭康成が『禮記』の『仁者人也』に注して、『相人偶之』の人のように読むというが、古から今まで、『人』に別の音があるのを聞いたことはない。虚と実、動と静の区分はいずれも六朝の俗師が勝手に区別したものであり、古人にはもちろんこのようなことはなかつたことがわかる。顔之推は、『江南の学士が『左傳』を読み、口々に伝え、みずから凡例を作つた。軍がみずから敗れることを『敗』といい、人の軍を打ち破ることを『敗』補敗の反というところの穿鑿である』と譏る。『廣韻』十七夬部には、敗に薄邁、補敗〔補邁〕のふたつの反切があり、自破と破他を区別するのは、江南の学士の穿鑿の例を用いている。思

うに音韻学が勃興すると、声と音はますます昔に戻り、当然審音に精密となつたといわれるが、齟齬し落ち着かないものがますます多くなつてしまつた」といふ。顧炎武〔顧炎武〕は、『四声の議論は、江左〔南朝〕から始まるが、古人の詩には、すでに音自身に遅い疾い、軽い重い^{はや}の区分があつた。だから平声は平声と韻を踏むことが多く、仄声は仄声と韻を踏むことが多い。しかしかならずしもそうでないものがある。上声が転じて平声となつたり、去声が転じて平声・上声となつたり、入声が転じて平声・上声・去声となつたりするのは、歌う者の声の上げ下げ、高い低いにかかつてるので、四声は並用してもよかつたのである。『騏驎是中、騏驎是驂。龍盾之合、鑿以饒。言念君子、温其在邑。方何爲期、胡然我念之』の合・軛・邑・念の四字はすべて平声であるのに、驂と押韻している。『一之日栗烈、無衣無褐、何以卒歲』の發・烈・褐の三字はすべて去声であるのに、歳と押韻している。今の学者はかならず『この字にはもともと三つの音があり、ふたつの音があつたので、通用することができた』というが、古人がこのような些細なことに拘泥しなかつたことをわかつていない。一字の中には当然平声・上声・去声・入声があり、今もしひとつひとつ取り上げて注を施したならば、字はますます多くなり、音はますます雑駁となり、学ぶ者はますます昏迷してその本旨がわからなくなつてしまふ。これはいわゆる『大道は分かれ道が多くて羊を見失ふ』ことである」といふ。

(顧炎武は)さらに「各地の音には、遅い疾い、軽い重い^{はや}の相違がある。『淮南子』に「輕土も地には利者が多く、重土の地には遅者が多い。清水のあるところでは音が小さく、濁水のあるところでは音が大きい」といふ、陸法言の『切韻序』に『吳・楚〔長江流域〕では輕淺という欠点がある時があり、燕・趙〔河北・山西〕では重濁という欠点が多く、秦・隴〔陝西・甘肅〕では去声が入声となり、梁・益〔四川〕では平声は去声に似ている』という。要約して言えば、たとえ同じ人であつても、時間や場面によって言葉や発音は同じではない。重いもの・疾いものは入声となり去声となり上声となり、軽いもの・遅いものは平声となり、遅いものがさらに

遅くなると一字が二字となる。茨が蒺藜となり、椎が終葵となるのがそれである。だから注釈家に疾言・遲言と解釈するものが多い。さらに劉勰『文心雕龍』に『疾く発音して宮の音にあうようにし、ゆっくり発音して徴の音にあうようにする』という。そもそも一字でありながらはやく発音したりゆっくり、発音したりすることができ、これが一字にふたつの音、三つの音があるようになった原因である」という。

案ずるに顧氏の説は錢氏とは異なる。四声は梁・齊にはじまり、それが混乱したのは唐以後のことである。ただ清朝の諸老が現われて、ようやく古音の源を探索して正に帰したのも、やはり天地の気運がそうさせたのであろうか。

有目錄之「學」①第三十二

目錄之學、由來久矣。禮記經解、溫柔敦厚、詩教也、疏通知遠、書教也、廣博易良、樂教也、潔淨精微、易教也、恭儉莊敬、禮教也、屬辭比事、春秋教也。此數語已爲目錄之先河。而後國史之作、則有經籍志藝文志之屬、載著書者姓氏以及卷帙部數。班史而下、八代皆然。至宋、王堯臣等有崇文總目、鄭樵有藝文略、晁公武則有郡齋讀書志、趙希弁則有讀書志考異并附志、尤表則有遂初堂書目、陳振孫則有直齋書錄解題、馬端臨則有經籍考、王應麟則有漢藝文志考證、明楊士奇則有文淵閣書目、(宋)「朱」睦「樾」②則有授經圖。皆詳加考訂、不僅留其書之名目。而國朝則有欽定天祿琳琅書目、及四庫全書提要。編校異同、參究得失、爲古來諸家書目所未及。至黃虞稷千頃堂書目、朱彝尊經義考、謝啓昆小學考、又燦然大備、精核靡遺。蓋目錄者、本以定其書之優劣、開後學之先路、使人人知其書當讀、某書不當讀、則爲學易而成功且倍矣。吾故嘗語人曰、目錄之學、讀書入門之學也。

【校記】

- ① 書前目錄に従い、「學」字を補う。
② 「宋睦」勘誤に従い、「朱睦樾」に改める。

【書き下し】

目錄の學有り第三十二
目錄の學は、由來久し。禮記經解に「溫柔敦厚は詩の教へなり、疏通知遠は書の教へなり、廣博易良は樂の教へなり、潔淨精微は易の教へなり、恭儉莊敬は禮の教へなり、屬辭比事は春秋の教へなり」①といふ。此の數語は已に目錄の先河と爲す。而して其の後、國史の作には、則ち經籍志・藝文志の屬有り、著書者の姓氏およ及び卷帙部數を載す。班史而下、八代皆然り。宋に至りて、王堯臣等に崇文總目有り、鄭樵に藝文略有り、晁公武には則ち郡齋讀書志有り、趙希弁には則ち讀書志考異、并びに附志有り、尤表には則ち遂初堂書目有り、陳振孫には則ち直齋書錄解題有り、馬端臨には則ち經籍考有り、王應麟には則ち漢藝文志考證有り。明の楊士奇には則ち文淵閣書目有り、朱睦樾には則ち授經圖有り。皆詳らかに考訂を加へ、僅かに其の書の名目を留むるのみならず。而して國朝には則ち欽定天祿琳琅書目、及び四庫全書提要有り。異同を編校し、得失を參究し、古來の諸家の書目の未だ及びざる所と爲す。黃虞稷の千頃堂書目、朱彝尊の經義考、謝啓昆の小學考に至りては、又燦然として大いに備はり、精核にして遺すのこ靡し。蓋し目錄なる者は、本以て其の書の優劣を定め、後學の先路を開き、人人をして某書當に讀むべし、某書當に讀むべからざるを知らしむれば、則ち學を爲すこと易くして功を成すこと且に倍せんとす。吾れ故に嘗て人に語りて曰く、目錄の學は、讀書入門の學なり、と。

【註】

- ① 「禮記」經解「溫柔敦厚、詩教也、疏通知遠、書教也、廣博易良、樂教也、潔淨精微、易教也、恭儉莊敬、禮教也、屬辭比事、春秋教也」。

【通釈】

目録の学がある第三十二

目録の学の由来は古い。『禮記』經解に「溫柔敦厚は『詩』の教えである、疏通知遠は『書』の教えである、広博易良は『樂』の教えである、潔淨精微は『易』の教えである、恭儉莊敬は『禮』の教えである、属辞比事は『春秋』の教えである」という。この教語はすでに目録のさきがけである。しかしその後、国史の著作には、經籍志・藝文志の類があり、著者の姓氏および卷帙・部数を掲載する。班固の史以下、八代すべてそうである。宋になると、王堯臣らに『崇文總目』があり、鄭樵に『藝文略』があり、晁公武に『郡齋讀書志』があり、趙希弁に『讀書志考異』ならびに『附志』があり、尤表に『遂初堂書目』があり、陳振孫に『直齋書錄解題』があり、馬端臨に『經籍考』があり、王應麟に『漢藝文志考證』があり、明の楊士奇に『文淵閣書目』があり、朱睦㮮に『授經圖』がある。いずれも詳細に考訂を加えており、その書の名称を記載するだけではない。さらに清朝には『欽定天祿琳琅書目』『および』『四庫全書提要』がある。異同を編輯校訂し、得失を比較研究しており、古来の諸家の書目のおよぶところではない。黄虞稷の『千頃堂書目』、朱彝尊の『經義考』、謝啓昆の『小學考』については、さらに燦然と輝いて完備しており、正確であつて遺漏はない。

思うに目録というものは、もともとその書の優劣を定め、後学の先路を開き、人々に読まなければならない書と、読まなくてよい書を理解させるものであり、このようにすれば学の修得は容易であり効果は倍となるであろう。わたしはかつて人に対して次のように言ったことがある、「目録の学は讀書入門の学である」と。

有校勘之學第三十三

校勘者何。校其異同、勘其謬誤。此例開於七十子。子夏知三家爲己亥之譌、即校勘之類。而兩漢經師、特重此學。成帝時、劉向典校書、考易說、以爲諸易家說皆祖田何、楊叔元丁將軍、大義略同、唯京氏爲異。向又以中古文易經校施子孟梁邱三家之易經、或脫去无咎悔亡、唯費氏經與古文同。張霸百兩篇、劉向校之非是、後遂黜其書。

恭王於孔壁得古文尚書、孔安國以校伏生所誦、爲隸古寫之、增多二十五篇。又伏生誤合五篇、凡五十九篇、爲四十六卷。先後鄭氏亦精校勘之學。如禮注、司農讀匪頌之頌爲班布之班。康成讀利爲上思利民之利、嬪貢之嬪、鄭云故書作賓、七事之七、鄭云故書爲小之屬、皆是。蓋以讀書而不知校勘、則書之眞僞、義之同異、文之脫誤、均無由見。故先儒必以校勘爲要。

而國朝以校勘名家者、惠氏棟、何氏焯、盧氏見曾、全氏祖望、盧氏文昭、錢氏大昕、李氏文藻、戴氏震、王氏念孫、張氏敦仁、丁氏杰、孫氏星衍、阮氏元、顧氏廣圻、趙氏懷玉、鮑氏廷博、袁氏廷樞、吳氏騫諸儒。其最精則稱戴盧丁顧四人。所校各書、俱屬善本。是正文字、皆有依据。讀其書、可以知其功之所存。學者明乎此、則讀書自不敢不細心矣。

【書き下し】

校勘の學有り第三十三

校勘とは何ぞや。其の異同を校し、其の謬誤を勘す。此の例は七十子に開く。子夏、三家、己亥の譌たるを知る①は、即ち校勘の類なり。而して兩漢の經師、特に此の學を重んず。成帝の時、劉向、校書を典つかさどり、易說を考して、以爲へらく、諸もろの易家の説は皆田何を祖とし、楊叔元・丁將軍、大義略ほ同じ、唯だ京氏のみ異なると爲す②と。向又中の古文易經を以て施・孟・梁邱の三家の易經を校するに、或いは「无咎」「悔亡」を脱去し、唯だ費氏の經のみ古文と同じ③。張霸の百兩篇を、劉向之を校して是に非ずとし、後に遂に其の書を黜しりぞく④。恭王、孔壁に於て古文尚書を得、孔安國以て伏生誦する所に校し、隸古もて之を寫すと爲すに、二十五篇増多す。又伏生誤りて五篇を合して、凡そ五十九篇、四十六卷と爲す⑤。先後の鄭氏も亦校勘の學に精し。如へば、禮注に、司農、匪頌の頌を讀みて「班布の班」と爲し⑥、康成、利を讀みて「上思利民」の利と爲し⑦、嬪貢の嬪を、鄭は「故書は賓に作る」と云ひ⑧、七事の七を、鄭は「故書は小の屬と爲す」と云ふ⑨は、皆是れなり。蓋し以へらく、書を讀めども、校勘を知らざれば、則ち書の眞僞、義の同

異、文の脱誤は、均しく見るに由し無し。故に先儒は必ず校勘を以て要と爲す。而して國朝の校勘を以て家に名づくる者は、惠氏棟、何氏焯、盧氏見曾、全氏祖望、盧氏文弨、錢氏大昕、李氏文藻、戴氏震、王氏念孫、張氏敦仁、丁氏杰、孫氏星衍、阮氏元、顧氏廣圻、趙氏懷玉、鮑氏廷博、袁氏廷樞、吳氏騫の諸儒なり。其の最も精なるは則ち戴・盧・丁・顧の四人を稱す。校する所の各書は俱に善本に屬す。文字を是正するに皆依据有り。其の書を讀めば、以て其の功の存する所を知る可し。學ぶ者此に明らかなれば、則ち讀書自ら敢て細心ならずんばあらず。

【註】

- ① 『呂氏春秋』卷二十一、慎行論、察傳「子夏之晉、過衛。有讀史記者曰、晉師三家涉河。子夏曰、非也。是己亥也。夫己與三相近、豕與亥相似。至於晉而問之、則曰、晉師己亥涉河也」(子夏、晉に之かんとして、衛を過ぐ。史の記を讀む者有りて曰く、「晉の師三家河を渉る」と。子夏曰く、「非なり。是れ己亥なり。夫れ己と三は相近く、豕と亥は相似たり」と。晉に至りて之を問ふに、則ち曰く、「晉の師己亥河を渉るなり」と)。
- ② 『漢書』卷八十八、儒林傳第五十八「京房受易梁人焦延壽。延壽云嘗從孟喜問易。會喜死、房以爲延壽易即孟氏學、翟牧、白生不肯、皆曰非也。至成帝時、劉向校書、考易說、以爲諸易家說皆祖田何、楊叔元、丁將軍、大誼略同、唯京氏爲異、黨焦延壽獨得隱士之說、託之孟氏、不相與同」。
- ③ 『漢書』卷三十、藝文志第十「劉向以中古文易經校施孟梁丘經、或脱去無咎、悔亡、唯費氏經與古文同」。
- ④ 『漢書』卷八十八、儒林傳第五十八「世所傳百兩篇者、出東萊張霸、分析合二十九篇以爲數十、又采左氏傳、書敍爲作首尾、凡百二篇。篇或數簡、文意淺陋。成帝時求其古文者、霸以能爲百兩徵、以中書校之、非是。霸辭受父、父有弟子尉氏樊並。時太中大夫平當、侍御史周敞勸上存之。後樊並謀反、乃黜其書」。
- ⑤ 陸德明『經典釋文』序錄「魯恭王壞孔子舊宅、於孔壁中得之。并禮論語孝經、

皆科斗文字。博士孔安國以校伏生所誦、爲隸古寫之、增多伏生二十五篇。又伏生誤合五篇、凡五十九篇、爲四十六卷。安國又受詔爲古文尚書傳」。

- ⑥ 『周禮』卷二、太宰「八曰匪頒之式」、鄭司農注「鄭司農云、匪、分也。頒讀爲班布之班。謂班賜也」。

- ⑦ 『周禮』卷二、太宰「六曰主以利得民」、鄭玄注「玄謂利讀如上思利民之利。謂以政教利之」。

- ⑧ 『周禮』卷二、太宰「二曰嬪貢」、鄭玄注「嬪故書作賓」。

- ⑨ 『周禮』卷三、小宰「七事者令百官府」、鄭玄注「七事故書爲小事」。

【通釈】

校勘の学がある第三十三

校勘とはなにか。その異同を対校し、そのあやまりを校勘することである。この例は七十子にはじまる。子夏が、三家が己亥のあやまりであることを知ったのは校勘の類である。兩漢の経師は特にこの学を重視する。成帝の時に、劉向が校書をつかさどり、易説を考察して、もろもろの易家の説はすべて田何を祖とし、楊叔元・丁將軍の大義はほぼ同じであるが、京氏のみ異なっているとす。劉向はさらに宮中の『古文易經』を用いて施・孟・梁邱の三家の『易經』を対校したところ、「无咎」「悔亡」を脱去していたが、ただ費氏の経だけは古文と同じであった。張霸の百兩篇を劉向が対校した結果、本物ではないとし、後にとうとうその書をしりぞけた。恭王が孔子の屋敷の壁の中から『古文尚書』を手に入れ、孔安國がそれを伏生の暗誦したものに対校し、隸書で筆写したところ、二十五篇多かった。さらに伏生があやまって五篇を合併して、あわせて五十九篇、四十六卷とした。先後の鄭氏〔鄭司農、鄭玄〕も校勘の学に精しい。たとえば、『禮記』注に、鄭司農は「匪頒」の頒を「班布」の班と読み、鄭康成〔鄭玄〕は、利を「上思利民」の利と読み、「嬪貢」の嬪を、鄭玄は「故書は賓に作る」といい、「七事」の七を、鄭玄は「故書は小の屬と爲す」というのは、いずれもそれである。思うに書を読んでも校勘を知らなけ

れば、書物の真偽、意味の同異、文の脱誤は、いずれも見るとすべきでない。だから先儒はかならず校勘を重視するのである。

さらに清朝において校勘を専門とするのは、惠氏棟、何氏焯、盧氏見曾、全氏祖望、盧氏文弼、錢氏大昕、李氏文藻、戴氏震、王氏念孫、張氏敦仁、丁氏杰、孫氏星衍、阮氏元、顧氏廣圻、趙氏懷玉、鮑氏廷博、袁氏廷禱、吳氏騫の諸儒である。そのうちもつとも精密なものとしては戴震・盧文弼・丁杰・顧廣圻の四人を称揚する。彼らが対校した各書は、すべて善本に属し、文字の訂正にはいずれも根拠がある。彼らの書を読めば各書のどこに功績が存在するのかがわかる。学ぶものがこのことを理解すれば、おのずと細心に書を読まないわけにはいかない。

有訓詁之學第三十四

所謂訓詁、前已詳言之矣。而其學實可專門而名家、何也。說經之道、以訓詁爲第一要事、訓詁通、斯經義自無不通矣。

詁者古言也。謂以今語解古語也。訓者順也。謂順其語氣以解之也。以今語解古語、則逐字解釋者也。順其語氣以解之、則逐句解釋者也。時俗講義、何嘗不逐字逐句解釋、但字義多杜撰、語意〔多〕①影響。與所謂訓詁有別。訓詁者必古有是訓、確而見之故書、然後引而釋經、不附會、不穿鑿、不憑空而無據。兩漢諸儒、類皆明於訓詁。故其立說切實可靠、不同宋人之以空言說理者。國朝經學家、如顧氏閻氏而下、亦皆精通乎此、故能上接漢代、且有發漢儒所未發者。不然、憑空臆造、蔑古又孰甚哉。

總之、解經有至切至要之決。但能以一字解一字、不添一虛字、而文從字順、疑義頓晰者、便是絶好。解經若須添數虛字、補綴斡旋、方能成語者定非。

然欲通訓詁、宜講漢學。漢學者、漢人注經講經之說也。經是漢人所傳、注是漢人創作、義有師承、語有根據、去古最近、多見古書、能識古文、通古語。故必以漢學爲本而推闡之、乃能有得。

【校記】

① 上文の構形、および『翰軒語』通經四に従い、「多」字を補う。

【書き下し】

訓詁の學有り第三十四

所謂訓詁は、前に已に詳らかに之を言へり。而して其の學、實に専門にして家に名づく可きは何ぞや。說經の道は、訓詁を以て第一の要事と爲し、訓詁通すれば、斯ち經義自ら通ぜざる無ければなり。

詁は古言なり。今語を以て古語を解するを謂ふなり。訓は順なり。其の語氣に順ひて以て之を解するを謂ふなり。今語を以て古語を解するは、則ち字を逐ひて解釋する者なり。其の語氣に順ひて以て之を解するは、則ち句を逐ひて解釋する者なり。

時俗の講義、何ぞ嘗に字を逐ひ句を逐ひて解釋せざらん、但だ字義は杜撰多く、語意は影響多く、所謂訓詁と別有り。訓詁なる者は必ず古に是の訓有りて、確として之を故書に見、然る後に引きて經を釋し、附會せず、穿鑿せず、空に憑りて據無くんばあらず。兩漢の諸儒は、類皆訓詁に明らかなり。故に其の立説は切實にして靠る可し、宋人の、空言をもつて理を説く者に同じからず。國朝の經學家、如へば顧氏・閻氏而下も亦皆此れに精通するが故に、能く上は漢代に接し、且つ漢儒の未だ發せざる所の者を發する有り。然らざれば、空に憑りて臆造し、古を蔑るにすること又孰れか甚しきかな。

之を總するに、經を解するには至切至要の決有り。但だ能く一字を以て一字を解し、一虚字を添へずして、文從ひ字順ひ、疑義頓に晰らかなる者は、便ち是れ絶だ好し。經を解するに、若し須く數虚字を添へ、補綴斡旋すべくして、方めて能く語を成す者は定めて非なり。

然れども訓詁に通せんと欲すれば、宜しく漢學を講ずべし。漢學とは、漢人、經に注し經を講ずるの説なり。經は是れ漢人の傳ふる所、注は是れ漢人の創作、義に師承有り、語に根據有り、古を去ること最も近く、多く古書を見、能く古文を識り、

古語に通ず。故に必ず漢學を以て本と爲して之を推闡すいせんすれば、乃ち能く得ること有り。

【註】

① 本篇は『輜軒語』通經四、通經五の一部を利用している。

『輜軒語』通經四

讀經宜明訓詁。

詁者古言也。謂以今語解古語。此逐字解釋者也。訓者順也。謂順其語氣解之。

或全句、或兩三字。此逐句解釋者也。時俗講義、何嘗不逐字逐句解釋。但字義多杜撰、語意多影響耳。

訓詁有四忌。

一、望文生義。

古書多有一字數義之字、隨用而異。有假借字、字如此寫、卻不作此字解。有譌脫字。不能強解。若不加詳考、姑就本文串之、此名望文生義。

一、嚮壁虛造。

無論實字虛字、解說皆須有本。出於六朝以前書者爲有本。若以想當然之法行之、則依稀髣髴、似是而非、此名嚮壁虛造。

一、鹵莽滅裂。

古事自有首尾。散見本書他書、不能臆造。古禮自有當時制度。古書自有當時文體、亦有本書義例。凡一書必有本書大例句字例。若任意武斷、合於此而背於彼、此名鹵莽滅裂。

一、自欺欺人。

凡解經者、地名須實指何地、人名須實指何人、器物草木、須實指何器物草木。若函胡敷衍、但以地名人名器物名草木名了之、事既不詳、理即不確、此名自欺欺人。

總之、解經要決、若能以一字解一字、不添一虛字、而文從字順者必合。若須添

數虛字、補綴斡旋、方能成語者、定非。

『輜軒語』通經五

宜講漢學。欲識字、欲正音、欲通訓詁、即須用此下兩條功夫。

漢學者何。漢人注經講經之說是也。經是漢人所傳、注是漢人創作。義有師承、語有根據、去古最近、多見古書、能識古字、通古語。故必須以漢學爲本而推闡之、乃能有合。

以後諸儒傳注、其義理精粹、足以補正漢人者不少。要之、宋人皆熟讀注疏之人。

故能推闡發明。朱子論賈學治經、謂宜討論諸家之說、各立法、而皆以注疏爲主云云。即如南

宋、理學家如魏鶴山、詞章家如葉石林、皆爛熟注疏。其他可知。儻不知本源、即讀宋儒書、亦不解也。方今學官所頒十三經注疏、雖不皆爲漢人所作、然注疏所言、即漢學也。國朝江藩有漢學師承記。當看、漢人說豈無謬漏。漢學者、用漢人之法、得漢人之意之謂也。

【通釈】

訓詁の学がある第三十四

いわゆる訓詁については、前にすでに詳しく説明した。しかしその学が実は専門の学であり、一家として立てられるのはなぜか。説経の方法のうちでは訓詁がいちばん重要であり、訓詁が通じれば経義はおのずから通じるからである。

「詁」は古言という意味であり、現在の言葉でむかしの言葉を解釈するということである。「訓」は順という意味であり、文の語気にしたがって解釈することである。現在の言葉でむかしの言葉を解釈するとは、一字ずつ字をおって解釈することである。文の語気にしたがって解釈するとは、一句ずつ句をおって解釈することである。世間の講義は一字一句をおって解釈しないものはないが、字義はいいかげんであることが多く、語意ははっきりしないことが多く、ここでいう訓詁とはまったく別のものである。訓詁というものは、かならず古くにこの訓があり、はつきり古書に見えており、それによってはじめて引用して経を解釈し、附会せず、穿鑿せず、空言にしたがって根拠がないというものではない。両漢の諸儒は、お

むねみな訓詁に通曉しているのです、その立説は切実にして根拠があり、空言をもちいて道理を解説する宋人とは異なる。清朝の経学家、たとえば顧氏・閻氏以下もみなこの学に通じているので、彼らは上は漢代に直接接し、なおかつ漢儒のまだ明らかにしていないことを明らかにすることができたのである。さもなければ、空言によつて臆造しており、なんと古を軽視していることか。要するに、経を解釈するにはきわめて重要な秘訣がある。それは一字で一字を解釈し、虚字を一字も加えないくても文章や文字がすらすらと理解でき、疑問点がすみやかに水解することであり、そうなることがいちばん理想的である。経を解釈するのに、もし虚字をいくつか加えて補充調整してはじめて言葉として成立するものは、かならずあやまりである。しかし訓詁に通じようと思えば、漢学を学ばなければならぬ。漢字とは、漢の人が経に対して注を施し経を研究した説である。経は漢の人の伝えたもの、注は漢の人が創作したものである。意味には師から受け継いだものがあり、言葉には根拠がある。(漢の人は)古と時代がもっとも近く、たくさん古書を読み、古文を認識し、古語に通じることができた。だから漢字を根柢として押し広げることができれば、会得することができるであろう。

有考據之學第三十五

考據者、考歴代之名物象數典章制度、實而有據者也。此其學至博至大、而至難〔一至〕
 ①精。古人有考一事而聚訟至數十百家、積千載而不能晰者。學者非熟讀十三經、縱覽諸子各史及先儒傳注記載之屬、不足以語於此。國朝顧炎武、閻若璩、毛奇齡、朱彝〔尊〕②、戴震、錢大昕、紀昀、阮元諸人、皆該貫六藝、斟酌百家、故其考據始有可信。若夫偏袒一家、得此失彼、依前人之成說、作附會之空談、是丹非素、毫無所得、則一孔之論〔者〕③也。此學切實、有益於用。凡讀子讀史及言經濟者、皆當講求、但非倉猝可辦。學者必積數十年之實力、乃可以言貫通。不然則泥今非古、皆無當也。

余列目錄之學、示人以讀書之門徑、列校勘之學、示讀書之當細心。由是而通訓詁、

精考據、則經學之事盡矣、即凡爲學之事亦盡矣。由是而見諸躬行、發爲經濟、則視其人之善自立也。

【校記】

- ① 上文の構形に従い、「至」字を補う。
- ② 勘誤に従い、「尊」字を補う。
- ③ 『輪軒語』通論讀書五に従い、「者」字を補う。

【書き下し】

考據の學有り第三十五①

考據とは、歴代の名物・象數・典章・制度を考して、實にして據有る者なり。此れ其の學至博至大にして、至難至精なり。古人に一事を考して、聚訟、數十百家に至り、千載を積めども晰らかにする能はざる者有り。學ぶ者十三經を熟讀し、諸子各史及び先儒の傳注記載の屬を縱覽するに非ざれば、以て此を語るに足らず。國朝の顧炎武、閻若璩、毛奇齡、朱彝尊、戴震、錢大昕、紀昀、阮元の諸人は、皆六藝を該貫し、百家を斟酌するが故に、其の考據始めて信ず可き有り。夫れ一家に偏袒し、此を得て彼を失し、前人の成說に依り、附會の空談を作り、丹を是とし素を非とし、毫かも得る所無きが若きは、則ち一孔の論者なり。此の學は切實にして、用に益有り。凡そ子を讀み史を讀む、及び經濟を言ふ者は、皆當に講求すべきも、但だ倉猝に辨ず可きに非ず。學ぶ者必ず數十年の實力を積み、乃ち以て貫通と言ふ可し。然らざれば則ち今に泥み古を非とし、皆當る無きなり。

余、目錄の學を列して、人に示すに讀書の門徑を以てし、校勘の學を列して、讀書の當に細心すべきを示す。是に由りて訓詁に通じ、考據に精ならば、則ち經學の事盡き、即ち凡そ爲學の事も亦盡く。是に由りて諸を躬行に見はし、發して經濟と爲さば、則ち其の人の善く自立するを視るなり。

【註】

① 本篇は『輜軒語』通論讀書五の一部を利用している。

讀書貴博貴精尤貴通。

該貫六藝、斟酌百家、既不少見而多怪、亦不非今而泥古、從善棄瑕、是之謂通。

若夫偏袒一家、得此失彼、所謂是丹非素、一孔之論者也。然必先求博、則不至以臆說俗見爲通。先須求精、則不至以捭亂無主爲通。不博不精、通字難言。初

學慎勿藉口。

國朝學人、極博者、黃宗羲、毛奇齡、朱彝尊、俞正燮。極精者、閻若璩、戴震。

極博而又極精者、顧炎武、錢大昕。極博極精而又極通者、紀昀、阮元。經學訓

詁極通者、王氏父子、念孫、引之。

【通釈】

考拠の学がある第三十五

考拠とは、歴代の名物・象数・典章・制度を考察して、内容があり根拠があることである。その学はきわめて博大であり、きわめて難解である。古人にはひとつの事を考察して、異なる意見が数十家数百家にのぼり、千年たつても明らかにできないものがある。学ぶものは十三經を熟読し、諸子・各史や先儒の傳注記載の類をまねく閱覽するのぞなければ、そのことについて語る資格はない。清朝の顧炎武、閻若璩、毛奇齡、朱彝尊、戴震、錢大昕、紀昀、阮元の諸人は、いずれも六芸を貫通し、百家を斟酌しているのぞ、その考拠ははじめて信用することができる。そもそも一家に荷担し、一方だけを取り一方を捨て、前人の成説によつて附会の空談を作り、赤いものを正しいとし、白いものを非難し、まったく得ることがないのは、偏見を持った論者である。この学は現実的で、実用に有益である。そもそも子や史を讀むもの、および經世済民について語るものは、みな講求しなければならぬが、すぐに辨別することはできず、学ぶものはかならず数十年間の努力を重ねて、はじめて貫通することができる。さもなければ今に拘泥し古を非難しており、いずれも

不適當である。

わたしは目錄の学を列挙して、讀書の門徑を人に示し、校勘の学を列挙して、細心に讀書すべきことを示した。これによつて訓詁に通じ、考拠に精通したならば、經学の仕事は完了し、あらゆる学問の仕事も完了する。これにしたがつて自分の身に実行し、經世済民を實踐すれば、その人が自立できることがわかる。

經解入門卷六

甘泉江藩纂

解經不尚新奇第三十六

經義平允、解者不可以新奇求勝。蓋凡新則不古、奇則不正。十三經皆先聖遺言、意義醇厚、豈有如後世子部說部之書、徒快一時口舌哉。故如或解豚魚二字、謂即今之江豚、解舊井无禽、謂桔槔之上似禽、舊井无水、不用桔槔、故云无禽、解西方美人、謂佛教東流、始於周代之類、皆說經家所不取。無論漢儒宋儒及國朝諸儒、各說之新奇無理者、皆當訂正、斯爲有功於經。如舊說本平允可據、而解者妄生議論、好逞新奇、於古書毫無所據、固爲蔑古。即或有子部之言及隋以前說家之書可證、然怪誕荒謬、皆於經旨無當、雖有證、亦不尚。蓋經爲三代之文、解經者即說三代之語、安得以新奇自喜、矜爲心得乎。大凡學解經者、讀書不多、見理不足、往往好立新說、以爲醒目。不知、此是說經第一大病、學者切宜力戒。倘此病深入、則終身不能進益矣。

【書き下し】

經を解するには新奇を尚ばず第三十六

經義平允ならば、解する者、新奇を以て勝を求む可からず。蓋し凡そ新ならば則ち古ならず、奇ならば則ち正ならず。十三經は皆先聖の遺言、意義醇厚にして、豈に後世の子部說部の書の如く、徒らに一時の口舌を快くすること有らんや。故に或ひと「豚魚①の二字を解して、「即ち今の江豚なり」②と謂ひ、「舊井无禽」③を解

して、「桔櫟の上、禽に似たり、舊井に水無し、桔櫟を用ひず、故に禽無しと云ふ」④と謂ひ、「西方の美人」⑤を解して、「佛教東流するは、周代に始まる」⑥と謂ふが如きの類は、皆說經家の取らざる所なり。漢儒・宋儒及び國朝の諸儒を論ずる無く、各說の新奇にして理無き者は、皆當に訂正すべし、斯ち經に功有ると爲す。如へば、舊説は本平允にして據る可きも、解する者妄りに議論を生じて、好んで新奇を逞しくし、古書に於て毫かも據る所無きは、固より古を蔑ろにすと爲す。即ひ或いは子部の言及び隋以前の說家の書の證す可き有るも、然れども怪誕荒謬、皆經旨に於て當る無ければ、證有りと雖も、亦尚ばず。蓋し經は三代の文と爲し、經を解する者は即ち三代の語を説く、安くんぞ新奇を以て自ら喜び、矜りて心得と爲すを得んや。大凡解經を學ぶ者は、書を読むこと多からず、理を見ること足らず、往往にして好んで新説を立てて、以て目を醒ますと爲す。知らず、此れ是れ說經の第一の大病にして、學ぶ者切に宜しく力戒すべし。倘し此の病深く入れば、則ち終身進益する能はざるを。

【註】

- ① 『周易』中孚「中孚、豚魚吉。利涉大川、利貞。彖曰、中孚、柔在内而剛得中。說而巽、孚、乃化邦也。豚魚吉、信及豚魚也。利涉大川、乘木舟虛也。中孚以利貞、乃應乎天也。」
- ② 吳澄『易纂言』下經第二、中孚・彖「豚魚 象也。豚魚、澤中之物。似指謂江豚。澤將有風、則浮出水面。有南風則口向南、有北風則口向北。舟人稱爲風信。唐人詩曰、江豚吹浪夜還風。風澤之卦。故取以爲象。中實之孚、其信如江豚。」
- ③ 『周易』井・初六「初六、井泥不食、舊井無禽。象曰、井泥不食、下也。舊井無禽、時舍也。」
- ④ 未詳。
- ⑤ 陳啓源『毛詩稽古編』卷三十附錄、國風・邶風「天子謂商大夫曰『《皇清經解》卷八十九／5 a) 参照。

⑥ 『詩經』國風・邶風・簡兮「山有榛、隰有苓。云誰之思、西方美人。彼美人兮、西方之人兮。」

【通釈】

經を解釈するには新奇をたつとばない第三十六

経義が穩当であれば、解釈するものは新奇の説で勝ちを求めてはならない。思うに新であれば古ではなく、奇であれば正ではない。十三経はいずれも先聖の遺言であり、意義は純粹敦厚である。どうして後世の子部や説部の書のように、その時だけ話が面白ければそれでよいというものではない。だからたとえばあるひとが「豚魚」の二字を解釈して、「今の江豚である」といい、「舊井无禽」を解釈して、「桔櫟の上は禽に似ている。古い井戸には水がなく、桔櫟を使用しないので、禽無しというのである」といい、「西方美人」を解釈して、「佛教が東流したのは周代に始まる」というような類は、いずれも說經家は採用しない。漢儒・宋儒および清朝の諸儒に関係なく、新奇であるが道理のない説はすべて訂正しなければならず、そうしてはじめて經に対して功績がある。たとえば、旧説がもともと穩当であり根拠とすることができるのに、解釈するものが勝手に議論して、好んで新奇をほしいままにして、古書に対してまったく根拠がないものは、もちろん古を軽視することである。たとえ子部の言や隋以前の說家の書のなかに証明できるものがあつたとしても、荒唐無稽で經旨に対してまったく該当しなければ、証拠があつたとしてもたつとばない。思うに經は三代の文であり、經を解釈することは三代の語を解説することであり、どうして新奇な説を作つて自分だけで喜び、会得したといつて自慢することができようか。そもそも解經を學ぶ者は、書をたくさん読んでおらず、道理を充分に見ておらず、往々にして好んで新説を立てて、注目を集めようとする。知らず、これが說經最大の病害であり、學ぶものは切に戒めなければならない。もしこの病が体に深く沁みこんでしまえば、終身進歩裨益することはできないことを。

解經不可虛造第三十七

凡說經、一字一義、必當求其實據。原原本本、敍出來歷、方爲可靠。若以想當如是之法行之、依稀髣髴、似是而非、此名虛造。昔許氏說文敍嘗云、世人詭更正文、嚮壁虛造不可知之書、變亂常行、以耀於世。然則虛造之弊、漢時已有。故許君有說文解字之作。然漢俗虛造、大半由於無書可考。今人生經學昌明之會、典策圖書、無乎不備、老師大儒、互相講明、而猶不能自勉、力窮源委、以蹈虛造之習、其得罪許君孰甚。學者有志窮經、必先力除此病、然後可與入道。

【書き下し】

經を解するに虚造す可からず第三十七①

凡そ經を説くに、一字一義、必ず當に其の實據を求むべし。原原本本、來歴を敍出して、方めて靠る可きと爲す。若し想當是の如きの法を以て之を行へば、依稀髣髴として、是に似て非、此れを虚造と名づく。昔、許氏の說文敍に嘗て、「世人、正文を詭更し、壁に嚮ひて知る可からざるの書を虚造し、常行を變亂して、以て世に耀かす」と云ふ。然らば則ち虚造の弊は、漢時已に有り。故に許君に說文解字の作有り。然れども漢俗の虚造は、大半書の考す可き無きに由る。今人、經學昌明の會に生れて、典策圖書、備はらざる無く、老師大儒、互ひに相講明するも、猶ほ自ら勉め、力、源委を窮むる能はず、以て虚造の習ひを蹈む、其の罪を許君に得ること孰れか甚し。學ぶ者、經を窮むるに志有らば、必ず先づ力めて此の病を除き、然る後に與に道に入る可し。

【註】

① 本篇は『輜軒語』通經四の一部が利用されている。

讀經宜明訓詁。

一、嚮壁虚造。

無論實字虚字、解説皆須有本。出於六朝以前書者爲有本。若以想當然之法行之、則

依稀髣髴、似是而非、此名嚮壁虚造。

② 許慎『說文解字敍』

而世人大共非訾、以爲好奇者也、故詭更正文、鄉壁虚造不可知之書、變亂常行、以耀於世。諸生競說字、解經誼、稱秦之隸書爲倉頡時書、云、父子相傳、何得改易。乃猥曰、馬頭人爲長、人持十爲斗、虫者、屈中也。廷尉說律、至以字斷法、苛人受錢、苛之字止句也。若此者甚衆、皆不合孔氏古文、謬於史籀、俗儒鄙夫、翫其所習、蔽所希聞。不見通學、未嘗睹字例之條。怪舊執而善野言、以其所知爲秘妙、究洞聖人之微旨。又見倉頡篇中幼子承詔、因曰、古帝之所作也、其辭有神僊之術焉。其迷誤不諭、豈不悖哉。

【通釈】

經を解釈するには虚造してはならない第三十七

そもそも經を解釈するには、一字一義に確実な証拠を求めなければならない。ひとつひとつ來歴を叙述して、はじめて根拠とすることが出来る。もし主觀的な方法を用いて行えば、曖昧模糊として、正しいようであるがあまりである、これを虚造と名づける。昔、許氏の『說文』敍に「世の人は正しい文字を変更して、壁にむかつてわけのわからない文字を作りあげ、常の行いを改変混乱し、世の中に顯示した」という。してみれば虚造の弊害は、漢の時にすでに存在していた。だから許慎に『說文解字』という著作があるのである。しかし漢俗の虚造は、その大半が考察することが出来る書がなかったことによる。今の人は、經字が隆盛の時代に生れて、典策図書は大いに完備し、老師大儒がたがい講明しあっているのに、まだみずから勉強して、本末をきわめることができず、虚造の悪習を踏襲する。これは許慎に対してなんとはなほだしい罪を犯していることであろう。學ぶものが窮經に志すのであれば、最初にできるだけこの病害をとり除かなければならず、そうしてはじめて一緒に正しい道に進むことができる。

不可望文生訓第三十八

古書一字一句、皆有精義。若不加詳考、就文說之、如王介甫以波爲水皮、蘇東坡不知鳩字从鳥九聲之義、而云詩曰、鳩鳩在桑、其子七矣、合一父一母則爲九、故其文從九之類。此爲望文生訓。又凡經文數語、必與全篇大義相屬、解者不審全篇之義、姑就本文串之、似爲近理、亦爲望文生訓。初學切宜深戒。前人成說、如犯此弊、亦必細心爲之糾正。

【書き下し】

文に望んで訓を生ず可からず第二十八①
古書は一字一句に皆精義有り。詳考を加へずして、文に就きて之を説くが若き、如へば、王介甫、波を以て水の皮と爲し②、蘇東坡、鳩字、鳥に从ひ九の聲の義③を知らずして、「詩に『鳩鳩、桑に在り、其の子七』④と曰ふは、一父一母を合すれば則ち九と爲るが故に、其の文、九に従ふ」と云ふ⑤の類、此れを望文生訓と爲す。又凡そ經文の數語、必ず全篇の大義と相屬するも、解する者、全篇の義を審らかにせず、姑く本文に就いて之を串くは、理に近しと爲すに似たるも、亦望文生訓と爲す。初學、切に宜しく深く戒むべし。前人の成說、如し此の弊を犯せば、亦必ず細心に之が糾正を爲す。

【註】

① 本篇は『輜軒語』通經四の一部を利用している。
讀經宜明訓詁。

詁者古言也。謂以今語解古語。此逐字解釋者也。訓者順也。謂順其語氣解之。
(或全句、或兩三字。此逐句解釋者也。)

時俗講義、何嘗不逐字逐句解釋。但字義多杜撰、語意多影響耳。
訓詁有四忌。

一、望文生義。

古書多有一字數義之字、隨用而異。有假借字、字如此寫、卻不作此字解。有譌脫字。不能強解。若不加詳考、姑就本文串之、此名望文生義。

② 『鶴林玉露』「世傳、東坡問荊公、何以謂之波。曰、水之皮。坡曰、然則滑者、水之骨也」。(世傳ふ、東坡、荊公に問ふ、何を以て之を波と謂ふ。曰く、水の皮なり。坡曰く、然らば則ち滑は水の骨か)

③ 『說文解字』四上「鳩、鶻鶻也。从鳥九聲」。

④ 『詩經』曹風・鳩鳩「鳩鳩在桑、其子七兮。淑人君子、其儀一兮。其儀一兮、心如結兮」。

⑤ 『高齋漫錄』「東坡聞荊公字說新成、戲曰、以竹鞭馬爲篤、以竹鞭犬、有何可笑。又曰、鳩字、從九從鳥、亦有證據。詩曰、鳩鳩在桑、其子七兮。和翁和娘、恰是九箇」(東坡、荊公の字說新たに成るを聞き、戲れて曰く、「竹を以て馬を鞭つを篤と爲す、竹を以て犬を鞭つ、何ぞ笑ふ可きこと有らん」。又曰く、「鳩字九に従ひ鳥に従ふは、亦證據有らん。詩に曰く、『鳩鳩桑に在り、其子七』。爺と娘と、恰かも是れ九箇なり」)。

『調謔編』「東坡聞荊公字說新成、戲曰、以竹鞭馬爲篤、不知以竹鞭犬、有何可笑。又舉坡字問荊公曰、何義。荊公曰、坡者土之皮。東坡曰、然則滑亦水之骨乎。荊公默然。荊公又問曰、鳩字從九鳥、亦有證據。東坡曰、詩云、鳩鳩在桑、其子七兮。和翁和娘、恰是九箇。荊公欣然而聽、久之、始悟其謔也」(東坡、荊公の字說新たに成るを聞き、戲れて曰く、「竹を以て馬を鞭つを篤と爲す、知らず、竹を以て犬を鞭つ、何ぞ笑とす可き有らん」。又坡字を擧げて荊公に問ひて曰く、「何の義や」。荊公曰く、「坡は土の皮なり」。東坡曰く、「然らば則ち滑も亦水の骨か」。荊公默然たり。荊公又問ひて曰く、「鳩字、九鳥に従ふは、亦證有るか」。東坡曰く、「詩に、『鳩鳩、桑に在り、其の子七』と云ふ。爺と娘と、恰かも是れ九箇なり」。荊公欣然として聽き、之を久しくして、始めて其の謔を悟る)。

【通釈】

文に望んで訓を作りだしてはならない第三十八

古書には一字一句にすべて精密な意味がある。詳細な考証を行わずに、文章に即して説明するようなもの、たとえば、王介甫「王安石」が波を水の皮とし、蘇東坡「蘇軾」が、鳩字は鳥にしたがいが九の声であるという本義を知らずに、『詩』に「鳩鳩、桑に在り、其の子七」というのは、一父一母をあわせれば九となるので、その文は九にしたがうのだ」というの類、これが望文生訓である。さらに經文の教語が全篇の大義と一致しているのに、解釈するものが全篇の意味を理解せずに、とりあえず本文に則して解釈するのは、道理に近いようであつても、やはり望文生訓である。初学者は絶対に深く戒め（て行わないようにし）なければならぬ。前人の成説がもしこの弊害を犯しておれば、やはり細心に正さなければならない。

不可妄詆古訓第三十九

漢人解經、皆守師說。即其作訓、亦必確有所本、不同臆造。或當時傳聞、本皆如此、或前代語言、與今不同。學者遇古訓之不可猝解者、必須詳考時代、求其實情、果有不安、然後可以訂正。不得粗心流覽、於我未解、妄加詆毀。如或斥康成禮注八十一御妻及冕旒之屬、非是古人有失、實其自己淺陋。初學萬不可蹈此輕薄習氣。又如宋人之說近今言漢學者、無論是與不是、輒屏斥之不貸。抑宋人說經未嘗盡背漢說。蔡氏書傳、朱子詩傳、其遵古訓者、實十之八、易古訓者、實十之二、且其所易未必盡屬大謬、中間亦有遠勝舊說者。學者須見得理明、方能辨出是非、萬不可以耳食之餘輕議前哲。但要平心自思、前人之敢立其說者、胷中必非一無所據、且諸名儒、類皆萬卷、羅網衆家、豈（以）（有）①我能見到者、彼反失之不及之理。由是以思、自不敢輕肆舌鋒、妄詆古訓矣。不詆古訓、即能深研其義、而虛僞之氣除、爲學之力、日益進矣。

【校記】

① 「以」 勘誤に従い、「有」に改める。

【書き下し】

妄りに古訓を詆る可からず第三十九

漢人、經を解するに、皆師說を守る。即ひ其れ訓を作るも、亦必ず確として本づく所有り、臆造に同じからず。或いは當時の傳聞、本皆此の如きか、或いは前代の語言、今と同じからざるか。學ぶ者、古訓の猝かに解す可からざる者に遇へば、必ず須く詳らかに時代を考し、其の實情を求め、果して安んぜざる有れば、然る後に以て訂正す可し。粗心に流覽し、我に於て未だ解せざるに、妄りに詆毀を加ふるを得ず。如へば、或ひと康成の禮注の八十一御妻及び冕旒の屬を斥くる①は、是れ古人に失有るに非ず、實は其れ自己の淺陋なり。初學萬此の輕薄の習氣を蹈む可からず。又如へば、宋人の說、今の漢學を言ふ者に近きも、是か是ならざるかを論ずる無く、輒ち之を屏斥して貸さず。抑そも宋人の說經、未だ嘗て盡くは漢說に背かず。蔡氏の書傳、朱子の詩傳、其の、古訓に遵ふ者は實に十の八、古訓を易ふる者は實に十の二、且つ其の易ふる所は未だ必ずしも盡くは大謬に屬さず、中間にも亦遠く舊說に勝る者有り。學ぶ者須く見得て理明らかにして、方めて能く是非を辨出し、萬耳食の餘を以て輕がるしく前哲を議す可からず。但だ要らず平心自思して、前人の敢て其の說を立つる者、胷中必ずしも據る所無きに非ず、且つ諸名儒、萬卷を類皆し（？）②、衆家を羅網し、豈に我れ能く見到せる者、彼反て之を失して及ばざるの理有らん。是れに由りて以て思ふに、自ら敢て輕がるしく舌鋒を肆にし、妄りに古訓を詆らざらん。古訓を詆らず、即し能く深く其の義を研し、虚僞の氣除かるれば、爲學の力、日び益ます進まん。

【註】

① 未詳。

② 「類皆」という語は見当たらず、誤字ではないか。下文の「羅網衆家」との対

応から考えると、「萬巻を讀破し、衆家を羅網し」のような語がくるのではないだろうか。

【通釈】

むやみに古訓をそしつてはならない第三十九

漢の人が経を解釈する場合、いずれも師説を守っている。たとえ訓を作成したとしても、かならず明確に基づくところがあり、憶測による捏造とは異なる。(それは)あるいは当時の伝聞がもととそうであったからか、あるいは前代の言語が今と同じではなかったからかであろう。学ぶものがすぐに理解できない古訓に遭遇すれば、かならず詳細に時代を考証し、その実際の状況を求めなければならず、はたして納得できないものがあって、はじめて訂正するのがよい。いい加減に流し読みし、自分でもまだ理解していないのに、むやみに中傷してはならない。たとえば、あるひとが鄭康成「鄭玄」の『禮記』注の八十一御妻及び屍旒の属を排斥するは、古人「鄭玄」に過失があつたのではなく、実は自分の淺陋な理解であつた。初学者は決してこのような輕薄な習氣を踏襲してはならない。さらにたとえば、最近の漢学をいうものに近い宋人の説であつても、正しいか正しくないかに関係なく、すぐに排斥して耳を貸さないひとがある。そもそも宋人の説経すべてが漢の説に背いているわけではない。蔡氏「蔡沈」の『書集傳』、朱子の『詩集傳』は古訓にしたがうものではない。蔡氏「蔡沈」の『書集傳』、朱子の『詩集傳』は古訓にしたがうものではない。実に十のうち八、古訓を変更したところは実に十のうち二、なおかつ変更したところであつてもかならずしもすべてがあやまつているわけではなく、中には旧説よりはるかに優れているものもある。学ぶものは自分の見解ができて道理が明らかになつて、はじめて是非を辨別することができ、けつして聞きかじつたことで輕率に前哲を議論してはならない。ただ前人があえてその説を立てたのは、胸中にまつたく根柢がなかったわけではなく、かつ諸名儒は、万巻を類皆し「讀破し?」、衆家を網羅しており、どうして自分でさえ見ることができたものが、彼らが見ていないという道理があるのか、ということをご公平に考えなければならぬ。以上のことから

顧みるに、みずから輕率に舌鋒をほしのままにし、むやみに古訓をそしつてはならない。古訓をそしらず、深くその義を研究して、虚憍の氣が取り除くことができれば、学問の力は日びますます進歩するであろう。

不可剽竊舊說第四十

史記酷吏傳云、攻剽爲羣盜、叔孫通傳云、鼠竊狗盜。初學解經、見書不多、而妄取前人舊說、沒其姓名、以爲己說、則與盜賊何異。且安知我能剽之竊之、而人不能發之捕之乎。我所讀之書、人人必讀、我所未讀之書、人之已讀者正多。倘事剽竊欺人乎、實欺己耳。人而欺己、則終身無實獲之事、又烏足以知聖賢之道哉。故爲學戒剽竊。

【書き下し】

舊說を剽竊す可からず第四十

史記酷吏傳に「攻剽して羣盜を爲す」①と云ひ、叔孫通傳に「鼠竊狗盜」②と云ふ。初學、經を解するに、書を見ること多からずして、妄りに前人の舊說を取り、其の姓名を沒して、以て己の説と爲すは、則ち盜賊と何ぞ異ならん。且つ安くんぞ我れ能く之を剽し之を竊むも、人、之を發して之を捕ふる能はざるを知らんや。我れ讀む所の書、人人必ず讀み、我れ未だ讀まざる所の書、人の己に讀む者正に多し。倘し剽竊を事として人を欺くか、實は己を欺くのみ。人にして己を欺けば、則ち終身、實獲の事無し、又烏くんぞ以て聖賢の道を知るに足らんや。故に學を爲すには剽竊を戒む。

【註】

① 『史記』卷百二十二、酷吏列傳第六十二「義縱者、河東人也。爲少年時、嘗與張次公俱攻剽爲群盜」。

② 『史記』卷九十九、劉敬叔孫通列傳第二十九「且明主在其上、法令具於下、使

人人奉職、四方輻輳、安敢有反者。此特群盜鼠竊狗盜耳、何足置之齒牙間。

【通釈】

旧説を剽竊してはならない第四十

『史記』酷吏傳に「攻剽して群盜となつた」といい、叔孫通傳に「鼠竊狗盜」という。初学者が經を解釈するにあたって、書をたくさん見ずに、勝手に前人の旧説を剽竊し、その姓名をかくして自分の説とするのは、盜賊とどこが異なるのであろうか。なおかつたとえ自分がこれを剽竊できたとしても、他の人がこれを告発して捕えることができないとも思っているのだろうか。自分が読んだ書物は人々はかならず読んでおり、自分がまだ読んでいない書物をすでに読んだ人は多い。剽竊につとめて他人を欺いているのか、いやちがう、実は自分を欺いているのである。人でありながら自分を欺くのであれば、終身、實際に身につくことはないし、どうして聖賢の道を知ることができようか。だから学問は剽竊を戒めるのである。

不可穿鑿無理第四十一

孟子曰、所惡於智者、爲其鑿也。穿鑿二字、智者往往不免、此爲說經大病。蓋穿鑿未有不失之無理者、豈有聖賢經傳可以無理解之乎。試多取古人說經之書、及國朝經學家各書讀之、自可漸祛此病。如不讀古書、而妄自恃其聰明、其不至於穿鑿無理不止。學者切宜自勉。

【書き下し】

穿鑿無理なる可からず第四十一

孟子、「智に惡む所の者は、其の鑿うがつが爲ためなり」①と曰ふ。穿鑿の二字は、智者往往にして免がれず、此れ說經の大病と爲す。蓋し穿鑿に未だ之を無理に失せざる者有らず、豈に聖賢の經傳、理無きを以て之を解す可きこと有らんや。試みに多く古人の說經の書、及び國朝の經學家の各書を取りて之を讀めば、自ら此の病を漸祛

す可し。如し古書を讀まずして、妄りに自ら其の聰明に恃めば、其れ穿鑿無理止まざるに至らざらん。學者切に宜しく自ら勉むべし。

【註】

① 『孟子』離婁下「孟子曰、天下之言性也、則故而已矣。故者以利爲本。所惡於智者、爲其鑿也。如智者若禹之行水也、則無惡於智矣。禹之行水也、行其所無事也。如智者亦行其所無事、則智亦大矣。天之高也、星辰之遠也、苟求其故、千歲之日至、可坐而致也。」

【通釈】

穿鑿したり道理がなかつたりしてはならない第四十一

『孟子』は「智がにくまれるのは、穿鑿しすぎるためである」といい、「穿鑿」の二字は、智者は往々にして免がれることはできず、これは說經の大きな欠点である。思うに穿鑿はかならず道理がないことにおちいらぬものはない、どうして聖賢の經傳が道理がないということに解釈することができようか。試みに古人の說經の書、および清朝の經學家の各書をたくさん手にとつて讀めば、おのずからこの病害を取り除くことができる。もし古書を讀まずに、むやみに自分の聰明だけをたよりにしたならば、穿鑿や無理がとまらなくなつてしまふ。学ぶものは懸命に努力しなければならぬ。

不可附會無據第四十二

古事自有首尾、古禮自有當時制度。或散見本經、或錯見各經、或經傳尚略、諸子各傳記有詳之者。學者須詳求其音讀訓詁、考其當日事實。音訓明、方知此字爲何語。考据確、方知此物爲何物、此事爲何事、此人爲何人。然後知聖賢此言是何意義。不然、附會其義、敷衍成篇、即或有理、亦是郢書燕説、於經旨何與。故解經戒附會。

【書き下し】

附會無據なる可からず第四十二①

古事には自ら首尾有り、古禮には自ら當時の制度有り。或いは本經に散見し、或いは各經に錯見し、或いは經傳尚ほ略にして、諸子の各傳記に之を詳らかにする者有り。學者は須く其の音讀訓詁を詳求し、其の當日の事實を考すべし。音訓明らかにして、方めて此の字何語と爲すかを知る。考据確かにして、方めて此の物、何物爲るか、此の事、何事爲るか、此の人、何人爲るかを知る。然る後に聖賢の此の言是れ何の意義たるかを知る。然らざれば、其の義に附會し、敷衍して篇を成すは、即ち或いは理あるも、亦是れ郢書燕説②なるのみ、經旨に於て何をか與からん。故に經を解するには附會を戒む。

【註】

① 本篇は『輶軒語』通經四、通經五の一部を利用している。

『輶軒語』通經四

讀經宜明訓詁。

詁者古言也。謂以今語解古語。此逐字解釋者也。訓者順也。謂順其語氣解之。

(或全句、或兩三字。此逐句解釋者也。

時俗講義、何嘗不逐字逐句解釋。但字義多杜撰、語意多影響耳。

訓詁有四忌。

一、鹵莽滅裂。

古事自有首尾。散見本書他書、不能臆造。古禮自有當時制度。古書自有當時文體、

亦有本書義例。凡一書必有本書大例句字例。若任意武斷、合於此而背於彼、此名鹵

莽滅裂。

『輶軒語』通經五

宜講漢學。欲識字、欲正音、欲通訓詁、即須用此下兩條功夫。

漢學所要素二。一音讀訓詁、一考据事實。音訓明、方知此字爲何語。考据確、

方知此物爲何物、此事爲何事、此人爲何人。然後知聖賢此言是何意義。不然、空談臆說、望文生義、即或有理、亦所謂郢書燕説耳。於經旨無與也。譬如晉人與楚人語。不通其方言、豈能知其意中事。不問其姓氏里居、豈能斷其人之行誼何如耶。阮元經籍纂詁 王念孫廣雅疏證、爲訓詁最要之書。

② 「郢書燕説」は、郢の人が燕国の大臣に送った手紙の中で誤って書いたことをこじつけて理解した結果、燕の国がよく治まったという故事。『韓非子』外儲説左上「郢人有遺燕相國書者、夜書、火於不明、因謂持燭者曰、舉燭云、而過書舉燭。舉燭非書意也。燕相受書而説之、曰、舉燭者尚明也。尚明也者、舉賢而任之。燕相曰王。王大説、國以治。治則治矣、非書意也。今世學者、多似此類」(郢人、燕の相國に書を遺る者有り。夜書して、火明らかならず。因りて燭を持つ者に謂ひて曰く、「燭を舉げよ」と。而して過りて「燭を舉げよ」と書す。燭を舉げよとは書の意に非ざるなり。燕の相、書を受け、之を説きて曰く、「燭を舉げよとは、明を尚ぶなり。明を尚ぶとは、賢を舉げて之に任ずるなり」と。燕の相、王に白す。王大いに説び、國以て治まる。治まるは則ち治まるも、書の意に非ざるなり。今の世の學者、多く此の類に似たり)。

【通釈】

附會無拠であつてはならない第四十二

古事にはもちろん首尾があり、古禮にはもちろん当時の制度がある。本經に散見したり、各經に入り乱れて見えたりしたり、經伝では簡略であるが、諸子の各傳記に詳しく述べたりしたものがあり、学ぶものはその音讀訓詁を詳細に考求し、その当時の事實を考察しなければならぬ。音訓が明らかにしてはじめてこの字がどういふ言葉であるかがわかる。考据が確実であつてはじめてこの物がどういふ物であるか、この事がどういふ事であるか、この人はどういふ人であるかがわかる。そうであつてはじめて聖賢のこの言葉がどういふ意味であるかがわかる。さもなければその義に附會し、適当に書を著わすのは、たとえ理になつていたとしても郢書燕説

にすぎず、經旨に対していかなる関係があるのか。だから經を解釈するには附会を戒めるのである。

不可有騎牆之見第四十三

羣經異義、自漢及今、甚有聚訟至數十百家者。解經者、當審擇精當、衷於一是、羅列羣說、加以辨駁。合吾說者、吾引之而爲之證、背吾說者、吾駁之而明其非。先在審定明白、融會貫串、自無以可爲否、以否爲可之病。若平日看書不多、臨時全無把握、調停兩可、不能自主、是爲騎牆之見。說經家甚所不取。

【書き下し】

騎牆の見①有る可からず第四十三

羣經、義を異にし、漢より今に及ぶまで、甚だ聚訟數十百家に至る者有り。經を解する者、當に審擇精當にして、一是に衷し、羣說を羅列し、加ふるに辨駁を以てすべし。吾が說に合する者は、吾れ之を引きて之が證と爲し、吾が說に背く者は、吾れ之を駁して其の非を明らかにす。先づ審定明白、融會貫串に在れば、自ら可を以て否と爲し、否を以て可と爲すの病無し。平日書を見ること多からず、時に臨んで全く把握無く、調停兩可し、自ら主とする能はざるが若きは、是れ騎牆の見と爲す。說經家は甚だ取らざる所なり。

【註】

① 「牆」は塀、土塀のことで、「騎牆之見」は塀の上にまたがって両側を見下ろすこと。どっちつかずな見解、意見の定まらないことのととえ。

【通釈】

騎牆の見があつてはならない第四十三

群經は意味を異にし、漢から現在まで、数十家数百家にのぼる意見の食い違いがあ

る。經を解釈するものは、審議選択が精確適當で、ひとつの正解に折衷し、諸說を羅列し、識別反駁しなければならぬ。自分の說に一致するものはそれを引用して証拠とし、自分の說に背くものはそれを反駁してあやまりを明らかにする。最初にはつきりと審定し、融會貫通すれば、みずから可を否とし、否を可とする病害はない。平日書を読むことが多くなく、各場面においてまったく理解することなく、間に立つて両方の意見を併存し、みずから判断することができないのが騎牆の見である。說經家は絶対に行わないことである。

不可作固執之談第四十四

孟子謂高子說詩之固、以其不能通詩之義與意也。學者解經、何獨不然。經義簡質、必證以他經、旁通諸子及諸家傳記之說、貫串靡遺、於義不背、方爲通達。若徒守一家之言、妄加臆斷、斯爲固執。固執之弊、亦由讀書不多而來。故欲治經、不可不博覽羣書。

【書き下し】

固執の談を作す可からず第四十四

孟子、高子の、詩を説くの固を謂ふ①は、其の、詩の義と意とに通ずる能はざるを以てなり。學ぶ者經を解するに、何ぞ獨り然らざる。經義は簡質にして、必ず證するに他經を以てし、旁ら諸子及び諸家傳記の說に通じ、貫串遺す靡く、義に於て背かざれば、方めて通達と爲す。徒だ一家の言を守り、妄りに臆斷を加ふるが若きは、斯ち固執と爲す。固執の弊も亦書を読むことの多からざるに由りて來る。故に經を治めんと欲すれば、羣書を博覽せざる可からず。

【註】

① 『孟子』告子下「公孫丑問曰、高子曰、小弁、小人之詩也。孟子曰、何以言之。

曰、怨。曰、固哉、高叟之爲詩也。有人於此、越人關弓而射之、則已談笑而道之、

無他、疏之也。其兄鬪弓而射之、則己重涕泣而道之。無他、戚之也。小弁之怨、親親也。親親、仁也。固矣夫、高叟之爲詩也」。

【通釈】

固執の議論をしてはならない第四十四

孟子が、高子の説詩が固執であるというのは、彼が『詩』の義と意に通じることができていないからである。学ぶものが経を解釈するのに、どうして経だけがそうであらうか。経義は簡素質実なので、かならず他経を用いて証明し、そのかたわら諸子および諸家伝記の説に通じ、貫通して遺漏がなく、義に対して違背がなければ、はじめに通達であるといえる。ただ一家の言だけを守り、勝手に臆断を加えるようなことが固執である。固執の弊害もたくさん書を読んでいないことによる。だから経を修得しようと思えば群書を博覧しなければならない。

門徑不可不清第四十五

爲學各有門徑。何況治經。門徑一清、斯中有把握、不至汎濫無歸。至其經注、孰爲師授之古學、孰爲無本之俗學、尤宜抉擇分析、方不致誤用聰明。此事宜有師承。然師不易得。書即師也。

余於目錄之學篇所列各種、本爲讀書門徑。今爲析而言之、四庫提要、爲讀書之門徑。提要較多、未必人人能置一編、別有四庫簡明目録、乃將提要約撮而成。書止一帙、大抵初學須先將經史子集四種分清、何書應入何類、於此瞭然、則購書讀書、皆有頭緒、然簡明目録太略、書之得失、亦未詳說。且四庫未收者、提要尚列存目於後、簡明目録無之、不得誤認爲世間所無也。略一編閱、然後可讀提要。經義考、爲治經之門徑。小學考、爲小學之門徑。音學五書、爲韻學之門徑。古今僞書考、爲讀諸子之門徑。學者先看此數書、由此而入、無不頭頭是道矣。

【書き下し】

門徑は清ならざる可からず第四十五①

學を爲すには各おの門徑有り。何ぞ況んや経を治むるをや。門徑一清して、斯の中に把握有れば、汎濫歸する無きに至らず。其の經注に至りては、孰れか師授の古學と爲す、孰れか本無きの俗學と爲す、尤も宜しく抉擇分析して、方めて聰明を誤用するに致らず。此の事宜しく師承有るべし。然れども師は得易からず。書は即ち師なり。

余、目錄の學篇に於て列する所の各種の本を讀書の門徑と爲す。今爲に析して之を言へば、四庫提要是羣書を讀むの門徑と爲す。提要是較多し。未だ必ずしも人人一編を置く能はず。別に四庫簡明目録有り。乃ち提要进行を約撮して成る。書は止だ一帙。大抵初學は須く先づ經史子集の四種を將て分清たり、何れの書應に何類に入るべきか、此に於て瞭然たれば、則ち書を購ひ書を讀むに皆頭緒有り。然れども簡明目録は太だ略なり。書の得失も亦未だ詳説せず。且つ四庫未だ收めざる者は、提要是尚ほ存目を後に列す。簡明目録には之れ無し。誤り認めて世間に無き所と爲すを得ざるなり。略しく一編閱して、然る後に提要进行を讀む可し。經義考は経を治むるの門徑と爲す。小學考は小學の門徑と爲す。音學五書は韻學の門徑と爲す。古今僞書考は諸子を讀むの門徑と爲す。學者先づ此の數書を看て、此れ由り入れば、頭頭是道ならざる無し。

【註】

① 本篇は『輜軒語』通論讀書四の一部を利用している。

讀書宜有門徑。

汎濫無歸、終身無得。雖多無用、得門而入、事半功倍。或經或史、或詞章、或經濟、或天算地輿。經治何經、史治何史、經濟是何條、因類以求、各有專注。至於經注孰爲師授之古學、孰爲無本之俗學、史學孰爲有法、孰爲失體、孰爲詳密、孰爲疎舛、詞章孰爲正宗、孰爲旁門、尤宜抉擇分析、方不致誤用聰明。此事宜有師承。然師豈易得。書即師也。今爲諸生指一良師。將四庫全書總目提要是一書名、省文可稱四庫提要。讀一過、即畧知學問門徑矣。

析而言之、四庫提要、爲讀書之門徑。提要較多、未必人人能置一編、別有四庫簡明目録、乃將提要約撮而成、書止一帙。大抵初學須先將經史子集四種分清、何書應入何類、於此瞭然、則

購書讀書、皆有頭緒。然簡明目録太畧、書之得失、亦未詳說。且四庫未收者、提要尚列存目於後。簡明目録無之。不得誤認爲世間所無也。畧一繙閱、然後可讀提要。漢學師承記、爲經學之門徑。

國朝人著小學考、爲小學之門徑。說文通檢亦可謂初學繙檢說文之門徑。顧炎武音學五書、爲韻學之門徑。史通爲史學之門徑。國朝齊召南歷代帝王年表、爲讀史之門徑。古今僞書考、爲讀諸子之門徑。文心雕龍、鍾嶸詩品、爲詩文之門徑。國朝趙執信聲調譜、沈德潛說詩碎語、紀昀瀛奎律髓刊誤、孫梅四六叢話、近人歷代賦話、爲初學詩賦四六之門徑。孫過庭書譜、姜堯章續書譜、國朝包世臣所著安吳四種內藝舟雙楫一種、爲學書之門徑。

【通釈】

門徑ははっきり理解していなければならない第四十五

学問を治めるにはそれぞれ門徑がある。ましてや経を治めるのに門徑があるのは当然である。門徑がはっきりし、それについて理解すれば、水があふれてどこに流れるかわからないということにはならない。その経注については、どれが師から授けられた古学であるのか、どれが根拠のない俗学であるのかということをと、とりわけ選択し分析しなければならず、(そうして) はじめて聰明を誤まつて用いるようなことはしない。こういった事柄は師から教えを受けなければわからない。しかし師は簡単には見つからない。(その場合は) 書がとりもなおさず師である。

わたしが「有目錄之學第三十二」で列挙した各種の本が読書の門徑である。今君たちのために分析して述べると、『四庫提要』は群書を読むための門徑である。『提要』はやや大部である。かならずしもひとりひとりが一編を所有することはできない。そこで別に『四庫簡明目録』がある。これは『提要』を要約して作成したものであり、書は一帙にとどまる。大抵初学者は最初に經史子集の四つの区別を明確にし、どの書がどの類に入るのかということをはっきり理解すれば、書を購入したり読んだりするにあたって手掛かりとなる。しかし『簡明目録』ははなはだ簡略であり、書物の得失も詳しく説明していない。なおかつ四庫に収録されなかった書物を『提要』では存目として後に列挙するが、『簡明目録』にはそれが無い。『簡明目録』に掲載されていないからといって、世の中に存在して

いないと誤認してはならない。ひとまず『簡明目録』を閲覽してから、『提要』を読むとよい。『經義考』は経を治めるための門徑である。『小學考』は小学の門徑である。『音學五書』は音韻学の門徑である。『古今僞書考』は諸子を読むための門徑である。学ぶものは最初にこの数冊の書物を読み、ここから(学問の道に) 入れば、道理にかなわないことはない。

體例不可不熟第四十六

凡一書必有本書之大例、有句例、有字例。學者讀時、必先知其例之所存、斯解時、不失其書之文體。如易明天道、詩盡人情、書道政事、禮詳制度、春秋多微詞、爾雅記言語異同、論語言治道不言治法之類、此各書之大例也。而易無虛象、詩無達詁、書有各代史筆之不同、春秋有三傳記載之各別、三禮典制異而統同、爾雅訓詁同而亦異。此句例字例之(之) (所) ①宜講也。

注家亦有例。如馬鄭之易皆費氏古文、伏孔尚書今古互異、毛公傳詩亦守古本、鄭注三禮則據今文、觀其注、稱故書可見。何氏范氏深通公穀之義、賈逵服虔乃得左氏之傳。此注家之例之分也。

至於諸子各史、皆有大例。學者欲讀其書、宜先知其例。書例既明、則其義可依類而得矣。

【校記】

①「之」 勘誤に従い、「所」に改める。

【書き下し】

體例には熟さざる可からず第四十六①

凡そ一書には必ず本書の大例有り、句例有り、字例有り。學ぶ者讀む時、必ず先づ其の例の存する所を知れば、斯すなはち解する時、其の書の文體を失せず。如たとへば、易は天道を明らかにし、詩は人情を盡くし、書は政事を道みひ、禮は制度を詳らかにし、

春秋は微詞多く、爾雅は言語の異同を記し、論語は治道を言ひ、治法を言はざるの類、此れ各書の大例なり。而るに易に虚象無く、詩に達話無く、書に各代史筆の同じからざる有り、春秋に三傳記載の各別有り、三禮は典制異なりて統同じ、爾雅は訓話同じくして亦異なる。此れ句例・字例の宜しく講すべき所なり。

注家にも亦例有り。如へば、馬・鄭の易は皆費氏の古文、伏・孔の尚書は今古互ひに異なり、毛公の傳詩も亦古本を守り、鄭、三禮に注するは則ち今文に據り、其の注に故書と稱するを觀れば、見る可し。何氏・范氏は深く公・穀の義に通じ、賈逵・服虔は乃ち左氏の傳を得たり。此れ注家の例の分なり。

諸子各史に至りては、皆大例有り。學ぶ者其の書を讀まんと言ふれば、宜しく先づ其の例を知るべし。書例既に明らかならば、則ち其の義は類に依りて得る可し。

【註】

① 本篇は『輜軒語』通經四の一部を利用している。

讀經宜明訓話。

詁者古言也。謂以今語解古語。此逐字解釋者也。訓者順也。謂順其語氣解之。

(或全句、或兩三字。此逐句解釋者也。

時俗講義、何嘗不逐字逐句解釋。但字義多杜撰、語意多影響耳。

訓話有四忌。

一、鹵莽滅裂。

古事自有首尾。散見本書他書、不能臆造。古禮自有當時制度。古書自有當時文體、

亦有本書義例。凡一書必有本書大例句例字例。若任意武斷、合於此而背於彼、此名鹵

莽滅裂。

【通釈】

体例にくわしくなければならぬ第四十六

そもそもひとつの書にはかならずその書の大例があり、句例があり、字例がある。

學ぶものが読む時に、最初にその例がどこに存しているかがわかれば、解釈する時にその書の文体を見失うことはない。たとえば、『易』は天道を明らかにし、『詩』は人情をつくし、『書』は政事について述べ、『禮』は制度を詳らかにし、『春秋』は微詞が多く、『爾雅』は言語の異同を記録し、『論語』は治道について述べ、治法については述べない、といった類が各書の大例である。しかし『易』に虚象はなく、『詩』に達話はなく、『書』は各代の史官の書き方が同じではなく、『春秋』は三傳によつて記載が異なり、三禮は典制は異なるが系統は同じであり、『爾雅』は訓話と同じであるが、やはり微妙に異なる。これらは句例・字例の講求しなければならぬ点である。

注家にも体例がある。たとえば、馬融・鄭玄の『易』はいずれも費氏の古文であり、伏生・孔安國の『尚書』は今文と古文でそれぞれ異同があり、毛公の伝えた『詩』も古本を守り、鄭玄は今文を根拠に三禮に注を施し、これはその注に故書と稱しているのを見ればわかる。何氏「何休」・范氏「范寧」は深く『公羊』『穀梁』の義に通じ、賈逵・服虔は『左氏』の伝を理解している。これらが注家の体例の相違である。

諸子やそれぞれの史についてもいずれも大例がある。學ぶものがその書を読もうと思えば、最初にその書の体例を知らなければならぬ。書の体例が明らかになればその意味は類推することができる。

經解入門卷七

甘泉江藩纂

不可増字解(經)①第四十七

經典之文、自有本訓。得其本訓、則文義適相符合、不煩言而已解。失其本訓而強爲之說、則阨陞不安、乃於文句之間、増字以足之、多方遷就、而後得申其說。此強經以就我、而究非經之本義也。

如蹇六二、王臣蹇蹇、匪躬之故、故、事也。言王臣不避艱難者、皆國家之事、而非其身之事也。詳見本條下。後放此。而解者曰、盡忠於君、匪以私身之故、而不往濟君正

義，則於躬上增以字私字，故下增不往濟君字矣。

既濟六四，繻有衣袽，繻乃襦之借字，有，或也。言人之於襦，或衣其敝壞者也。而解者曰，繻當言濡。衣袽所以塞舟漏也。夫有隙之棄舟而得濟者有衣袽也王注，則於繻上增舟字，有衣袽下增塞字矣。

繫辭傳，聖人以此洗心，洗與先通，先猶導也。言聖人以此導其心思也。而解者曰，洗濯萬物之心韓注，則於心上增萬物字矣。

序卦傳，物不可以終壯，故受之以晉，晉者進也。言物不可以終止，故進之也，壯者止也。見下。而解者曰，晉以柔而進也韓注，則於進上增柔字矣。

雜卦傳，大壯則止也，言壯之訓爲止。而解者曰，大正則小人止韓注，則於大下增正字，止上增小人字矣。

咸速也，言咸之訓爲速也。而解者曰，物之相應，莫速乎咸韓注，則於速上增相應字矣。

堯典，湯湯洪水方割，方，旁也，徧也。言洪水徧害下民也。而解者曰，大水方爲害某氏傳，則於方下增方字矣。

柔遠能邇，能，善也。言善於近者也。而解者曰，能安遠者，先能安近王注，則於能下增安字矣。

皋陶謨，烝民乃粒，粒讀爲立，立，定也。言衆民安定也。而解者曰，衆民乃復粒食鄭注，則於粒下增食字矣。

盤庚，由乃在位，由，正也。而解者曰，教民使用汝在位之命某氏傳，則於在位下增命字矣。

暫遇姦宄，暫之言漸也，詐也。遇之言隅也，差也。而解者曰，暫遇人而劫奪之某氏傳，則於暫遇下增人字及劫奪字矣。

無遺育，育讀爲胃，胃，齋也。而解者曰，無遺長其類某氏傳，則於育下增類字矣。

洪範，聰作謀，謀讀爲敏，言聰則敏也。而解者曰，上聰則下進其謀馬注，則於謀上增下進字矣。

金縢，敷佑四方，敷，徧也。言徧佑四方之民也。而解者曰，布其道以佑助四方馬注，

則於敷下增道字矣。

康誥，應保殷民，應，受也。言受保殷民也。而解者曰，上以應天，下以安我所受殷之民衆某氏傳，則於應下增天字矣。

召誥，用乂民，若有功，言用此治民乃功有也。而解者曰，順行禹湯所以成功某氏傳，則於若下增禹湯字矣。

無逸，則知小人之依，爰知小人之依，依之言隱也，痛也。言知民隱也。而解者曰，知小人之所依怙，又曰，小人之所依依仁政並某氏傳，則於依上增所字矣。

以庶邦惟正之供②，以，與也。正與政同。言與庶邦惟政是奉也。而解者曰，以衆國所取法則，當以正道供待之故某氏傳，則於惟正之供下增故字矣。

君奭，有殷嗣天滅威，威，德也。言有殷之君，繼天出治，而乃滅德不務也。而解者曰，有殷嗣子〔紂〕③不能平至。天滅亡，加之威某氏傳，則於威上增加以字矣。

以予監于殷喪大否，言與予共監於殷之喪亡，皆由大不善也。而解者曰，以我言視於殷喪亡大否某氏傳，則於予下增言字矣。

罔不率俾，言莫不率從也。而解者曰，率，循也。俾，使也。四海之內，無不循度而可使鄭注，則於率下增度字，俾上增可字矣。

呂刑，罔有擇言在身，擇讀爲數，數，敗也。言罔有敗言出乎身也。而解者曰，無有可擇之言在其身某氏傳，則於擇上增可字矣。

哲人惟刑，哲讀爲折，折之言制也。言制民人者惟刑也。而解者曰，言哲人惟用刑某氏傳，則於刑上增用字矣。

秦誓，我尚有之，有者相親也。言我尚親之也。而解〔之〕〔者〕④曰，我庶幾欲有此人而用之某氏傳，則於有上增欲字矣。

周南，振振公姓，姓，子孫也。而解者曰，公姓，公同姓毛傳，則於姓上增同字矣。

邶風，終風且暴，終猶既也。言既風且暴也。而解者曰，終日風爲終風毛傳，則於終下增日字矣。

衛風，雖則佩觿，能不我知，能讀爲而。言雖則佩觿而不知我也。而解者曰，不自謂無知，以驕慢人也毛傳，則於不下增自謂字，知上增無字矣。

小雅、有實其猗、猗讀曰阿。言實實然廣大者山之阿也。而解者曰、以草木平滿其旁倚之狀谷鄭箋、則於有字下增草木字、猗下增狀谷字矣。

會是不意、言會是不度也。而解者曰、女會不以為是為意乎鄭箋、則於是上增以字、意上增為字矣。

昊天罔極、極猶常也。言昊天無常、降此鞠凶也。而解者曰、昊天乎、我心無極鄭箋、則於罔極上增我心字矣。

大雅、依其在京、依、盛貌。言文王之衆之盛、依然其在京地也。而解者曰、文王發其依居京地之衆鄭箋、則於依上增發字矣。

攝以威儀、攝、佐也。而解者曰、攝者收斂之言、各自收斂、以相(佐助)(助佐)⑤為威儀之事正義、則於佐上增收斂字矣。

無縱詭隨、詭隨、譎詐也。而解者曰、詭人之善、隨人之惡毛傳、則於詭下增善字、隨下增惡字矣。

曾是強禦、禦亦強也。而解者曰、強禦、禦善也毛傳、則於禦下增善字矣。

檀弓、忌日不樂、謂不作樂也。而解者曰、(惟)(唯)⑥忌日不為樂事正義、則於樂上增為字、樂下增事字矣。

月令、措之於參保介之御間、當依呂氏春秋作參于。而解者曰、勇士參乘鄭注、則於參下增乘字矣。

禮器、設於地財、言合於地財也。而解者曰、所設用物為禮、各是其土地之物正義、則於設下增物字、地財上增是其字矣。

郊特牲、不敢私覲、所以致敬也、承執圭而使言之。謂聘、非謂朝也。而解者曰、其君親來、其臣不敢私覲於主國君鄭注、則於不敢私覲上增其君親來字矣。

為人臣者、無外交、不敢貳君也、貳、並也。言不敢比並於君也。而解者曰、不敢貳心於他君正義、則於貳下增於他字矣。

樂記、感條暢之氣、滅和平之德、條暢讀為滌蕩。滌蕩之氣謂逆氣也。而解者曰、動人條暢之善氣鄭注、則於氣上增善字矣。

儒行、居處齊難、難與煖同、敬也。而解者曰、齊莊可畏難鄭注、則於難上增可畏字

矣。

隱六年左傳、惡之易也、如火之燎于原、謂惡之延也。而解者曰、言惡易長杜注、則於易下增長字矣。

九年傳、宋公不王、謂不朝於王也。而解者曰、不共王職杜注、則於王上增共字、王下增職字矣。

桓二年傳、今滅德立違、違之言回也、邪也。謂立邪臣也。而解者曰、謂立華督違命之臣杜注、則於違下增命字矣。

莊十八年傳、王饗禮命之宥、言命號公晉侯與王相酬酢也。而解者曰、命以幣物、所以助歡敬之意杜注、則於命之下增以幣物字矣。

僖九年傳、以是藐諸孤、諸讀為者。言藐然小者孤也。而解者曰、言其幼(稚)(賤)⑦與諸子縣貌杜注、則於諸下增子字矣。

二十四年傳、昔周公弔二叔之不咸、謂管蔡不和睦也。而解者曰、傷夏殷之叔世、疏其親戚、以至滅亡杜注、則於叔下增世字、不咸上增親戚字矣。

二十八年傳、有渝此盟、以相及也、及乃反之譎。相反者相違也。而解者曰、以惡相及杜注、則於以下增惡字矣。

宣二年傳、舍于翳桑、翳桑、地名也。而解者曰、翳桑、桑之多蔭翳者杜注、蓋謂桑多蔭翳、故宣子舍于其下也、則於翳桑下增下字矣。

成二年傳、余雖欲於鞏伯、謂好鞏伯也。昭十五年傳、臣豈不欲吳、謂好朝吳也。而解者、於欲於(鞏)⑧伯、曰欲受其獻杜注、則於欲下增受其獻字。於豈不欲吳、曰非不欲善吳杜注、則於欲下增善字矣。

成十八年傳、師不陵正、旅不偪師、謂羣有司也。而解者曰、師、二千五百人之帥也、旅、五百人之帥也杜注、則於師旅下增帥字矣。

襄十四年傳、商旅于市、旅謂傳言也。而解者曰、陳其貨物、以示時所貴尚杜注、則於旅下增貨物字矣。

二十三年傳、則季氏信有力於臧氏矣、臧乃孟之譎、謂有功於孟氏也。而解者曰、季氏有力過於臧氏杜注、則於有力下增過字矣。

二十九年傳、五聲和、八風平、謂八音克諧也。而解者曰、八方之氣、謂之八風杜注、則於八下增万字矣。

三十年傳、女待人、婦義事也、義讀爲儀。儀、度也。謂婦當度事而行、不必待人也。而解者曰、義從宜也杜注、則於義上增從字矣。

昭元年傳、造舟于河、造、比次也。言比次其舟、以爲梁也。而解者曰、蓋造爲至義、言船相至而並比也正義、則於比次上增至字矣。

七年傳、願與諸侯落之、落、始也。與諸侯始升也。而解者曰、以酒澆落之正義、則於落上增以酒澆字矣。

聖人有明德者、若不當世、其後必有達人、聖人謂弗父正考父也。而解者曰、聖人之後、有明德而不當大位、謂正考父杜注、則於聖人下增之後字矣。

官職不則、則猶等也、鈞也。而解者曰、治官居職（不）〔非〕⑨一法杜注蓋訓則爲法、則於則上增一字矣。

十年傳、孤斬焉在衰經之中、斬之言憤、哀痛憂傷之貌。而解者曰、既葬未卒哭、故猶服斬衰杜注、則於斬下增衰字矣。

二十九年傳、官宿其業、宿與夙通。謂官敬其業也。而解者曰、宿、安也杜注、安心思其職業正義、則於宿下增思字矣。

哀九年傳、宋方吉不可與也、與猶敵也。而解者曰、不可與戰杜注、則於與下增戰字矣。

隱三年公羊傳曰、某月某日朔、日有食之者、食正朔也、正、當也。言日食當月之朔也。而解者曰、食不失正朔也何注、則於正上增不失字矣。

以吾愛與夷、則不若愛女、當作以吾愛女、則不若愛與夷。而解者曰、言吾愛於與夷、則不止如女而已疏、則於不下增止字矣。

九年傳、何異爾傲甚也、謂厚甚。而解者曰、傲、始怒也何注、則於傲下增怒字矣。

桓十一年傳、突可故出、而忽可故反、故、必也。言突可使之必出、忽可使之必反也。而解者曰、突可以此之故出之、忽可以此之故反之疏、則於故上增以此字矣。

是不得則病、然後有鄭國、言突可出、忽可反、若不可得、則以爲大恥。謀國之權

如是。然後能保有鄭國也。而解者曰、已雖病逐君之罪、討出突、然後能保有鄭國何注、則於然後上增討出突字矣。

莊四年傳、此非怒與、怒者太過也。而解者曰、怒、遷怒何注、則於怒上增遷字矣。

僖二十二年傳、吾雖喪國之餘、謂宋爲殷後也。而解者曰、我雖前幾爲楚所喪、所以得其餘民以爲國何注、則於喪上增幾爲楚所字、餘下增民字矣。

二十六年傳、師出不正反、戰不正勝、謂師出不必反、戰不必勝也。而解者曰、不正自謂出當復反、戰當必勝何注、則於不正下增自謂字矣。

未得乎取穀也、言未爲計之得也。而解者曰、未可爲得意於取穀何注、則於得下增意字矣。

襄五年傳、相與往、殆乎晉也、殆乃治之假借。而解者曰、殆、疑。疑讞于晉何注、則於殆下增讞字矣。

莊元年穀梁傳、接練時錄母之變、始人之也、人與仁通、謂憐哀之也。而解者曰、始以人道錄之范注、則於人下增道〔字〕⑩矣。

文八年傳、其以官稱〔之〕⑪、無君之辭也、言其專擅無君也。而解者曰、無人君之德范注引鄭氏釋廢疾、則於君下增德字矣。

爾雅釋詁、尸、〔審〕〔案〕⑫也、〔審〕〔案〕⑬即主宰之宰。而解者曰、謂〔審〕〔案〕⑭地郭注、則於〔審〕〔案〕⑮下增地字矣。

〔審〕〔案〕⑯、官也、〔審〕〔案〕⑰即官幸〔文〕〔之〕⑱幸。而解者曰、官地爲〔審〕〔案〕⑲郭注、則於官下增地字矣。

寫繇、憂也、寫即鼠之假借。而解者曰、有憂者思散寫郭注、則於寫上增思散字矣。

繇即愒之假借。而解者曰、繇役亦爲憂愁郭注、則於憂上增亦爲字矣。

倫救愉、勞也、倫當讀勳勞之勳、救當作勞勅之勅、愉當讀瘡病也之瘡。而解者曰、倫理事務以相約。救亦爲勞郭注、則於勞上增亦爲字矣。

又曰、勞苦者多憤愉郭注、則於愉上增多憤字矣。

載謨、僞也、僞即作爲之爲。而解者曰、載者言而不信、謨者謀而不忠郭注、則於載下增不信字、謨下增不忠字矣。

功績明、成也、蓋成謂之功、又謂之績、又謂之明也。而解者曰、功績皆有成、事有分明、亦成濟也郭注、則於成上增有字亦字矣。

儀、幹也、直訓儀爲幹也。而解者曰、儀表亦體幹郭注、則於幹上增亦字矣。

強、當也、直訓強爲當也。而解者曰、強者好與物相當值郭注、則於當上增好與物相字矣。

苦、息也、苦即詩王事靡盬之盬。而解者〔曰〕⑭、苦勞者宜止息郭注、則於息上增宜字矣。

薦、臻也、謂薦與臻皆訓爲至也。而解者曰、薦、進也。故爲臻。臻、至也郭注、則於臻上增進字矣。

釋言、暉、亟也、暉爲相親愛之亟。而解者曰、親暉者亦數郭注、則於亟上增亦字矣。

矜、苦也、直訓矜爲苦也。而解者曰、可矜憐者亦辛苦郭注、則於苦上增亦字矣。

栗、感也、感讀爲蹙。栗與蹙皆敬謹之義也。而解者曰、戰慄者憂感郭注、則於感上增憂字矣。

坎、銓也、坎乃次之譌。而解者曰、坎卦水也。水性平、銓亦平也樊注、則於坎下增水性平字矣。

窳、肆也、謂極深也。而解者曰、輕窳者好放肆郭注、則於肆上增好放字矣。

肆、力也、肆讀爲肆。肆與力皆謂勤勞也。而解者曰、肆極力郭注、則於力上增極字矣。

謀、心也、謂思慮也。而解者曰、謀慮以心郭注、則於心上增以字矣。

烝、塵也、烝與塵皆謂久也。而解者曰、人眾所以生塵埃郭注、則於塵上增所以生字矣。

服、整也、直訓服爲整也。而解者曰、服御之令齊整郭注、則於整上增令字矣。

訊、言也、訊與言皆問也。而解者曰、訊問以言郭注、則於言上增以字矣。

釋器、約謂之救、謂胃也。而解者曰、救絲以爲約郭注、則於救下增絲字矣。

律謂之分、謂捕鳥畢也。而解者曰、律管可以分氣郭注、則於分上增可以字、分下增氣字矣。

釋山、重獻陳、獻即之假借。而解者曰、山形如累兩獻郭注、則於重獻上增如字矣。此皆不得其正解、而增字以遷就之。治經者、苟三復文義、而心有未安、雖舍舊說以求之、可也。如欲增其字以解之、則斷斷乎不可。

【校記】

- ① 書前目錄によって、「經」字を補う。
- ② 「供」 王引之『經義述聞』は「供」に作る。『尚書』は「共」に作る。
- ③ 『尚書』君奭、孔安國傳、『經義述聞』に従い、「紂」字を補う。
- ④ 「之」 『經義述聞』に従い、「者」に改める。
- ⑤ 「佐助」 『經義述聞』は「佐助」に作る。『詩經』正義は「助佐」に作る。
- ⑥ 「惟」 『禮記』正義、『經義述聞』に従い、「唯」に改める。
- ⑦ 「幼稚」 『經義述聞』は「幼稚」に作る。『左傳』正義は「幼賤」に作る。
- ⑧ 『經義述聞』に従い、「鞏」字を補う。
- ⑨ 「不」 『經義述聞』は「不」に作る。『左傳』正義は「非」に作る。
- ⑩ 『經義述聞』に従い、「字」字を補う。
- ⑪ 『經義述聞』には「之」字無し。『春秋穀梁傳』文公八年傳には「之」字有り。
- ⑫ 「審」 『經義述聞』に従い、「宥」に改める。以下同じ。
- ⑬ 「文」 『經義述聞』に従い、「之」に改める。
- ⑭ 『經義述聞』に従い、「曰」字を補う。

【書き下し】

字を増して經を解す可からず第四十七①

經典の文には、自ら本訓有り。其の本訓を得れば、則ち文義適たま相符合し、言を煩はさずして已だ解す。其の本訓を失して強ひて之が説を爲さば、則ち阢陞安んぜず、乃ち文句の間に於て、字を増して以て之を足し、多方遷就し、而る後に其の説を申ぶるを得たり。此れ經を強ひて以て我れに就きて、究に經の本義に非ざるなり。

如へば、蹇六二の「王臣蹇蹇、匪躬之故」、「故」は事なり。王臣、艱難を避けざる者は、皆國家の事にして、其の身の事に非ざるを言ふなり。詳しくは本條の下に見ゆ。後此れに放へ。而れども解する者、「忠を君に盡くし、私身の故を以て、往きて君を濟はざるに匪ず」正義と曰へば、則ち「躬」の上に於て「以」字・「私」字を増し、「故」の下に「不往濟君」の字を増す。

既濟六四の「繻有衣袽」、「繻」は乃ち繻の借字、「有」は或なり。人の繻に於るや、或いは其の敝壞せる者を衣るを言ふなり。而れども解する者、「繻は當に濡と言ふべし。衣袽は舟漏を塞ぐ所以なり。夫れ隙有るの棄舟にして濟を得る者は衣袽有ればなり」王注と曰へば、則ち「繻」の上に於て「舟」字を増し、「有衣袽」の下に「塞」字を増す。

繫辭傳の「聖人以此洗心」、「洗」は先と通じ、先は猶ほ導のごときなり。聖人、此れを以て其の心思を導くを言ふなり。而れども解する者、「萬物の心を洗濯す」韓注と曰へば、則ち「心」の上に於て「萬物」の字を増す。

序卦傳の「物不可以終壯、故受之以晉」、「晉」は進なり。物、以て終止す可からざるが故に之を進むを言ふ、「壯」は止なり。下に見ゆ。而れども解する者、「晉は柔を以てして進む」韓注と曰へば、則ち「進」の上に於て「柔」字を増す。

雜卦傳の「大壯則止也」、「壯」の訓じて止と爲すを言ふなり。而れども解する者、「大正ならば則ち小人止む」韓注と曰へば、則ち「大」の下に於て「正」字を増し、「止」の上に「小人」の字を増す。

「咸速也」、「咸」の訓じて速と爲すを言ふなり。而れども解する者、「物の相應すること、咸より速きは莫し」韓注と曰へば、則ち「速」の上に於て「相應」の字を増す。

堯典の「湯湯洪水方割」、「方」は旁なり、偏なり。洪水、偏く下民を害するを言ふなり。而れども解する者、「大水方方に害を爲す」某氏傳と曰へば、則ち「方」の下に於て「方」字を増す。

「柔遠能邇」、「能」は善なり。近き者に善なるを言ふなり。而れども解する者、「能

く遠きを安んずる者は、先づ能く近きを安んず」王注と曰へば、則ち「能」の下に於て「安」字を増す。

皋陶謨の「烝民乃粒」、「粒」讀みて立と爲し、立は定なり。衆民安定するを言ふなり。而れども解する者、「衆民乃ち復た粒食す」鄭注と曰へば、則ち「粒」の下に於て「食」字を増す。

盤庚の「由乃在位」、「由」は正なり。而れども解する者、「民をして汝の位に在るの命を使用せしむるを教ふ」某氏傳と曰へば、則ち「在位」の下に於て「命」字を増す。

「暫遇姦宄」、「暫」の言は漸なり、詐なり。「遇」の言は偶なり、差なり。而れども解する者、「暫く人に遇ひて之を劫奪す」某氏傳と曰へば、則ち「暫遇」の下に於て「人」字及び「劫奪」の字を増す。

「無遺育」、「育」讀みて胃と爲す。胃は畜なり。而れども解する者、「其の類を遺長せしむる無し」某氏傳と曰へば、則ち「育」の下に於て「類」字を増す。

洪範の「聰作謀」、「謀」讀みて敏と爲す。聰ならば則ち敏なるを言ふなり。而れども解する者、「上聰ならば、則ち下、其の謀を進む」馬注と曰へば、則ち「謀」の上に於て「下進」の字を増す。

金縢の「敷佑四方」、「敷」は偏なり。偏く四方の民を佑くるを言ふなり。而れども解する者、「其の道を布して以て四方を佑助す」馬注と曰へば、則ち「敷」の下に於て「道」字を増す。

康誥の「應保殷民」、「應」は受なり。殷民を受保するを言ふなり。而れども解する者、「上は以て天に應じ、下は以て我が受くる所の殷の民衆を安んず」某氏傳と曰へば、則ち「應」の下に於て「天」字を増す。

召誥の「用乂民、若有功」、此を用ひて民を治むれば乃ち功有るを言ふなり。而れども解する者、「禹湯の功を成す所以に順行せば」某氏傳と曰へば、則ち「若」の下に於て「禹湯」の字を増す。

無逸の「則知小人之依」、「依」の言は隱なり、痛なり。民の隱を知るを言ふなり。而れども解する者、「小人の依怙する所を知る」と曰ひ、又「小

人の依る所は仁政に依る」並びに某氏傳と曰へば、則ち「依」の上に於て「所」字を増す。

「以庶邦惟正之供」、「以」は與なり。「正」は政と同じ。庶邦と惟れ政を是れ奉ずるを言ふなり。而れども解する者、「衆國の法則を取る所、當に正道を以て供待すべきを以ての故なり」某氏傳と曰へば、則ち「惟正之供」の下に於て「故」字を増す。君爽の「有殷嗣天滅威」、「威」は徳なり。有殷の君、天を繼ぎて治を出だすも、徳を滅して務めざるを言ふなり。而れども解する者、「有殷の嗣子紂は、平至する能はず。天は滅亡せしめ、之に加ふるに威を以てす」某氏傳と曰へば、則ち「威」の上に於て「加以」の字を増す。

「以予監于殷喪大否」、予と共に殷の喪亡を監みるに、皆大不善に由るを言ふなり。而れども解する者、「我が言を以て殷の喪亡の大否なるを視よ」某氏傳と曰へば、則ち「予」の下に於て「言」字を増す。

「罔不率俾」、率従せざる莫きを言ふなり。而れども解する者、「率は循なり。俾は使なり。四海の内、度に循ひて使ひす可からざる無し」鄭注と曰へば、則ち「率」の下に於て「度」字を増し、「俾」の上に「可」字を増す。

呂刑の「罔有擇言在身」、「擇」讀みて數と爲す。數は敗なり。敗言、身より出ずること有る罔きを言ふなり。而れども解する者、「擇ぶ可きの言の其の身に在ること有る無し」某氏傳と曰へば、則ち「擇」の上に於て「可」字を増す。

「哲人惟刑」、「哲」讀みて折と爲す。折の言は制なり。民人を制する者は惟だ刑のみを言ふなり。而れども解する者、「哲人は惟れ刑を用ふるを言ふ」某氏傳と曰へば、則ち「刑」の上に於て「用」字を増す。

秦誓の「我尚有之」、「有」は相親なり。我れ尚ほ之に親しむを言ふなり。而れども解する者、「我庶幾はくは此の人を有して之を用ひんと欲す」某氏傳と曰へば、則ち「有」の上に於て「欲」字を増す。

周南の「振振公姓」、「姓」は子孫なり。而れども解する者、「公姓は公の同姓なり」毛傳と曰へば、則ち「姓」の上に於て「同」字を増す。

邶風の「終風且暴」、「終」は猶ほ既のごときなり。既に風し且つ暴するを言ふなり。而れども解する者、「終日の風を終風と爲す」毛傳と曰へば、則ち「終」の下に於て「日」字を増す。

衛風の「雖則佩觿、能不我知」、「能」讀みて而と爲す。則ち觿を佩ぶと雖も、而れども我を知らざるを言ふなり。而れども解する者、「自ら知る無しと謂はずして、以て人に驕慢するなり」毛傳と曰へば、則ち「不」の下に於て「自謂」の字を増し、「知」の上に「無」字を増す。

小雅の「有實其猗」、「猗」讀みて阿と曰ふ。實實然として廣大なる者は山の阿なるを言ふなり。而れども解する者、「草木を以て其の旁倚の畎谷を平滿とす」鄭箋と曰へば、則ち「有」字の下に於て「草木」の字を増し、「倚」の下に「畎谷」の字を増す。

「曾是不意」、曾ち是れを度らざるかを言ふなり。而れども解する者、「女曾て是を以て意と爲さざるか」鄭箋と曰へば、則ち「是」の上に於て「以」字を増し、「意」の上に「爲」字を増す。

「昊天罔極」、「極」は猶ほ常のごときなり。昊天常無く、此の鞫凶を降すを言ふなり。而れども解する者、「昊天なるか、我が心極まる無し」鄭箋と曰へば、則ち「罔極」の上に於て「我心」の字を増す。

大雅の「依其在京」、「依」は盛んな貌。文王の衆の盛、依然として其れ京地に在るを言ふなり。而れども解する者、「文王、其れ京地に依居するの衆を發す」鄭箋と曰へば、則ち「依」の上に於て「發」字を増す。

「攝以威儀」、「攝」は佐なり。而れども解する者、「攝は收斂の言、各自收斂して、以て相助佐して威儀の事を爲す」正義と曰へば、則ち「佐」の上に於て「收斂」の字を増す。

「無縱詭隨」、「詭隨」は譎詐なり。而れども解する者、「人の善を詭くし、人の惡に隨ふ」毛傳と曰へば、則ち「詭」の下に於て「善」字を増し、「隨」の下に「惡」字を増す。

「曾是強禦」、「禦」も亦強なり。而れども解する者、「強梁は善を禦するなり」毛傳と曰へば、則ち「禦」の下に於て「善」字を増す。

檀弓の「忌日不樂」、樂を作さざるを謂ふなり。而れども解する者、「唯だ忌日は樂の事を爲さず」正義と曰へば、則ち「樂」の上に於て「爲」字を増し、「樂」の下に「事」字を増す。

月令の「措之於參保介之御間」、當に呂氏春秋に依りて「參于」に作るべし。而れども解する者、「勇士をして參乘せしむ」鄭注と曰へば、則ち「參」の下に於て「乘」字を増す。

禮器の「設於地財」、地財に合するを言ふなり。而れども解する者、「設用する所の物を禮と爲す、各おの是れ其の土地の物なり」正義と曰へば、則ち「設」の下に於て「物」字を増し、「地財」の上に「是其」の字を増す。

郊特性の「不敢私覲、所以致敬也」、「執圭而使」を承けて之を言ふ。聘を謂ひ、朝を謂ふに非ざるなり。而れども解する者、「其の君親ら來るも、其の臣敢て主國君に私見せず」鄭注と曰へば、則ち「不敢私覲」の上に於て「其君親來」の字を増す。

「爲人臣者、無外交、不敢貳君也」、「貳」は並なり。敢て君に比並せざるを言ふなり。而れども解する者、「敢て心を他君に貳とせず」正義と曰へば、則ち「貳」の下に於て「於他」の字を増す。

樂記の「感條暢之氣、滅和平之德」、「條暢」讀みて滌蕩と爲す。滌蕩の氣は逆氣を謂ふなり。而れども解する者、「人の條暢の善氣を動かす」鄭注と曰へば、則ち「氣」の上に於て「善」字を増す。

儒行の「居處齊難」、「難」は懼と同じ、敬なり。而れども解する者、「齊莊にして畏難す可し」鄭注と曰へば、則ち「難」の上に於て「可畏」の字を増す。

隱六年左傳の「惡之易也、如火之燎于原」、惡の延ぶるを謂ふなり。而れども解する者、「惡の長し易きを言ふ」杜注と曰へば、則ち「易」の下に於て「長」字を増す。九年傳の「宋公不王」、王に朝せざるを謂ふなり。而れども解する者、「王の職を共にせず」杜注と曰へば、則ち「王」の上に於て「共」字を増し、「王」の下に「職」

字を増す。

桓二年傳の「今滅德立違」、「違」の言は回なり、邪なり。邪臣を立つるを謂ふなり。而れども解する者、「華督違命の臣を立つるを謂ふ」杜注と曰へば、則ち「違」の下に於て「命」字を増す。

莊十八年傳の「王饗禮命之宥」、號公・晉侯に命じて王と相酬酢するを言ふなり。而れども解する者、「命するに幣物を以てするは、歡敬を助くる所以の意なり」杜注と曰へば、則ち「命之」の下に於て「以幣物」の字を増す。

僖九年傳の「以是藐諸孤」、「諸」讀みて者と爲す。藐然小なる者は孤なるを言ふなり。而れども解する者、「其の幼賤にして諸子と縣貌なるを言ふ」杜注と曰へば、則ち「諸」の下に於て「子」字を増す。

二十四年傳の「昔周公弔二叔之不咸」、管蔡、和睦ならざるを謂ふなり。而れども解する者、「夏殷の叔世、其の親戚を疏んじて、以て滅亡に至るを傷む」杜注と曰へば、則ち「叔」の下に於て「世」字を増し、「不咸」の上に「親戚」の字を増す。

二十八年傳の「有渝此盟、以相及也」、「及」は乃ち反の譌なり。相反とは相違ふなり。而れども解する者、「惡を以て相及ぶ」杜注と曰へば、則ち「以」の下に於て「惡」字を増す。

宣二年傳の「舍于翳桑」、「翳桑」は地名なり。而れども解する者、「翳桑は桑の蔭翳多き者なり」杜注と曰ふは、蓋し桑に蔭翳多きが故に、宣子、其の下に舍るを謂ふならん、則ち「翳桑」の下に於て「下」字を増す。

成二年傳の「余雖欲於鞏伯」、鞏伯を好むを謂ふなり。昭十五年傳の「臣豈不欲與」、與に朝するを好むを謂ふなり。而れども解する者、「欲於鞏伯」に於て、「其の獻を受けんと欲す」杜注と曰へば、則ち「欲」の下に於て「受其獻」の字を増す。「豈不欲與」に於て、「與に善からんと欲せざるに非ず」杜注と曰へば、則ち「欲」の下に於て「善」字を増す。

成十八年傳の「師不陵正、旅不偪師」、羣有司を謂ふなり。而れども解する者、「師は二千五百人の帥なり。旅は五百人の帥なり」杜注と曰へば、則ち「師旅」の下に

於て「帥」字を増す。

襄十四年傳の「商旅于市」、「旅」は傳言を謂ふなり。而れども解する者、「其の貨物を陳べて、以て時の貴尚する所を示す」杜注と曰へば、則ち「旅」の下に於て「貨物」の字を増す。

二十三年傳の「則季氏信有力於臧氏矣」、「臧」は乃ち孟の譏、孟氏に功有るを謂ふなり。而れども解する者、「季氏、力有ること臧氏に過ぐ」杜注と曰へば、則ち「有力」の下に於て「過」字を増す。

二十九年傳の「五聲和、八風平」、八音克諧するを謂ふなり。而れども解する者、「八方の氣、之を八風と謂ふ」杜注と曰へば、則ち「八」の下に於て「方」字を増す。

三十年傳の「女待人、婦義事也」、「義」讀みて儀と爲す。儀は度なり。婦は當に事を度りて行ふべし、必ずしも人を待たざるを謂ふなり。而れども解する者、「義、宜に従ふなり」杜注と曰へば、則ち「義」の上に於て「從」字を増す。

昭元年傳の「造舟于河」、「造」は比次なり。其の舟を比次して、以て梁と爲すを言ふなり。而れども解する者、蓋し造を至の義と爲し、「船相至りて並び比るを言ふなり」正義と曰へば、則ち「比次」の上に於て「至」字を増す。

七年傳の「願與諸侯落之」、「落」は始なり。諸侯と始めて升るなり。而れども解する者、「酒を以て澆ぎて之を落す」正義と曰へば、則ち「落」の上に於て「以酒澆」の字を増す。

「聖人有明德者、若不當世、其後必有達人」、「聖人」とは弗父・正考父を謂ふなり。而れども解する者、「聖人の後、明德有れども大位に當らず、正考父を謂ふ」杜注と曰へば、則ち「聖人」の下に於て「之後」の字を増す。

「官職不則」、「則」は猶ほ等のごときなり、鈞なり。而れども解する者、「官を治めて職に居るは一法に非ず」杜注は蓋し則を訓じて法と爲すならん。と曰へば、則ち「則」の上に於て「一」字を増す。

十年傳の「孤斬焉在衰絰之中」、「斬」の言は慚なり、哀痛憂傷の貌なり。而れども

解する者、「既に葬るも未だ卒哭せず、故に猶ほ斬衰を服す」杜注と曰へば、則ち「斬」の下に於て「衰」字を増す。

二十九年傳の「官宿其業」、「宿」は夙に通ず。官、其の業を敬ふを謂ふなり。而れども解する者、「宿は安なり」杜注、「心を安んじて其の職業を思ふ」正義と曰へば、則ち「宿」の下に於て「思」字を増す。

哀九年傳の「宋方吉不可與也」、「與」は猶ほ敵のごときなり。而れども解する者、「與に戰ふ可からず」杜注と曰へば、則ち「與」の下に於て「戰」字を増す。

隱三年公羊傳に曰く、「某月某日朔、日有食之者、食正朔也」、「正」は當なり。日食、月の朔に當るを言ふなり。而れども解する者、「食、正朔を失なはざるなり」何注と曰へば、則ち「正」の上に於て「不失」の字を増す。

「以吾愛與夷、則不若愛女」、當に「以吾愛女、則不若愛與夷」に作るべし。而れども解する者、「吾、與夷を愛するは、則ち止だに女に如かざるのみを言ふ」疏と曰へば、則ち「不」の下に於て「止」字を増す。

九年傳の「何異爾椒甚也」、厚甚を謂ふなり。而れども解する者、「椒は始めて怒るなり」何注と曰へば、則ち「椒」の下に於て「怒」字を増す。

桓十一年傳の「突可故出、而忽可故反」、「故」は必なり。突、之をして必ず出だしむ可し、忽、之をして必ず反らしむ可きを言ふなり。而れども解する者、「突、此の故を以て之を出だす可し、忽、此の故を以て之を反す可し」疏と曰へば、則ち「故」の上に於て「以此」の字を増す。

「是不可得則病、然後有鄭國」、突出だす可し、忽反る可し、若し得可からざれば、則ち以て大恥と爲す。國の權を謀ることは是の如し。然る後に能く鄭國を保有するを言ふなり。而れども解する者、「已に君を逐ふの罪を病むと雖も、討ちて突を出だし、然る後に能く鄭國を保有す」何注と曰へば、則ち「然後」の上に於て「討出突」の字を増す。

莊四年傳の「此非怒與」、「怒」は太過なり。而れども解する者、「怒は怒を遷す」何注と曰へば、則ち「怒」の上に於て「遷」字を増す。

僖二十二年傳の「吾雖喪國之餘」、宋は殷の後たるを謂ふなり。而れども解する者、「我れ前に幾んど楚の喪す所と爲ると雖も、其餘民を得て以て國を爲す所以なり」何注と曰へば、則ち「喪」の上に於て「幾爲楚所」の字を増し、「餘」の下に「民」字を増す。

二十六年傳の「師出不正反、戰不正勝」、師出づれば必ずしも反らず、戰へば必ずしも勝たざるを謂ふなり。而れども解する者、「不正とは自ら出づれば當に復た反るべし、戰へば當に必ず勝つべしを謂ふ」何注と曰へば、則ち「不正」の下に於て「自謂」の字を増す。

「未得乎取穀也」、未だ計を爲さざるの得を言ふなり。而れども解する者、「未だ意を穀を取るに得と爲す可からず」何注と曰へば、則ち「得」の下に於て「意」字を増す。

襄五年傳の「相與往、殆乎晉也」、「殆」は乃ち治の假借なり。而れども解する者、「殆は疑なり。晉に疑讞す」何注と曰へば、則ち「殆」の下に於て「讞」字を増す。

莊元年穀梁傳の「接練時錄母之變、始人之也」、「人」は仁と通じ、之を憐哀するを謂ふなり。而れども解する者、「始めて人道を以て之を録す」范注と曰へば、則ち「人」の下に於て「道」字を増す。

文八年傳の「其以官稱之、無君之辭也」、其の專擅にして君を無するを言ふなり。而れども解する者、「人君の徳無し」范注引鄭氏釋癘疾と曰へば、則ち「君」の下に於て「徳」字を増す。

爾雅釋詁の「戸、宥也」、「宥」は即ち主宰の宰なり。而れども解する者、「宥地を謂ふ」郭注と曰へば、則ち「宥」の下に於て「地」字を増す。

「宥、官也」、「宥」は即ち官宰の宰なり。而れども解する者、「官地を宥と爲す」郭注と曰へば、則ち「官」の下に於て「地」字を増す。

「寫繇 憂也」、「寫」は即ち鼠の假借なり。而れども解する者、「憂ひ有る者は、思ひ散寫す」郭注と曰へば、則ち「寫」の上に於て「思散」の字を増す。

「繇」は即ち慆の假借なり。而れども解する者、「繇役も亦憂愁と爲す」郭注と曰へ

ば、則ち「憂」の上に於て「亦爲」の字を増す。

「倫救愉、勞也」、「倫」は當に勲勞の勲に讀むべし、「救」は當に勞勦の勦に作るべし、「愉」は當に「瘡は病なり」の瘡に讀むべし。而れども解する者、「倫理事務以て相約す。救も亦勞と爲す」郭注と曰へば、則ち「勞」の上に於て「亦爲」の字を増す。

又「勞苦者多惰愉」郭注と曰へば、則ち「愉」の上に於て「多惰」の字を増す。

「載謨、僞也」、「僞」は即ち作爲の爲なり。而れども解する者、「載は言ひて信ならず、謨は謀りて忠ならず」郭注と曰へば、則ち「載」の下に於て「不信」の字を増し、「謨」の下に「不忠」の字を増す。

「功績明、成也」、蓋し成、之を功と謂ひ、又之を績と謂ひ、又之を明と謂ふならん。而れども解する者、「功績皆成る有り、事に分明有り、亦成濟なり」郭注と曰へば、則ち「成」の上に於て「有」字・「亦」字を増す。

「儀、幹也」、「儀」を直訓して幹と爲すなり。而れども解する者、「儀表も亦體幹なり」郭注と曰へば、則ち「幹」の上に於て「亦」字を増す。

「強、當也」、「強」を直訓して當と爲すなり。而れども解する者、「強者は好んで物と相當値す」郭注と曰へば、則ち「當」の上に於て「好與物相」の字を増す。

「苦、息也」、「苦」は即ち詩の「王事靡盬」の盬なり。而れども解する者、「苦勞する者は宜しく止息すべし」郭注と曰へば、則ち「息」の上に於て「宜」字を増す。

「薦、臻也」、「薦」と「臻」は皆訓じて至と爲すを謂ふなり。而れども解する者、「薦は進なり。故に臻と爲す。臻は至なり」郭注と曰へば、則ち「臻」の上に於て「進」字を増す。

釋言の「暱、亟也」、「暱」は相親愛するの亟と爲すなり。而れども解する者、「親暱なる者は亦數す」郭注と曰へば、則ち「亟」の上に於て「亦」字を増す。

「矜、苦也」、「矜」を直訓して苦と爲すなり。而れども解する者、「矜憐す可き者も亦辛苦す」郭注と曰へば、則ち「苦」の上に於て「亦辛」の字を増す。

「栗、感也」、「感」讀みて蹙と爲す。「栗」と「蹙」とは皆敬謹の義なり。而れども

解する者、「戰慄する者は憂感す」郭注と曰へば、則ち「感」の上に於て「憂」字を増す。

「坎、銓也」、「坎」は乃ち次の譌なり。而れども解する者、「坎の卦は水なり。水の性は平、銓も亦平なり」禁注と曰へば、則ち「坎」の下に於て「水性平」の字を増す。

「窳、肆也」、極深を謂ふなり。而れども解する者、「輕窳なる者は放肆を好む」郭注と曰へば、則ち「肆」の上に於て「好放」の字を増す。

「肆、力也」、「肆」讀みて肆と爲す。「肆」と「力」とは皆勤勞を謂ふなり。而れども解する者、「肆は力を極むるなり」郭注と曰へば、則ち「力」の上に於て「極」字を増す。

「謀、心也」、思慮を謂ふなり。而れども解する者、「謀慮するに心を以てす」郭注と曰へば、則ち「心」の上に於て「以」字を増す。

「烝、塵也」、「烝」と「塵」は皆久を謂ふなり。而れども解する者、「人烝きは塵埃を生ずる所以なり」郭注と曰へば、則ち「塵」の上に於て「所以生」の字を増す。

「服、整也」、「服」を直訓して整と爲すなり。而れども解する者、「之を服御して齊整とせしむ」郭注と曰へば、則ち「整」の上に於て「令」字を増す。

「訊、言也」、「訊」と「言」は皆問なり。而れども解する者、「訊問するに言を以てす」邢疏と曰へば、則ち「言」の上に於て「以」字を増す。

釋器の「絢謂之救」、冑を謂ふなり。而れども解する者、「絲を救ひて以て絢と爲す」郭注と曰へば、則ち「救」の下に於て「絲」字を増す。

「律謂之分」、鳥を捕ふるの畢を謂ふなり。而れども解する者、「律管以て氣を分つ可し」郭注と曰へば、則ち「分」の上に於て「可以」の字を増し、「分」の下に「氣」字を増す。

釋山の「重甌、甌」、「甌」は即ち甌の假借なり。而れども解する者、「山の形は兩甌を累ぬるが如し」郭注と曰へば、則ち「重甌」の上に於て「如」字を増す。

此れ皆其の正解を得ずして、字を増して以て之に遷就す。經を治むる者、苟しくも

文義を二復して、心未だ安んぜざる有らば、舊説を捨てて以て之を求むと雖も可なり。其の字を増して以て之を解さんと欲するが如きは、則ち斷斷乎として不可なり。

【註】

① 本篇は最後の「如欲增其字以解之、則斷斷乎不可」の一文以外はすべて王引之『經義述聞』卷三十二、「増字解經」からの引用である。

増字解經

引之謹案、經典之文、自有本訓。得其本訓、則文義適相符合、不煩言而已解。失其本訓而強爲之說、則阨陞不安、乃於文句之間、増字以足之、多方遷就、而後得申其說。此強經以就我、而究非經之本義也。如蹇六二、王臣蹇蹇、匪躬之故、故事也。言王臣不避艱難者、皆國家之事、而非其身之事也。詳見本條下。後放此。而解者曰、盡忠於君、匪以私身之故、而不往濟君正義、則於躬上増以字私字。故下増不往濟君字矣。

(中略)

律謂之分、謂捕鳥畢也。而解者曰、律管可以分氣郭注、則於分上増可以字、分下増氣字矣。釋山、重甌、甌即甌之假借。而解者曰、山形如累兩甌郭注、則於重甌上増如字矣。此皆不得其正解、而増字以遷就之。治經者、苟三復文義、而心有未安、雖舍舊說以求之、可也。

【通釈】

字を増して經を解釈してはならない第四十七

經典の文には、もちろん本来の訓がある。その本来の訓を理解すれば、文義はぴったり符合し、言葉をついやさずともよく理解できる。その本来の訓を理解しないまま無理やり説明したとすれば、あやうくておちつかない。そこで文章の間に文字を付け加え、あれこれこじつけることによって、やっとその説を引伸することができ。これは經を無理やり自分の考えにひきつけることであり、結局經本来の意味で

はない。

たとえば、蹇六二の「王臣蹇蹇、匪躬之故」、「故」は事という意味である。王臣が艱難を避けないのは、すべて国家の事であり、その身の事ではないことをいう。詳細は『經義疏聞』の本條の下に見える。以下、これに足りない。しかし解釈するものが「忠を君に盡し、私身の故を以て、往きて君を濟はざるに匪ず」正義といえ、**「躬」**の上に**「以」**字**「私」**字を増し、**「故」**の下に**「不往濟君」**の字を増す。

既濟六四の「繻有衣袽」、「繻」は繻の借字であり、**「有」**は或の意味である。人がぼろぼろの下着を着ているかもしれないことをいう。しかし解釈するものが「繻は當に濡と言ふべし。衣袽は舟漏を塞ぐ所以なり。夫れ隙有るの棄舟にして濟を得る者は衣袽有ればなり」王注といえ、**「繻」**の上に**「舟」**字を増し、**「有衣袽」**の下に**「塞」**字を増す。

繫辭傳の「聖人以此洗心」、「洗」は先と通じ、先は導と同じである。聖人がこれを用いてその心思を導くことをいう。しかし解釈するものが「萬物の心を洗濯す」韓注といえ、**「心」**の上に**「萬物」**の字を増す。

序卦傳の「物不可以終壯、故受之以晉」、「晉」は進の意味である。物は終止することがないのでそれを進めることであり、**「壯」**は止の意味である。下に見える。しかし解釈するものが「晉は柔を以てして進む」韓注といえ、**「進」**の上に柔字を増す。雜卦傳の「大壯則止」、「壯」を止と訓じること。しかし解釈するものが「大正ならば則ち小人止む」韓注といえ、**「大」**の下に**「正」**字を増し、**「止」**の上に**「小人」**の字を増す。

「咸、速也」、「咸」を速と訓じること。しかし解釈するものが「物の相應すること、咸より速きは莫し」韓注といえ、**「速」**の上に**「相應」**の字を増す。堯典の「湯湯洪水方割」、「方」は旁の意味であり、偏の意味である。洪水があらゆる人民に災害をもたらすことをいう。しかし解釈するものが「大水方方害を爲す」某氏傳といえ、**「方」**の下に**「方」**字を増す。

「柔遠能邇」、「能」は善の意味である。近親者に親しくすること。しかし解釈

するものが「能く遠きを安んずる者は、先づ能く近きを安んず」王注といえ、**「能」**の下に**「安」**字を増す。

皋陶謨の「烝民乃粒」、「粒」は立と読み、立は定の意味である。衆民が安定することをいう。しかし解釈するものが「衆民乃ち復た粒食す」鄭注といえ、**「粒」**の下に**「食」**字を増す。

盤庚の「由乃在位」、「由」は正の意味である。しかし解釈するものが「民をして汝の位に在るの命を使用せしむるを教ふ」某氏傳といえ、**「在位」**の下に**「命」**字を増す。

「暫遇姦宄」、「暫」の意味は漸であり、詐である。「遇」の意味は隅であり、差である。しかし解釈するものが「暫く人に遇ひて之を劫奪す」某氏傳といえ、**「暫遇」**の下に**「人」**字および**「劫奪」**の字を増す。

「無遺育」、「育」は胃と読む。胃は裔の意味である。しかし解釈するものが「其の類を遺長せしむる無し」某氏傳といえ、**「育」**の下に**「類」**字を増す。

洪範の「聰作謀」、「謀」は敏と読む。聰明であれば明敏であることをいう。しかし解釈するものが「上聰ならば、則ち下、其の謀を進む」馬注といえ、**「謀」**の上に**「下進」**の字を増す。

金縢の「敷佑四方」、「敷」は偏の意味である。四方の民をあまねく助け救うことをいう。しかし解釈するものが「其の道を布して以て四方を佑助す」馬注といえ、**「敷」**の下に**「道」**字を増す。

康誥の「應保殷民」、「應」は受の意味である。殷民を受け安んじること。しかし解釈するものが「上は以て天に應じ、下は以て我が受くる所の殷の民衆を安んず」某氏傳といえ、**「應」**の下に**「天」**字を増す。

召誥の「用乂民、若有功」、これを用いて民を治めれば、功績があることをいう。しかし解釈するものが「禹湯の功を成す所以に順行すれば」某氏傳といえ、**「若」**の下に**「禹湯」**の字を増す。

無逸の「則知小人之依」、「依」の意味は隠であり、痛である。民

の苦痛を知ることをいう。しかし解釈するものが「小人の依怙する所を知る」といい、さらに「小人の依る所は仁政に依る」並びに某氏傳といえは、「依」の上に「所」字を増す。

「以庶邦惟正之供」、「以」は與の意味である。「正」は政と同じ。諸邦とともに政事を奉じることを用いる。しかし解釈するものが「衆國の法則を取る所、當に正道を以て供待すべきを以ての故なり」某氏傳といえは、「惟正之供」の下に「故」字を増す。君爽の「有殷嗣天滅威」、「威」は德の意味である。有殷の君が天を継いで治を行うが、徳をなくして務めないことをいう。しかし解釈するものが「有殷の嗣子紂は、平至する能はず。天は滅亡せしめ、之に加ふるに威を以てす」某氏傳といえは、「威」の上に「加以」の字を増す。

「以予監于殷喪大否」、予とともに殷の喪亡を考察すると、すべて大いなる不善によつて引き起こされたことをいう。しかし解釈するものが「我が言を以て殷の喪亡大否を視よ」某氏傳といえは、「予」の下に「言」字を増す。

「罔不率俾」、従わないものはいないことをいう。しかし解釈するものが「率は循なり。俾は使なり。四海の内、度に循ひて使ひす可からざる無し」鄭注といえは、「率」の下に「度」字を増し、「俾」の上に「可」字を増す。

呂刑の「罔有擇言在身」、「擇」は數と読む。數は敗の意味である。敗徳の言を自身から出してはならないことをいう。しかし解釈するものが「擇ぶ可きの言の、其の身に在ること有る無し」某氏傳といえは、「擇」の上に「可」字を増す。

「哲人惟刑」、「哲」は折と読む。折の意味は制である。人民を制裁するものは刑だけであることをいう。しかし解釈するものが「哲人は惟れ刑を用ふるを言ふ」某氏傳といえは、「刑」の上に「用」字を増す。

秦誓の「我尚有之」、「有」は相親の意味である。わたしがなおこれに親しむことをいう。しかし解釈するものが「我庶幾はくは此の人を有して之を用ひんと欲す」某氏傳といえは、「有」の上に「欲」字を増す。

周南の「振振公姓」、「姓」は子孫の意味である。しかし解釈するものが「公姓は公

同姓なり」毛傳といえは、「姓」の上に「同」字を増す。

邶風の「終風且暴」、「終」は既と同じである。風が吹いたうえに暴風となったことをいう。しかし解釈するものが「終日の風を終風と爲す」毛傳といえは、「終」の下に「日」字を増す。

衛風の「雖則佩觿、能不我知」、「能」は而と読む。觿を佩びているが、わたしを知らないことをいう。しかし解釈するものが「自ら知る無しと謂はずして、以て人に驕慢するなり」毛傳といえは、「不」の下に「自謂」の字を増し、「知」の上に「無」字を増す。

小雅の「有實其猗」、「猗」は阿と読む。広大なものは山の丘であることをいう。しかし解釈するものが「草木を以て其の旁倚の畎谷を平滿とす」鄭箋といえは、「有」字の下に「草木」の字を増し、「倚」の下に「畎谷」の字を増す。

「曾是有意」、どうしてこのことを考えないのかという意味である。しかし解釈するものが「女曾て是を以て意と爲さざるか」鄭箋といえは、「是」の上に「以」字を増し、「意」の上に「爲」字を増す。

「昊天罔極」、「極」は常と同じである。天候が異常で、このような大きな災害を下したことをいう。しかし解釈するものが「昊天なるか、我が心極まる無し」鄭箋といえは、「罔極」の上に「我心」の字を増す。

大雅の「依其在京」、「依」は盛んなさま。文王の多数の民衆が依然として京の地にいることをいう。しかし解釈するものが「文王、其れ京地に依居するの衆を發す」鄭箋といえは、「依」の上に「發」字を増す。

「攝以威儀」、「攝」は佐の意味である。しかし解釈するものが「攝は收斂の言、各自收斂して、以て相助佐して威儀の事と爲す」正義といえは、「佐」の上に「收斂」の字を増す。

「無縱詭隨」、「詭隨」は譎詐の意味である。しかし解釈するものが「人の善を詭くし、人の惡に隨ふ」毛傳といえは、「詭」の下に「善」字を増し、「隨」の下に「惡」字を増す。

「曾是強禦」、「禦」も強の意味である。しかし解釈するものが「強梁は善を禦するなり」毛傳といえは、「禦」の下に「善」字を増す。

檀弓の「忌日不樂」、音楽を演奏しないことをいう。しかし解釈するものが「惟だ忌日は樂事を爲さず」正義といえは、「樂」の上に「爲」字を増し、「樂」の下に「事」字を増す。

月令の「措之於參保介之御間」、『呂氏春秋』に従って「參于」に作るべきである。しかし解釈するものが「勇士をして參乘せしむ」鄭注といえは、「參」の下に「乘」字を増す。

禮器の「設於地財」、地財に合することをいう。しかし解釈するものが「設用する所の物を禮と爲し、各おの是れ其の土地の物なり」正義といえは、「設」の下に「物」字を増し、「地財」の上に「是其」の字を増す。

郊特牲の「不敢私覲、所以致敬也」、「執圭而使」を承けていう。聘のことをいっており、朝のことをいっているのではない。しかし解釈するものが「其の君親ら來るも、其の臣敢て主國君に私見せず」鄭注といえは、「不敢私覲」の上に「其君親來」の字を増す。

「爲人臣者、無外交、不敢貳君也」、「貳」は並の意味である。あえて君に並ばないことをいう。しかし解釈するものが「敢て心を他君に貳とせず」正義といえは、「貳」の下に「於他」の字を増す。

樂記の「感條暢之氣、滅和平之德」、「條暢」は滌蕩と読む。「滌蕩の氣」とは逆らう気持ちを用いる。しかし解釈するものが「人の條暢の善氣を動かす」鄭注といえは、「氣」の上に「善」字を増す。

儒行の「居處齊難」、「難」は熯と同じで、敬の意味である。しかし解釈するものが「齊莊にして畏難す可し」鄭注といえは、「難」の上に「可畏」の字を増す。

隱六年左傳の「惡之易也、如火之燎于原」は、悪がはびこることをいう。しかし解釈するものが「惡の、長じ易きを言ふ」杜注といえは、「易」の下に「長」字を増す。

九年傳の「宋公不王」は、王に朝しないことをいう。しかし解釈するものが「王の

職を共にせず」杜注といえは、「王」の上に「共」字を増し、「王」の下に「職」字を増す。

桓二年傳の「今滅德立違」、「違」の意味は回であり、邪である。邪臣を擁立することをいう。しかし解釈するものが「華督違命の臣を立つるを謂ふ」杜注といえは、「違」の下に「命」字を増す。

莊十八年傳の「王饗禮命之宥」、號公と晉侯に命じて王と酒を酌み交わすことをいう。しかし解釈するものが「命するに幣物を以てするは、歡敬を助くる所以の意なり」杜注といえは、「命之」の下に「以幣物」の字を増す。

僖九年傳の「以是藐諸孤」、「諸」は者と読む。卑小な者は孤独であることをいう。しかし解釈するものが「其の幼賤にして諸子と懸貌なるを言ふ」杜注といえは、「諸」の下に「子」字を増す。

二十四年傳の「昔周公弔二叔之不咸」、管と蔡が和睦していないことをいう。しかし解釈するものが「夏殷の叔世、其の親戚を疏んじて、以て滅亡に至るを傷む」杜注といえは、「叔」の下に「世」字を増し、「不咸」の上に「親戚」の字を増す。

二十八年傳の「有渝此盟、以相及也」、「及」は反の誤りである。「相反」とは相違うことをいう。しかし解釈するものが「惡を以て相及ぶ」杜注といえは、「以」の下に「惡」字を増す。

宣二年傳の「舍于翳桑」、「翳桑」は地名である。しかし解釈するものが「翳桑は桑の蔭翳多き者なり」杜注といえは、思うに桑に蔭翳が多いので、宣子がその下に宿泊することをいうのであろう、そこで「翳桑」の下に「下」字を増した。

成二年傳の「余雖欲於鞏伯」、鞏伯を好むことをいう。昭十五年傳の「臣豈不欲與、與に朝するを好むことをいう。しかし解釈するものが「欲於鞏伯」の条下で「其の獻を受けんと欲す」杜注といえは、「欲」の下に「受其獻」の字を増す。「豈不欲與」の条下で「與に善からんと欲せざるに非ず」杜注といえは、「欲」の下に「善」字を増す。

成十八年傳の「師不陵正、旅不偪師」、群有司をいう。しかし解釈するものが「師

は二千五百人の帥なり。旅は五百人の帥なり」杜注といえは、「帥旅」の下に「帥」字を増す。

襄十四年傳の「商旅于市」、「旅」は伝言することを用いる。しかし解釈するものが「其の貨物を陳べて、以て時の貴尚する所を示す」杜注といえは、「旅」の下に「貨物」の字を増す。

二十三年傳の「則季氏信有力於臧氏矣」、「臧」は孟の誤りである。孟氏に功績があることをいう。しかし解釈するものが「季氏、力有ること臧氏を過ぐ」杜注といえは、「有力」の下に「過」字を増す。

二十九年傳の「五聲和、八風平」、八音が調和することをいう。しかし解釈するものが「八方の氣、之を八風と謂ふ」杜注といえは、「八」の下に「方」字を増す。

三十年傳の「女待人、婦義事也」、「義」は儀と読む。儀は度の意味である。婦は事を考えて行わなければならない、必ずしも人を待たないことをいう。しかし解釈するものが「義、宜に従ふなり」杜注といえは、「義」の上に「從」字を増す。

昭元年傳の「造舟于河」、「造」は比次の意味である。その舟を並べて、梁とすることをいう。しかし解釈するものが造は至の意味であらうとし、「船相至りて並び比るを言ふなり」正義といえは、「比次」の上に「至」字を増す。

七年傳の「願與諸侯落之」、「落」は始の意味である。諸侯とはじめて升ることである。しかし解釈するものが「酒を以て澆そそきて之を落す」正義といえは、「落」の上に「以酒澆」の字を増す。

「聖人有明德者、若不當世、其後必有達人」、「聖人」とは弗父と正考父をいう。しかし解釈するものが「聖人の後、明德有れども大位に當らず、正考父を謂ふ」杜注といえは、「聖人」の下に「之後」の字を増す。

「官職不則」、「則」は等と同じであり、鈞の意味である。しかし解釈するものが「官を治めて職に居るは一法に非ず」杜注はおそらく則を法と訓じたのであろう。といえは、「則」の上に「一」字を増す。

十年傳の「孤斬焉在衰絰之中」、「斬」の意味は慚である。哀痛憂傷のようすである。

しかし解釈するものが「既に葬るも未だ卒哭せず、故に猶ほ斬衰を服す」杜注といえは、「斬」の下に「衰」字を増す。

二十九年傳の「官宿其業」、「宿」は夙に通じる。官がその業をうやまうことをいう。しかし解釈するものが「宿は安なり」杜注、「心を安んじて其の職業を思ふ」正義といえは、「宿」の下に「思」字を増す。

哀九年傳の「宋方吉不可與也」、「與」は敵と同じである。しかし解釈するものが「與に戰ふ可からず」杜注といえは、「與」の下に「戰」字を増す。

隱三年公羊傳の「某月某日朔、日有食之者、食正朔也」、「正」は當の意味である。日食が月の朔にあたったことをいう。しかし解釈するものが「食、正朔を失なはざるなり」何注といえは、「正」の上に「不失」の字を増す。

「以吾愛與夷、則不若愛女」は、「以吾愛女、則不若愛與夷」に作るべきである。しかし解釈するものが「吾、與夷を愛するは、則ち止だに女に如かざるのみを言ふ」疏といえは、「不」の下に「止」字を増す。

九年傳の「何異爾椒甚也」、厚甚をいう。しかし解釈するものが「椒は始めて怒るなり」何注といえは、「椒」の下に「怒」字を増す。

桓十一年傳の「突可故出、而忽可故反」、「故」は必の意味である。突は追い出すべきであり、忽は復歸させるべきであることをいう。しかし解釈するものが「突、此の故を以て之を出だす可し、忽、此の故を以て之を反す可し」疏といえは、「故」の上に「以此」の字を増す。

「是不可得則病、然後有鄭國」、突は追い出すべきであり、忽は復歸させるべきである。もし実現できなければ大きな恥である。国の権力をあやつること以上のようにして、はじめて鄭の國を保有することができることをいう。しかし解釈するものが「已に君を逐ふの罪を病むと雖も、討ちて突を出だし、然る後に能く鄭國を保有す」何注といえは、「然後」の上に「討出突」の字を増す。

莊四年傳の「此非怒與」、「怒」は太過である。しかし解釈するものが「怒は怒を遷す」何注といえは、「怒」の上に「遷」字を増す。

僖二十二年傳の「吾雖喪國之餘」、宋が殷の後裔であることをいう。しかし解釈するものが「我れ前に幾んど楚の喪す所と爲ると雖も、其餘民を得て以て國を爲す所以なり」何注といえは、「喪」の上に「幾爲楚所」の字を増し、「餘」の下に「民」字を増す。

二十六年傳の「師出不正反、戰不正勝」、師が出撃すると必ずしもどらず、戦つても必ずしも勝たないことをいう。しかし解釈するものが「不正とは自ら出づれば當に復た反るべし、戦へば當に必ず勝つべしを謂ふ」何注といえは、「不正」の下に「自謂」の字を増す。

「未得乎取穀也」、まだ會計してない所得をいう。しかし解釈するものが「未だ意を穀を取るに得と爲す可からず」何注といえは、「得」の下に「意」字を増す。

襄五年傳の「相與往、殆乎晉也」、「殆」は治の仮借である。しかし解釈するものが「殆は疑なり。晉に疑讞す」何注といえは、「殆」の下に「讞」字を増す。

莊元年穀梁傳の「接練時錄母之變、始人之也」、「人」は仁と通じ、これを憐哀することをいう。しかし解釈するものが「始めて人道を以て之を録す」范注といえは、「人」の下に「道」字を増す。

文八年傳の「其以官稱之、無君之辭也」、勝手なことを行ない、君を無視することをいう。しかし解釈するものが「人君の徳無し」范注引鄭氏釋癘疾といえは、「君」の下に「徳」字を増す。

爾雅釋詁の「尸、宥也」、「宥」は主宰の宰である。しかし解釈するものが「宥地を謂ふ」郭注といえは、「宥」の下に「地」字を増す。

「宥、官也」、「宥」は官宰の宰である。しかし解釈するものが「官地を宥と爲す」郭注といえは、「官」の下に「地」字を増す。

「寫繇、憂也」、「寫」は鼠の仮借である。しかし解釈するものが「憂ひ有る者は、思ひ散寫す」郭注といえは、「寫」の上に「思散」の字を増す。

「繇」は慄の仮借である。しかし解釈するものが「繇役も亦憂愁と爲す」郭注といえは、「憂」の上に「亦爲」の字を増す。

「倫救愉、勞也」、「倫」は勲勞の勲と読まなければならない、「救」は勞勦の勦に作らなければならない、「愉」は「瘳は病なり」の瘳に読まなければならない。しかし解釈するものが「倫理事務以て相約す。救も亦勞と爲す」郭注といえは、「勞」の上に「亦爲」の字を増す。

さらに「勞苦者多惰愉」郭注といえは、「愉」の上に「多惰」の字を増す。「載謨、僞也」、「僞」は作爲の爲である。しかし解釈するものが「載は言ひて信ならず、謨は謀りて忠ならず」郭注といえは、「載」の下に「不信」の字を増し、「謨」の下に「不忠」の字を増す。

「功績明、成也」、思うに成を功といい、さらに績といい、さらに明というのである。しかし解釈するものが「功績皆成る有り、事に分明有り、亦成濟なり」郭注といえは、「成」の上に「有」字・「亦」字を増す。

「儀、幹也」、「儀」を幹と直訓することをいう。しかし解釈するものが「儀表も亦體幹なり」郭注といえは、「幹」の上に「亦」字を増す。

「強、當也」、「強」を當と直訓することをいう。しかし解釈するものが「強者は好んで物と相當値す」郭注といえは、「當」の上に「好與物相」の字を増す。

「苦、息也」、「苦」は『詩經』の「王事靡盬」の盬である。しかし解釈するものが「苦勞する者は宜しく止息すべし」郭注といえは、「息」の上に「宜」字を増す。

「薦、臻也」、「薦」と「臻」はいずれも至と訓じることを用いる。しかし解釈するものが「薦は進なり。故に臻と爲す。臻は至なり」郭注といえは、「臻」の上に「進」字を増す。

釋言の「暱、亟也」、「暱」は相親愛するの亟みである。しかし解釈するものが「親暱なる者は亦數す」郭注といえは、「亟」の上に「亦」字を増す。

「矜、苦也」、「矜」を苦と直訓することをいう。しかし解釈するものが「矜憐す可き者も亦辛苦す」郭注といえは、「苦」の上に「亦辛」の字を増す。

「栗、感也」、「感」は蹙と読む。「栗」と「蹙」はいずれも敬謹の意味である。しかし解釈するものが「戰慄する者は憂感す」郭注といえは、「感」の上に「憂」字を増す。

す。

「坎、銓也」、「坎」は次の誤りである。しかし解釈するものが「坎の卦は水なり。水の性は平、銓も亦平なり」禁注といえ、「坎」の下に「水性平」の字を増す。

「窕、肆也」、極めて深いことをいう。しかし解釈するものが「輕窕なる者は放肆を好む」郭注といえ、「肆」の上に「好放」の字を増す。

「肆、力也」、「肆」は肆と読む。「肆」と「力」はいずれも勤勞の意味である。しかし解釈するものが「肆は力を極むるなり」郭注といえ、「力」の上に「極」字を増す。

「謀、心也」、思慮をいう。しかし解釈するものが「謀慮するに心を以てす」郭注といえ、「心」の上に「以」字を増す。

「烝、塵也」、「烝」と「塵」はいずれも久の意味である。しかし解釈するものが「人厭きは塵埃を生ずる所以なり」郭注といえ、「塵」の上に「所以生」の字を増す。

「服、整也」、「服」を整と直訓することをいう。しかし解釈するものが「之を服御して齊整とせしむ」郭注といえ、「整」の上に「令」字を増す。

「訊、言也」、「訊」と「言」はいずれも問の意味である。しかし解釈するものが「訊問するに言を以てす」邢疏といえ、「言」の上に「以」字を増す。

釋器の「綯謂之救」、胃「あみ」の意味である。しかし解釈するものが「絲を救ひて以て綯と爲す」郭注といえ、「救」の下に「絲」字を増す。

「律謂之分」、鳥を捕える畢「あみ」をいう。しかし解釈するものが「律管以て氣を分つ可し」郭注といえ、「分」の上に「可」の字を増し、「分」の下に「氣」字を増す。

釋山に「重甌廉」、「甌」は甌の仮借である。しかし解釈するものが「山の形は兩甌を累ぬるが如し」郭注といえ、「重甌」の上に「如」字を増す。

これらはすべて正しい解釈ができずに、文字を付け加えてこじつけている。経を治めるものは、もし文の意味を三度繰り返し返して考えても、心から納得できなければ、旧説を捨てて新しい訓を求めてもよい。文字を付け加えて解釈しようとするのは断

固としてよくない。

不可妄改經文第四十八

昔康成注經、稿守古本、後人猶有改經之議。况後生小子、初解讀經、倘於義有未安、輒改其文、蔑經奚甚。且今之所據以爲定本者、唯注疏與經典釋文而已。亦知經典譌誤之文、有注疏釋文已誤者、亦有注疏釋文未誤、而後人據已誤之文改之者。學者但見已改之本、以爲注疏釋文所據之經、已與今本同、而不知其實不同也。

如易繫辭傳、莫善乎著龜、唐石經、善誤爲大、而諸本因之、後人又改正義之善爲大、妄矣。

小雅十月之交篇、山冢卒岫、唐石經誤依釋文、卒作萃、而諸本因之、後人又改箋及正義之卒爲萃、妄矣。

天官司書、凡上之用財、唐石經、財下衍用字、而諸本因之、後人又改絃官疏之用財、爲用財用、妄矣。

春官肆師、表貉則爲位、唐石經、表上衍祭字、而諸本因之、後人又改司几筵注之表貉爲祭表貉、妄矣。

秋官象胥、次事士、舊本土上衍上字、後人又增上字於注中、妄矣。

燕禮、闈人爲燭於門外、後人於燭上加大字、又加於注疏內、妄矣。

聘禮、遂以入、唐石經、入下衍竟字、而諸本因之、後人又加竟字於疏內、妄矣。

士喪禮下篇、衆主人東卽位、舊本脫主字、後人又改疏以從之、妄矣。

特性饋食禮、佐食爾黍于席上、反黍于其所、唐石經、黍下並衍稷字、而諸本因之、後人又改少牢疏以從之、妄矣。

大戴禮曾子立事篇、患其不能以讓也、舊本患誤作貴、後人刪不字以字、並改盧注、妄矣。

衛將軍文字篇、蓋三千就焉、舊本脫千字、後人又改盧注、妄矣。

曲禮、前有車騎則載鴻、唐石經、鴻上衍飛字、而諸本因之、後人又加飛字於正義內、妄矣。

使自稱曰某，唐石經，使下衍者字，而諸本因之，後人又加者字於正義內，妄矣。

豚曰豚肥，唐石經依正義改豚爲臚，而諸本因之，後人又據以改注及釋文，妄矣。

檀弓，喪三年以爲極亡則弗忘之矣，亡字屬下讀。後人依釋文以亡字屬上讀，又於正義內極下加亡字，妄矣。

先王之所以難言也，唐石經初刻有以字，改刻刪去，而諸本因之，後人又於正義內刪以字，妄矣。

王制，亦弗欲生也，唐石經，欲譌作故，而諸本因之，後人又改正義以從之，妄矣。

月令，還乃賞公卿諸侯大夫於朝，舊本乃誤作反，後人又改正義以從之，妄矣。

孟春行夏令，則風雨不時，唐月令改風雨爲雨水，而諸本因之，後人又改正義以從之，妄矣。

蠶事既畢，舊本脫既字，後人又於正義內刪既字，妄矣。

孟夏行春令，則蟲蝗爲災，後人改蟲蝗爲蝗蟲，又改注疏釋文以從之，妄矣。

度有短長，與裳量常爲韻。舊本短長誤作長短，後人又改正義以從之，妄矣。

毋逆天數，舊本天誤作大，後人又於正義內加之大二字，妄矣。

禮器，必先有事於郊宮，後人改郊宮爲禋宮，又改注以從之，妄矣。

喪服小記，齊衰帶惡筭以終喪，唐石經脫帶字，而諸本因之，後人又於正義內刪帶字，妄矣。

少儀，枕穎几杖，唐石經誤倒穎字於几下，而諸本因之，後人又改正義以從之，妄矣。

樂記，曲直繁省廉肉節奏，唐石經依釋文，改省爲瘠，而諸本因之，後人又改注及正義以從之，妄矣。

喪大記，先入右，唐石經，入下衍門字，而諸本因之，後人又加門字於正義內，妄矣。

祭義，敷之而橫乎四海，唐石經，敷誤作溥，而諸本因之，後人又改釋文正義以從之，妄矣。

祭統，見其備於廟中也，唐石經依釋文改備爲修，而諸本因之，後人又改正義以從之，妄矣。

中庸，達諸天地而不悖，唐石經，達誤作建，而諸本因之，後人又改正義以從之，妄矣。

矣。

投壺，司射進度壺以二矢半，唐石經，以上衍間字，而諸本因之，後人又加入正義內，妄矣。

儒行，鷙蟲攫搏，不程其勇，唐石經，其勇誤作勇者，而諸本因之，後人又改正義以從之，妄矣。

冠義，遂以摯見於卿大夫，唐石經依釋文改卿爲鄉，而諸本因之，後人又據以改正義，妄矣。

昏義，教成之祭，唐石經，之祭誤作祭之，而諸本因之，後人又改正義以從之，妄矣。

僖三十三年左傳，鄭之有原圃，猶秦之有具圃也，唐石經，下圃字誤作圃，而諸本因之，後人又據以改注及正義，妄矣。

宣二年傳，趙穿殺靈公於桃園，唐石經，殺誤爲攻，而諸本因之，後人又改釋文之殺爲攻，妄矣。

襄二十九年傳，其有陶唐氏之遺風乎，唐石經，風誤爲民，而諸本因之，後人又據以改正義，妄矣。

三十一年傳，北宮文子見令尹圍之儀，唐石經，儀上行威字，而諸本因之，後人又據以改正義，妄矣。

昭七年傳，孟僖子病，不能禮，唐石經依或本，禮上加相字，而諸本因之，後人又據以改上文杜注，妄矣。

二十年傳，偪爾之關，爾與邇同。舊本爾誤作介，後人又據以改杜注，妄矣。

定九年傳，如駟之有斬，唐石經依釋文刪有字，而諸本因之，後人又據以改正義，妄矣。

魯語，禁里麗，舊本里誤作置，後人又據以改注，妄矣。

莊十八年公羊傳，此未有伐者，後人於伐上加言字，又加於①二十六年疏內，妄矣。

爾雅釋獸，覬鼠，唐石經，覬誤作覬，而諸本因之，後人又據以改釋文，妄矣。

凡此者皆改不誤之注疏釋文，以從已誤之經文，其原本幾不可復識。然參差不齊之迹，終不可泯。善學者循其文意，證以他書，則可知經文雖誤，而注疏釋文尚不誤。且據

注疏釋文之不誤、以正經文之誤可也。如不得其義、而妄自改焉、則斷乎其不可。

【校記】

① 勘誤は「二十六年」の上に「僖」字を補うように指摘するが、『經義述聞』には「僖」字なし。

【書き下し】

妄りに經文を改む可からず第四十八①

昔、康成、經に注するに、古本を確守するも、後人には猶ほ改經の議有り。況んや後生の小子、初めて解して經を讀むに、倘し義に於て未だ安んぜざる有れば、輒ち其の文を改むるは、經を蔑るにすること奚ぞ甚だし。且つ今の據りて以て定本と爲す所の者は、唯だ注疏と經典釋文とのみ。亦經典譌誤の文に、注疏・釋文已に誤る者有り、亦注疏・釋文未だ誤らずして、後人已に誤まるの文に據りて之を改むる者有るを知る。學ぶ者但だ已に改むるの本を見て、以て注疏・釋文據る所の經、已に今本と同じと爲すも、其の實同じからざるを知らざるなり。

如へば、易繫辭傳の「莫善乎著龜」、唐石經は「善」誤りて「大」と爲し、諸本之に因り、後人又正義の「善」を改めて「大」と爲すは妄なり。

小雅十月之交篇の「山冢卒岫」、唐石經は誤りて釋文に依りて、「卒」を「率」に作り、諸本之に因り、後人又箋及び正義の「卒」を改めて「率」と爲すは妄なり。

天官司書の「凡上之用財」、唐石經は「財」の下に「用」字を衍し、諸本之に因り、後人又敍官疏の「用財」を改めて、「用財用」と爲すは妄なり。

春官肆師の「表貉則爲位」、唐石經は「表」の上に「祭」字を衍し、諸本之に因り、後人又司几筵注の「表貉」を改めて「祭表貉」と爲すは妄なり。

秋官象胥の「次事士」、舊本、は「士」の上に「上」字を衍し、後人又「上」字を注中に増すは妄なり。

燕禮の「閽人爲燭於門外」、後人、「燭」の上に於て「大」字を加へ、又注疏内に加

ふるは妄なり。

聘禮の「遂以入」、唐石經は「入」の下に「竟」字を衍し、諸本之に因り、後人又「竟」字を疏内に加ふるは妄なり。

士喪禮下篇の「衆主人東即位」、舊本は「主」字を脱し、後人又疏を改めて以て之に従ふは妄なり。

特性饋食禮の「佐食爾黍于席上、反黍于其所」、唐石經は「黍」の下に並びに「稷」字を衍し、諸本之に因り、後人又少牢疏を改めて以て之に従ふは妄なり。

大戴禮曾子立事篇の「患其不能以讓也」、舊本は「患」誤りて「貴」に作り、後人、「不」字・「以」字を刪して、並びに盧注を改むるは妄なり。

衛將軍文子篇の「蓋三千就焉」、舊本は「千」字を脱し、後人又盧注を改むるは妄なり。

曲禮の「前有車騎則載鴻」、唐石經は「鴻」の上に「飛」字を衍し、諸本之に因り、後人又「飛」字を正義内に加ふるは妄なり。

「使自稱曰某」、唐石經は「使」の下に「者」字を衍し、諸本之に因り、後人又「者」字を正義内に加ふるは妄なり。

「豚曰豚肥」、唐石經は正義に依りて「豚」を改めて「脰」と爲し、諸本之に因り、後人又據りて以て注及び釋文を改むるは妄なり。

檀弓の「喪三年、以爲極亡則弗忘之矣」、^た「亡」字は下に屬して讀む。後人は釋文に依りて、「亡」字を以て上に屬して讀み、又正義内に於て「極」の下に「亡」字を加ふるは妄なり。

「先王之所以難言也」、唐石經初刻には「以」字有り、改刻は刪去して、諸本之に因り、後人又正義内に於て「以」字を刪するは妄なり。

王制の「亦弗欲生也」、唐石經は「欲」譌して「故」に作り、諸本之に因り、後人又正義を改めて以て之に従ふは妄なり。

月令の「還乃賞公卿諸侯大夫於朝」、舊本は「乃」誤りて「反」に作り、後人又孟冬正義を改めて以て之に従ふは妄なり。

「孟春行夏令、則風雨不時」、唐月令は「風雨」を改めて「雨水」と爲し、諸本之に因り、後人又正義を改めて以て之に従ふは妄なり。

「蠶事既畢」、舊本は「既」字を脱し、後人又正義内に於て「既」字を刪するは妄なり。

「孟夏行春令、則蟲蝗爲災」、後人、「蟲蝗」を改めて「蝗蟲」と爲し、又注疏・釋文を改めて以て之に従ふは妄なり。

「度有短長」、裳・量・常と韻を爲す。舊本は「短長」誤りて「長短」に作り、後人又正義を改めて以て之に従ふは妄なり。

「毋逆天數」、舊本は「天」誤りて「大」に作り、後人又正義内に於て「之大」の二字を加ふるは妄なり。

禮器の「必先有事於郊宮」、後人、「郊宮」を改めて「頓宮」と爲し、又注を改めて以て之に従ふは妄なり。

喪服小記の「齊衰帶惡筭以終喪」、唐石經は「帶」字を脱し、諸本之に因り、後人又正義内に於て「帶」字を刪するは妄なり。

少儀の「枕穎几杖」、唐石經は誤りて「穎」字を「几」の下に倒し、諸本之に因り、後人又正義を改めて以て之に従ふは妄なり。

樂記の「曲直繁省廉肉節奏」、唐石經は釋文に依りて、「省」を改めて「瘠」と爲し、諸本之に因り、後人又注及び正義を改めて以て之に従ふは妄なり。

喪大記の「先入右」、唐石經は「入」の下に「門」字を衍し、諸本之に因り、後人又「門」字を正義内に加ふるは妄なり。

祭義の「敷之而橫乎四海」、唐石經は「敷」誤りて「溥」に作り、諸本之に因り、後人又釋文・正義を改めて以て之に従ふは妄なり。

祭統の「見其備於廟中也」、唐石經は釋文に依りて、「備」を改めて「修」と爲し、諸本之に因り、後人又正義を改めて以て之に従ふは妄なり。

中庸の「達諸天地而不悖」、唐石經は「達」誤りて「建」に作り、諸本之に因り、後人又正義を改めて以て之に従ふは妄なり。

投壺の「司射進度壺以二矢半」、唐石經は「以」の上に「間」字を衍し、諸本之に因り、後人又正義内に加入するは妄なり。

儒行の「鷙蟲攫搏、不程其勇」、唐石經は「其勇」誤りて「勇者」に作り、諸本之に因り、後人又正義を改めて以て之に従ふは妄なり。

冠義の「遂以摯見於卿大夫」、唐石經は釋文に依りて「卿」を改めて「郷」と爲し、諸本之に因り、後人又據りて以て正義を改むるは妄なり。

昏義の「教成之祭」、唐石經は「之祭」誤りて「祭之」に作り、諸本之に因り、後人又正義を改めて以て之に従ふは妄なり。

傳三十三年左傳の「鄭之有原圃、猶秦之有具圃也」、唐石經は下の「圃」字誤りて「圍」に作り、諸本之に因り、後人又據りて以て注及び正義を改むるは妄なり。

宣二年傳の「趙穿殺靈公於桃園」、唐石經は「殺」誤りて「攻」と爲し、諸本之に因り、後人又釋文の「殺」を改めて「攻」と爲すは妄なり。

襄二十九年傳の「其有陶唐氏之遺風乎」、唐石經は「風」誤りて「民」と爲し、諸本之に因り、後人又據りて以て正義を改むるは妄なり。

三十一年傳の「北宮文子見令尹圍之儀」、唐石經は「儀」の上に「威」字を衍し、諸本之に因り、後人又據りて以て正義を改むるは妄なり。

昭七年傳の「孟僖子病、不能禮」、唐石經は或本に依りて「禮」の上に「相」字を加へ、諸本之に因り、後人又據りて以て上文の杜注を改むるは妄なり。

二十年傳の「偪爾之關」、「爾」は邇と同じ。舊本は「爾」誤りて「介」に作り、後人又據りて以て杜注を改むるは妄なり。

定九年傳の「如駟之有斬」、唐石經は釋文に依りて「有」字を刪し、諸本之に因り、後人又據りて以て正義を改むるは妄なり。

魯語の「禁里麗」、舊本は「里」誤りて「置」に作り、後人又據りて以て注を改むるは妄なり。

莊十八年公羊傳の「此未有伐者」、後人、「伐」の上に於て「言」字を加へ、又二十六年の疏内に加ふるは妄なり。

爾雅釋獸の「覬鼠」、唐石經は「覬」誤りて「覬」に作り、諸本之に因り、後人又據りて以て釋文を改むるは妄なり。

凡そ此れは皆誤まらざるの注疏・釋文を改めて、以て已に誤まるの經文に従ひ、其の原本は幾んど復た識る可からず。然れども參差不齊の迹は、終に泯ぶ可からず。善く學ぶ者は其の文意に循ひ、證するに他書を以てすれば、則ち經文誤まると雖も、而れども注疏・釋文尚ほ誤まらざるを知る可し。且つ注疏・釋文の誤らざるに據りて、以て經文の誤りを正すは可なり。其の義を得ずして、妄りに自ら改むるが如きは、則ち斷乎として其れ不可なり。

【註】

① 本篇は冒頭の「昔康成注經、碻守古本、後人猶有改經之議。况後生小子、初解讀經、倘於義有未安、輒改其文、蔑經奚甚。且今之所據以爲定本者、唯注疏與經典釋文而已。亦知」の一文、最後の「如不得其義、而妄自改焉、則斷乎其不可」の一文以外はすべて王引之『經義述聞』卷三十二、「後人改注疏釋文」からの引用である。

後人改注疏釋文

引之謹案、經典譌誤之文、有注疏釋文已誤者、亦有注疏釋文未誤、而後人據已誤之文改之者。學者但見已改之本、以爲注疏釋文所據之經、已與今本同、而不知其實不同也。如易繫辭傳、莫善乎著龜、唐石經、善誤爲大、而諸本因之、後人又改正義之善爲大、妄矣。

(中略)

爾雅釋獸、覬鼠、唐石經、覬誤作覬、而諸本因之、後人又據以改釋文、妄矣。凡此者皆改不誤之注疏釋文、以從已誤之經文、其原本幾不可復識矣。然參差不齊之迹、終不可泯、善學者循其文意、證以他書、則可知經文雖誤、而注疏釋文尚不誤、且據注疏釋文之不誤、以正經文之誤、可也。

【通釈】

勝手に經文を改めてはならない第四十八

昔、鄭康成「鄭玄」は、經に注するにあたって、古本をかたく守つて改めなかつたが、後人には經を改めるといふ行爲がある。ましてや後生の若者が初めて經を讀んだ時に、内容に対して納得できないことがあれば、すぐにその文字を改めるのは、經をはなはだ輕視することである。なおかつ現在定本として根拠とすることができ、るものは、『注疏』と『經典釋文』だけしかない。さらに經典の誤つた文字には、『注疏』『釋文』がすでに誤っているものがあり、さらに『注疏』『釋文』が誤っていないのに、後人がすでに誤まつた文字によって改めたものがあることがわかる。學ぶものはすでに改めた本を見て、『注疏』『釋文』が根拠とした經がすでに今本と同じと考えるが、実際には同じでないことをわかつていない。

たとえば、『周易』繫辭傳の「莫善乎著龜」、唐石經は「善」を「大」に誤まり、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに「正義」の「善」を改めて「大」とするのはでたらめである。

小雅十月之交篇の「山冢卒岫」、唐石經は誤りて『釋文』によって、「卒」を「萃」に作り、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに箋および『正義』の「卒」を改めて「萃」とするのはでたらめである。

天官司書の「凡上之用財」、唐石經は「財」の下に「用」字を衍し、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに敍官疏の「用財」を改めて、「用財用」とするのはでたらめである。

春官肆師の「表貉則爲位」、唐石經は「表」の上に「祭」字を衍し、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに司几筵注の「表貉」を改めて「祭表貉」とするのはでたらめである。

秋官象胥の「次事士」、旧本は「士」の上に「上」字を衍し、後人がさらに「上」字を注中に増すのはでたらめである。

燕禮の「閭人爲燭於門外」、後人が「燭」の上に「大」字を加え、さらに『注疏』

内に加えるのはでたらめである。

聘禮の「遂以入」、唐石經は「入」の下に「竟」字を衍し、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに「竟」字を疏内に加えるのはでたらめである。

士喪禮下篇の「衆主人東即位」、旧本が「主」字を脱し、後人がさらに疏を改めてそれに従うのはでたらめである。

特性饋食禮の「佐食爾黍于席上、反黍于其所」、唐石經は「黍」の下にいずれも「稷」字を衍し、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに少牢の疏を改めてそれに従うのはでたらめである。

『大戴禮』曾子立事篇の「患其不能以讓也」、旧本は「患」を誤って「貴」に作り、後人が「不」字、「以」字を刪去して、いずれも盧注を改めるのはでたらめである。

衛將軍文字篇の「蓋三千就焉」、旧本は「千」字を脱し、後人がさらに盧注を改めるのはでたらめである。

曲禮の「前有車騎則載鴻」、唐石經は「鴻」の上に「飛」字を衍し、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに「飛」字を『正義』内に加えるのはでたらめである。

「使自稱曰某」、唐石經は「使」の下に「者」字を衍し、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに「者」字を『正義』内に加えるのはでたらめである。

「豚曰豚肥」、唐石經は『正義』によって「豚」を改めて「臄」とし、諸本はそれを踏襲し、後人がさらにそれを根拠として注および『釋文』を改めるのはでたらめである。

檀弓の「喪三年、以爲極亡則弗忘之矣」、「亡」字は下に属して読む。後人が『釋文』によって「亡」字を上属して読み、さらに『正義』内において「極」の下に「亡」字を加えるのはでたらめである。

「先王之所以難言也」、唐石經初刻には「以」字があるが、改刻は刪去し、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに『正義』内において「以」字を刪去するのはでたらめである。

王制の「亦弗欲生也」、唐石經は「欲」を誤って「故」に作り、諸本はそれを踏襲

し、後人がさらに『正義』を改めてそれに従うのはでたらめである。

月令の「還乃賞公卿諸侯大夫於朝」、舊本は「乃」を誤って「反」に作り、後人がさらに孟冬『正義』を改めてそれに従うのはでたらめである。

「孟春行夏令、則風雨不時」、唐月令は「風雨」を改めて「雨水」とし、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに『正義』を改めてそれに従うのはでたらめである。

「蠶事既畢」、舊本は「既」字を脱し、後人がさらに『正義』内において「既」字を刪去するのはでたらめである。

「孟夏行春令、則蟲蝗爲災」、後人が「蟲蝗」を改めて「蝗蟲」とし、さらに『注疏』『釋文』を改めてそれに従うのはでたらめである。

「度有短長」、(長は)裳・量・常と押韻する。旧本は「短長」を誤って「長短」に作り、後人がさらに『正義』を改めてそれに従うのはでたらめである。

「毋逆天數」、旧本は「天」を誤って「大」に作り、後人がさらに『正義』内に「之大」の二字を加えるのはでたらめである。

禮器の「必先有事於郊宮」、後人が「郊宮」を改めて「頰宮」とし、さらに注を改めてそれに従うのはでたらめである。

喪服小記の「齊衰帶惡筭以終喪」、唐石經は「帶」字を脱し、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに『正義』内において「帶」字を刪去するのはでたらめである。

少儀の「枕穎几杖」、唐石經は誤って「穎」字を「几」の下に転倒し、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに『正義』を改めてそれに従うのはでたらめである。

樂記の「曲直繁省廉肉節奏」、唐石經は『釋文』によって、「省」を改めて「瘠」とし、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに注および『正義』を改めてそれに従うのはでたらめである。

喪大記の「先入右」、唐石經は「入」の下に「門」字を衍し、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに「門」字を『正義』内に加えるのはでたらめである。

祭義の「敷之而横乎四海」、唐石經は「敷」を誤って「溥」に作り、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに『釋文』『正義』を改めてそれに従うのはでたらめである。

祭統の「見其備於廟中也」、唐石經は『釋文』によって、「備」を改めて「修」とし、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに『正義』を改めてそれに従うのはでたらめである。

中庸の「達諸天地而不悖」、唐石經は「達」を誤って「建」に作り、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに『正義』を改めてそれに従うのはでたらめである。

投壺の「司射進度壺以二矢半」、唐石經は「以」の上に「閒」字を衍し、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに『正義』内に加えるのはでたらめである。

儒行の「鷲蟲攫搏、不程其勇」、唐石經は「其勇」を誤って「勇者」に作り、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに『正義』を改めてそれに従うのはでたらめである。

冠義の「遂以摯見於卿大夫」、唐石經は『釋文』によって「卿」を改めて「郷」とし、諸本はそれを踏襲し、後人がさらにそれを根拠として『正義』を改めるのはでたらめである。

昏義の「教成之祭」、唐石經は「之祭」を誤って「祭之」に作り、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに『正義』を改めてそれに従うのはでたらめである。

僖三十三年『左傳』の「鄭之有原圃、猶秦之有具圃也」、唐石經は下の「圃」字を誤って「圃」に作り、諸本はそれを踏襲し、後人がさらにそれを根拠として注および『正義』を改めるのはでたらめである。

宣二年傳の「趙穿殺靈公於桃園」、唐石經は「殺」を誤って「攻」とし、諸本はそれを踏襲し、後人がさらに『釋文』の「殺」を改めて「攻」とするのはでたらめである。

襄二十九年傳の「其有陶唐氏之遺風乎」、唐石經は「風」を誤って「民」とし、諸本はそれを踏襲し、後人がさらにそれを根拠として『正義』を改めるのはでたらめである。

三十一年傳の「北宮文子見令尹圍之儀」、唐石經は「儀」の上に「威」字を衍し、諸本はそれを踏襲し、後人がさらにそれを根拠として『正義』を改めるのはでたらめである。

昭七年傳の「孟僖子病、不能禮」、唐石經は或本によって、「禮」の上に「相」字を加え、諸本はそれを踏襲し、後人がさらにそれを根拠として上文の杜注を改めるのはでたらめである。

二十年傳の「偃爾之關」、爾」は邇と同じである。旧本は「爾」を誤って「介」に作り、後人がさらにそれを根拠として杜注を改めるのはでたらめである。

定九年傳の「如驂之有斬」、唐石經は『釋文』によって「有」字を刪去し、諸本はそれを踏襲し、後人がさらにそれを根拠として『正義』を改めるのはでたらめである。

魯語の「禁里麗」、旧本は「里」を誤って「置」に作り、後人がさらにそれを根拠として注を改めるのはでたらめである。

莊十八年『公羊傳』の「此未有伐者」、後人が「伐」の上に「言」字を加え、さらに僖二十六年の疏内に加えるのはでたらめである。

『爾雅』釋獸の「覬鼠」、唐石經は「覬」を誤って「覬」に作り、諸本はそれを踏襲し、後人がさらにそれを根拠として『釋文』を改めるのはでたらめである。

これらはすべて誤まっている『注疏』『釋文』を改めて、すでに誤っている経文に従っており、(その結果)その原本はほとんどわからなくなった。しかし長短不揃いの痕跡は、結局消滅することはなかった。よく学ぶ者はその文意に従って、他書を用いて証明すれば、経文は誤まっているが、『注疏』『釋文』はまだ誤まっていないことがわかる。なおかつ誤っていない『注疏』『釋文』によって経文の誤りを訂正するのはよいが、その意味を理解せずに勝手に自分で改めるのは断固としてよくない。

方音異同不可不曉第四十九

昔郢人遺燕相書、夜書曰舉燭、因而過書舉燭。燕相受書、說之曰、舉燭者尚明也。尚明者舉賢也、國以治。治則治矣、非書意也。鄭人謂玉未理者璞。周人謂鼠未(腊)〔腊〕①者璞。周人曰、欲買璞乎、鄭(人)〔賈〕②曰、欲之。出其璞、乃鼠也。

夫誤會舉燭之義、幸而治、誤解鼠璞則大謬。由是言之、凡誤解古書者、皆舉燭鼠璞之類也。

古書之出、時代各有先後、古聖生長地方又非一定、其中語言文字、豈無同異。王伯厚云、公羊子、齊人、其傳春秋多齊言。登來化我樵之漱流、箭將踊爲詐戰、往黨往殆于諸累、怵如昉楛之類、是也。鄭康〔成〕③、北海人。其注三禮多齊言。麴麩曰媒、疾爲〔爲〕④戚、麋爲獐、漚曰湊、椎爲終葵、手足擊爲骹、全菹爲芋、祭爲墮、題肩爲擊征、滑曰漣、相絞訐爲掉聲、無髮爲禿〔獨〕⑤之類、是也。方言之異如此、則書之誥誓、其可強通哉。故治經者、不可不知方音。讀爾雅揚子方言及廣雅之類、隨時留心久之、自能有得。

【校記】

- ① 「皓」 『戰國策』秦策三、阮元「經義述聞序」に従い、「皓」に改める。
- ② 「人」 『戰國策』秦策三、阮元「經義述聞序」に従い、「賈」に改める。
- ③ 「困學紀聞」卷七に従い、「成」字を補う。
- ④ 「爲」 『困學紀聞』卷七に従い、衍字とみなして削除する。
- ⑤ 「獨」 『困學紀聞』卷七に従い、「獨」に改める。

【書き下し】

方音の異同は曉らかならざる可からず第四十九

昔、郢人、燕の相に書を遺るに、夜書して、「燭を舉げよ」と曰ひ、因りて過りて「燭を舉げよ」と書す。燕の相、書を受け、之を説きて、「燭を舉げよとは明を尚ぶなり。明を尚ぶとは賢を擧ぐるなり」と曰ひ、國以て治まる。治まるは則ち治まるも、書の意に非ざるなり①。鄭人は玉の未だ理まらざる者を璞と謂ふ。周人は鼠の未だ腊にせざる者を璞と謂ふ。周人、「璞を買はんと欲するか」と曰ひ、鄭賈、「之を欲す」と曰ふ。其の璞を出だせば、乃ち鼠なり②。夫れ舉燭の義を誤會すれば、幸ひにして治まり、鼠璞を誤解すれば則ち大いに謬る。是に由りて之を言へ

ば、凡そ古書を誤解する者は、皆舉燭鼠璞の類なり。③

古書の出づるに、時代各おの先後有り、古聖の生長の地方も又一定に非ず、其の中の語言文字、豈に同異無からん。王伯厚は「公羊子は齊人なり、其の傳ふる春秋には齊言多し。登來・化我・樵之・漱流・箭將・踊爲・詐戰・往黨・往殆・干諸・累・怵・如・昉・楛の類、是れなり。鄭康成は北海の人なり。其の注せる三禮には齊言多し。麴麩を媒と曰ひ、疾を戚と爲し、麋を獐と爲し、漚を湊と曰ひ、椎を終葵と爲し、手足擊なるを骹と爲し、全菹を芋と爲し、祭を墮と爲し、題肩を擊征と爲し、滑を漣と曰ひ、相絞訐を掉聲と爲し、無髮を禿と爲すの類、是れなり。方言の異此の如くんば、則ち書の誥誓、其れ強ひて通ず可けんや」④と云ふ。故に經を治むる者は、方音を知らざる可からず。爾雅、揚子方言及び廣雅の類を讀むに、時に隨ひ心を留むること之を久しくすれば、自ら能く得る有り。

【註】

- ① 『韓非子』外儲說左上「郢人有遺燕相國書者、夜書、火於不明、因謂持燭者曰、舉燭云、而過書舉燭。舉燭非書意也。燕相受書而説之、曰、舉燭者尚明也。尚明也者、舉賢而任之。燕相曰王。王大説、國以治。治則治矣、非書意也。今世學者、多似此類」(郢人、燕の相國に書を遺る者有り。夜書して、火明らかならず。因りて燭を持つ者に謂ひて曰く、「燭を舉げよ」と。而して過りて「燭を舉げよ」と書す。燭を舉げよとは書の意に非ざるなり。燕の相、書を受け、之を説きて曰く、「燭を舉げよとは、明を尚ぶなり。明を尚ぶとは、賢を擧げて之に任ずるなり」と。燕の相、王に白す。王大いに説び、國以て治まる。治まるは則ち治まるも、書の意に非ざるなり。今の世の學者、多く此の類に似たり)。

② 『戰國策』秦策三「應侯曰鄭人謂玉未理者璞」「應侯曰、鄭人謂玉未理者朴、周人謂鼠未腊者璞。周人懷璞過鄭賈曰、欲買朴乎。鄭賈曰、欲之。出其朴、視之、乃鼠也。因謝不取。今平原君自以賢、顯名於天下。然降其主父沙丘而臣之。天下之王尚猶尊之。是天下之王不如鄭賈之智也、眩於名、不知其實也」(應侯曰く、

鄭人は玉の未だ理まらざる者を朴と謂ふ。周人は鼠の未だ腊ほしにせざる者を璞と謂ふ。周人、璞を懷なごきて鄭賈を過ぎて、「朴を買はんと欲するか」と曰ひ、鄭賈、「之を欲す」と曰ふ。其の朴を出だして之を視れば、乃ち鼠なり。因りて謝して取らず。今平原君自ら以て賢なりとし、名を天下に顯す。然れども其の主父を沙丘に降して之を臣とす。天下の王尚ほ猶ほ之を尊ぶ。是れ天下の王、鄭賈の智に如かざるなり、名に眩して、其の實を知らざるなり。

③ 以上の部分は阮元「經義述聞序」からの引用である。

經義述聞序 阮元（『望經室二集』卷五）

昔郢人遺燕相書、夜書曰舉燭、因而過書舉燭。燕相受書、説之曰、舉燭者尚明也。尚明者舉賢也、國以治。治則治矣、非書意也。鄭人謂玉未理者璞。周人謂鼠未腊者璞。周人曰、欲買璞乎。鄭賈曰、欲之。出其璞、乃鼠也。夫誤會舉燭之義、幸而治、誤解鼠璞則大謬。由是言之、凡誤解古書者、皆舉燭鼠璞之類也。

④ 王應麟『困學紀聞』卷七、公羊「公羊子、齊人。其傳春秋多齊言。登來化我樵之漱流、將踊爲詐戰、往黨往殆于諸累、怵如昉、楛之類、是也。鄭康成、北海人。其注三禮多齊言。麴麩曰媒、疾爲戚、麋爲獐、漚曰漚、椎爲終葵、手足擊爲骹、全菹爲芋、祭爲墮、題肩爲擊征、滑曰漚、相絞計爲掉誓、無髮爲禿、穠爲相、殷聲如衣、祈之言之類、是也。方言之異如此、則書之詁誓、其可彊通哉」（公羊子は齊人、其の傳ふる春秋は齊言多し。登來・化我・樵之・漱流・將・踊爲・詐戰・往黨・往殆・于諸・累・怵・如・昉・楛・之類、是れなり。鄭康成は北海の人なり。其の注する三禮に齊言多し。麴麩を媒と曰ひ、疾を戚と爲し、麋を獐と爲し、漚を漚と曰ひ、椎を終葵と爲し、手足擊なるを骹と爲し、全菹を芋と爲し、祭を墮と爲し、題肩を擊征と爲し、滑を漚と曰ひ、相絞計を掉誓と爲し、無髮を禿と爲す、穠を相と爲し、殷の聲は衣の如し、祈の言は是なりの類、是れなり。方言の異此の如くんば、則ち書の詁誓、其れ強ひて通ず可けんや）。

【通釈】

方音の異同はよく理解していなければならぬ第四十九

その昔、郢えいの人が燕の宰相に手紙を送るにあたって、夜に書いていて、（灯りが暗かったので、燭を持つものにむかって）「燭を挙げよ」といった。その時にあやまつて「燭を挙げよ」と書いてしまった。燕の宰相は手紙を受け取ると、「燭を挙げよとは灯りをかかるとのことだ。灯りをかかるとは賢者を挙げて用いるということだ」と解釈し、（その結果）国は治まった。治まることは治まったが、手紙の本意ではない。鄭の人はまだ磨いていない玉のことを璞ほといい、周の人はまだ乾いていない鼠の肉のことを璞ほといった。周の人が（鄭の商人に）「璞を買いたいか」というと、鄭の商人は「ほしい」という。そこで璞を取り出すと、なんと鼠であった。そもそも挙燭の意味をあやまつて解釈すれば幸いにして国は治まり、鼠と璞をあやまつて解釈すれば大いにあやまる。以上のことから言えば、古書を誤って解釈するものはすべて舉燭鼠璞の類である。

古書が（世の中に）現れた時代にはそれぞれ先後があり、古の聖人が生長した地も同じでないで、その言語や文字が同じであるはずがない。王伯厚「王應麟」は、「公羊子は齊の人であり、彼が伝えた『春秋』には齊の言葉が多い。登來（隱公5）・化我（桓公6）・樵之（桓公7）・漱流（莊公31）・筍將（文公5）・踊爲（僖公10）・詐戰（僖公33）・往黨（文公13）・往殆（襄公5）・于諸（哀公6）・累（桓公2）・怵（桓公5）・如（隱公元）・昉（隱公2）・楛（成公2）の類がそれである。鄭康成は北海の人であり、彼が注を施した三禮には齊の言葉が多い。麴麩を媒い（地官・媒氏）、疾を戚い（考工記・慌氏）、椎を終葵い（考工記・玉人）、手足が擊であることとを骹い（考工記・弓人）、全菹を芋い（士喪禮）、祭を墮い（士虞禮）、題肩を擊征い（月令）、滑を漚い（内則）、相絞計を掉誓い（内則）、無髮を禿い（尚書）の詁や誓を無理やり通じさせてよいものであろうか」という。だから經を治めるものは方音を知らなければならぬ。『爾雅』『揚子方言』および『廣雅』の類を読むには、

いつもこのことを折りにふれて心にとめて考えていければ、おのずから心得ることができよう。

制度沿革不可不知第五十

歴代制度、互有異同。大而朝廟典章、小而服物器具。今爲約略言之。

有唐虞之制度、有三代之制度、有秦漢之制度、有魏晉以下之制度。執魏晉以下之制以考秦漢、未必不失秦漢矣、執秦漢之制以考三代、未必不失三代矣、執三代之制以考唐虞、亦未必不失唐虞矣、何也。一朝之制、有因有革、有損有益、據末世之事釋上古之文、安知今之所有者非皆古之所無乎、今之所無者非皆古之所有者乎。故凡考制度、宜多讀古書。古未有專考制度之成書、而其中間有論及前事、證之他書、其說適合、則即可引以爲據。至通典通考出、斯爲考據專書、依類讀之、異同自見。又不可不多讀國朝人之書。國朝考據之學精。凡說經諸儒、俱通考古（人）（今）①制度。如顧閻以下諸人皆是。而秦氏五禮通考、又爲考禮之一大宗。其中雖不能得而無失。制度甚雜考、學者慎勿易言、又輿地代有沿革。學者尤宜留心。融會貫通、久而稽之、庶乎其不失歟。

【校記】

① 「人」 勘語に従い、「今」に改める。

【書き下し】

制度沿革は知らざる可からず第五十

歴代の制度には、互いに異同有り。大は朝廟典章、小は服物器具。今爲に約略して之を言ふ。

唐虞の制度有り、三代の制度有り、秦漢の制度有り、魏晉以下の制度有り。魏晉以下の制を執りて以て秦漢を考するも、未だ必ずしも秦漢を失せずんばならず、秦漢の制を執りて以て三代を考するも、未だ必ずしも三代を失せずんばならず、三代の制を執りて以て唐虞を考するも、亦未だ必ずしも唐虞を失せずんばあらざるは何ぞ

や。一朝の制に、因有り革有り、損有り益有り、末世の事に據りて上古の文を釋するも、安くんぞ今の有する所の者は皆古の無き所に非ず、今の無き所の者は皆古の有する所に非ざるを知らんや。故に凡そ制度を考するには、宜しく多く古書を読むべし。古未だ制度を專考するの成書有らざるも、其の中間に前事に論及する有れば、之を他書に證し、其の説適合すれば、則ち即ち引きて以て據と爲す可し。通典・通考出づるに至りては、斯ち考據の專書たり、類に依りて之を讀めば、異同自ら見はる。又多く國朝人の書を読まざる可からず。國朝の考據の學は精なり。凡そ經を説くの諸儒は、俱さに古今の制度を通考す。如へば、顧・閻以下の諸人皆是れなり。而して秦氏の五禮通考は又考禮の一大宗と爲す。其の中、得る有る能はずと雖も、而れども失無し。制度は甚だ雜考、學ぶ者は慎しんで易がるしく言ふ勿れ、又輿地は代沿革有り。學者尤も宜しく心を留むべし。融會貫通し、久しくして之を稽み、其の失せざるを庶はんか。

【通釈】

制度沿革は知っていなければならない第五十

歴代の制度にはたがいに異同がある。大きいものでは朝廟典章、小さいものでは服物器具がある。今要約して略述する。

（唐虞には）唐虞の制度があり、（三代には）三代の制度があり、（秦漢には）秦漢の制度があり、（魏晉以下には）魏晉以下の制度がある。魏晉以下の制度で秦漢の制度を考察しても、かならずしも秦漢の制度すべてが失われずに伝わっているとは限らず、秦漢の制度で三代の制度を考察しても、かならずしも三代の制度すべてが失われずに伝わっているとは限らず、三代の制度で唐虞の制度を考察しても、かならずしも唐虞すべてが失われずに伝わっているとは限らないのはなぜか。一朝の制度には、踏襲したところがあり、変革したところがあり、廃止したところがあり、増益したところがあるので、末世の事を根拠として上古の文を解釈したとしても、現在存在しているものが昔は存在していなかったかどうか、現在存在していないも

のが昔は存在していたかどうかがどうしてわかるか。だから制度を考察するには、古書をたくさん読まなければならない。昔はまだ制度を専門的に考察する書物はなく、その中に前事に論及する部分があれば、それを他書に検証し、その説が適合すれば、すぐに引用して証拠とすることができる。『通典』『通考』——考拠の専門書である——が出現すると、事類にしたがって読めば、その異同はおのずとはつきりする。さらに清朝の人の書をたくさん読まなければならない。清朝の考拠の学は精密である。経を説く諸儒、たとえば顧炎武・閻若璩以下の諸人がすべてそうであるように、いずれも古今の制度を思考する。さらに秦氏「秦蕙田」の『五禮通考』は禮を考察するための重要な書物である。その中には正しいものがあるわけではないがあまりはない。制度ははなはだ複雑であり、学ぶ者は慎重を期して軽々しく発言してはならず、さらに輿地は代々沿革がある。学ぶ者はとりわけ心を留め（勉強し）なければならない。融合貫通して、長きにわたって研究すれば誤ることはないであろう。

平日讀經課程第五十一①

一治經宜有次第。既爲經學，必當先讀十三經注疏。注疏繁重，畢竟從何處入手。曰、先讀毛詩。次及三禮、次及他經。蓋詩禮兩端、最切人事。義理較他經爲顯、訓詁較他經爲詳。其中言名物、學者能達與否、較然易見。且四經比貫是鄭君玄注、完全無闕。詩則毛傳粹然、爲西漢經師遺文。更不易得。欲通古訓、尤在於茲。古人訓詁、乍讀似覺不情、非於此冰釋理順、解經終是隔膜。

此經既通、於禮學、尋途探求、自不能已。詩禮兼明、他經方可著手。

書道政事、春秋道名分。典禮既行、然後政事名分、可得而言也。尚書家伏生、左傳家賈生、公羊家董膠西、何邵公、皆精於禮學。案其書可知。

易道深微、語簡文古。訓詁禮制、在他經爲精、在易爲粗。所爲至精、乃在陰陽變化消息。然非得其粗者、無由遇其精者。此姚姬傳論學古文法、援之以爲治易法。精者可遇而不可鑿。

鑿則妄矣。

三禮之中、先儀禮、禮記、次周禮。儀禮句碎字實。難讀能解、難記易曉。注家最少、異說無多。好在禮記一書。即是外傳。禮記難於儀禮。儀禮止十七件事、禮記之事多矣。特其文條達耳。周禮門類較多。事理更爲博大。漢人說者亦少。晚出之故。故較難。然鄭注及國朝人零星解說、亦已明白。

尚書辭義既古。隸古傳寫、通借譌誤。自漢初卽有今古文兩家、異文（岐）（岐）②讀。此謂真古文。非蔡傳所云今文無、古文有之古文也。至西晉梅氏古文（脫）〔晚〕③出、唐初僞孔傳專行。六朝、江左卽盛行、未定一尊耳。而漢代今古兩家之經傳、一時俱絕。故尤難通。

春秋乃聖人治世大權、微文隱義。本非同家人言語。史記明言之。三傳並立、旨趣各異。公羊家師說雖多、末流頗涉傳會。何注〔又復奧樸。左傳立學最晚。漢人師說寥寥。惟杜注〕④行世。世人以其事博辭富、求傳而不求經。故公羊家理密而事疎。左傳家事詳而理略。非謂左氏、謂治左氏者耳。穀梁師說久微。見隋書經籍志。國朝人治者亦少。學者於春秋、若謂事能得聖心、談何容易。

至於周易、統貫天人、成於四聖。理須後聖、方能得曉。京孟虞鄭諸大師、以及後代諸家、皆止各道所得、見仁見知、從無一人能的解定論。勢使然也。且陰陽無形。卽使謬稱妄說、無人能質其非。所以通者雖少、而注者最多。演圖比象、任意紛紜。所謂畫狗馬難於畫鬼神之比也。

總之、詩禮可解。尚書之文、春秋之義、不能盡解。周易則通儒畢生探索、終是解者少而不解者多。故治經次第、自近及遠、由顯通微。如此爲便、較有實獲。尹吉甫之詩曰、古訓是式、威儀是力。古訓、詩學也。威儀、禮學也。此古人爲學之方也。試看春秋時、無人不誦詩學禮。稱道尚書者已較少。至於周易、除卜筮外、談者無多。意亦可知。三代時、易不以教學傳。惟太史掌之。今賴有繫傳、或可窺見夫一斑耳。

一治經貴通大義。每一經中、皆有大義數十百條。宜研究詳明、會通貫串、方爲有益。若僅隨文訓解、一無心得、仍不得爲通也。又考據自是要義。但關繫義理者、必（慶）〔應〕⑤博考詳辨、弗明弗措。若細碎事件、猝不能定、姑存舊說、不必徒耗（目）〔目〕⑥力。

一宜講小學。非朱子所云之小學。許氏說文爲小學之大綱。二徐而下、惟國朝諸老能知其義。段氏注雖繁、而精博自不可及、學者須奉以爲宗主、後及桂氏各注。

一宜讀古書古注。以其去聖未遠、可以證經。且秦以上書、一字千金、即前唐以前亦切實少空話。初學讀時、惟先辨其書之眞僞、次求其校勘善本。余於經與子相表裏篇所列各（種）〔書〕⑦、皆宜讀。

一宜讀國朝人經學書。蓋經語惟漢人能解、漢儒語惟國朝通儒能編解。所以然者、國朝諸大儒、讀書多、記書眞、校書細、好看古書、不敢輕改古本、不肯輕駁古說、善思、善悟、善參校、善比例、善分別眞僞。故經學爲千古之冠。書多矣、以皇清經解爲大宗。而余近儒說經得失篇所列各書皆善、可讀。

一宜購叢書。叢書所收古今各部、無慮數千百種、中間必多極要者。分購單行本、積數處不得其全。購叢書、則一舉可以不遺。且積算其價、又倍廉于單行之本。則購一書、而其中之雜者、正可不費錢論、涉獵一過、亦是好處。惟要知刻本善否。明刻叢書、類多荒率。國朝人刻本、率皆精好、二孫、二盧、孔、畢諸家之本尤勝。其書體例不一。中有精校本、精注〔本〕⑧、足本。過市遇叢書、可檢其目。多古籍者、萬不可忽。

一讀書宜博。先博後約、語孟通義。學者先須多見多聞、再言心得。若株守一部（免）〔免〕⑨園冊子數帙、而云通經、必無其事。然則博之爲道、將如何。曰、在有要而已。太史公曰、儒家者流、（時而有要）〔博而寡要〕⑩。古書不可不解、眞者不多。眞古書無用者、有用之書、不可不見、不限古今。專門之書、不可不詳考貫通。如是則有涯涘可窮矣。

一貴博貴精尤貴通。博而不精、則近于汎濫。精而不通、則近于拘執。然精通難言、必先由博而入、心力交致、方能臻斯境界。

一戒畏難。如前所言、層累曲折、其功似乎難竟。然物有本末、事有先後、依次而入、久之自不能已。且今人讀書、有較易于古人百倍者。古人書籍少、一字一義、皆當自己尋覓。今人生明備之會、諸先正皆有極精之書。前人是者明證之、誤者辨析之、難考者考出之、不可見之書采集之。一分眞僞、而古書去其半。一分瑕瑜、而列朝書去

其十之八九。且諸公最好著爲後人省精力之書。一蒐補。或從羣書中蒐出、或補完、或綴緝。一校訂。一考證。一（補）〔譜〕⑪錄。此皆積畢生之精力、踵曩代之成書而後成者。故同一書、古人十年方通者、今人三年可矣。前人甚苦、後人甚樂。諸公作室、我輩居之。諸公製器、我輩用之。今日若肯用功、眞可不費無益之精神、而收身心之實效者。慎無驚怖其言、以爲河漢而無極也。

【校記】

- ① 書前目錄は「平日讀書課程第五十一」に作る。
- ② 「岐」 『輜軒語』通經八に従い、「岐」に改める。
- ③ 「脱」 『輜軒語』通經八に従い、「晚」に改める。
- ④ 「輜軒語」通經八に従い、「又復奧樸左傳立學最晚漢人師說寥寥惟杜注」の十九字を補う。
- ⑤ 「慶」 『輜軒語』通經九に従い、「應」に改める。
- ⑥ 「目」 『輜軒語』通經九に従い、「日」に改める。
- ⑦ 「種」 下文に従い、「書」に改める。
- ⑧ 「輜軒語」通論讀書三に従い、「本」字を補う。
- ⑨ 「免」 『輜軒語』通論讀書三に従い、「免」に改める。
- ⑩ 「時而有要」 『史記』太史公自序、『輜軒語』通論讀書三に従い、「博而寡要」に改める。
- ⑪ 「補」 『輜軒語』通論讀書十二に従い、「譜」に改める。

【書き下し】

平日讀經課程第五十一①

一、經を治むるには宜しく次第有るべし。既に經學を爲むるには、必ず當に先づ三經注疏を讀むべし。注疏は繁重、畢竟何處より入手せん。曰く、先づ毛詩を讀み、次に三禮に及び、次に他經に及び。蓋し詩禮は兩端にして、最も人事に切なり。義

理は他經に較べて顯と爲し、訓詁は他經に較べて詳と爲す。其の中の名物を言ふや、學ぶ者能く達するや否や、較然として見易し。且つ四經は皆是れ鄭君玄の注にして、完全にして闕無し。

詩は則ち毛傳粹然として、西漢經師の遺文と爲す。更に得易からず。古訓に通せんを欲すれば、尤も茲に在り。古人の訓詁は、乍ち讀めば不情を覺ゆるに似たり。此に於て冰釋理順するに非ざれば、解經終に是れ隔膜たり。

禮の條目は頗る多し。卷帙も亦鉅し。初學は難きを畏る。詩義は比興を該ね、兼ねて性靈を開發するを得。鄭箋は多く禮制に及ぶ。此の經既に通すれば、禮學に於て、途を尋ねて探求し、自ら已む能はず。詩禮兼ね明らかにして、他經方めて手を著く可し。

書は政事を道ひ、春秋は名分を道ふ。典禮既に行はれて、然る後に政事・名分は、得て言ふ可きなり。尚書家の伏生、左傳家の賈生、公羊家の董膠西、何邵公は、皆禮學に精なり。其の書を案すれば知る可し。

易の道は深微、語は簡、文は古。訓詁・禮制は他經に在りては精と爲し、易に在りては粗と爲す。爲す所の至精は乃ち陰陽の變化消息に在り。然れども其の粗なる者を得るに非ざれば、其の精なる者に遇ふに由無し。此れ姚姬傳、古文を學ぶの法を論ずる②に、之を援きて以て易を治むるの法を爲す。精なる者は遇ふ可くして整つ可からず。整てば則ち妄なり。

三禮の中、儀禮・禮記を先にし、周禮を次にす。儀禮は句碎し字實なり。讀み難きも能く解し、記し難きも曉らかなり易し。注家最も少なく、異説も多くは無し。好きは禮記一書に在り。即ち是れ外傳なり。禮記は儀禮より難し。儀禮は十七件の事に止まり、禮記の事は多し。特だ其の文條達するのみ。周禮は門類較や多し。事理は更に博大と爲す。漢人の説く者も亦少なし。晚出の故なり。故に較や難し。然れども鄭注及び國朝人の零星たる解説も、亦已だ明白なり。

尚書は辭義既に古し。隸古もて傳寫し、通借譌誤す。漢初より即ち今古文の兩家有りて、文を異にし讀を歧つ。此れは眞古文③を謂ふ。蔡傳云ふ所の「今文無し、古文有り」④の古文に非ざるなり。西晉に梅氏の古文晚出し、唐初に偽孔傳專行するに至りて、六朝、江左

には即ち盛行するは、未だ二尊を定めざるのみ。漢代の今古文兩家の經傳、一時に俱に絶ゆ。故に尤も通じ難し。

春秋は乃ち聖人、世を治むるの大權にして、文を微にして義を隱す。本、家人の言語⑤に同じきに非ず。史記明らかに之を言ふ。三傳並び立つるも、旨趣各おの異なる。

公羊家の師説は多きと雖も、末流は頗る傳會に涉る。何注も又復た奥樸なり。左傳は學に立つること最も晚し。漢人の師説は寥寥たり。惟だ杜注のみ世に行はる。世人、其の事は博、辭は富なるを以て、傳を求めて經を求めず。故に公羊家は理は密にして事は疎なり。左傳家は事は詳かにして理は略なり。左氏を謂ふに非ず、左氏を治むる者を謂ふのみ。穀梁の師説は久しく微なり。隋書經籍志に見ゆ⑥。國朝人の治むる者も亦少なし。學ぶ者、春秋に於て、若し事事能く聖心を得と謂へば、談何ぞ容易ならん。

周易に至りては、天人を統貫し、四聖に成る。理は後聖を須ちて、方めて能く曉らかなるを得たり。京・孟・虞・鄭の諸大師より、以て後代の諸家に及ぶまで、皆止だ各おの得る所を道ひ、仁を見、知を見、從一人として能く解定論する無し。

勢ひの然らしむるなり。且つ陰陽は形無し。即ひ謬稱妄説せしむるも、人能く其の非を質す無し。通ずる者少なしと雖も、而れども注する者最も多き所以なり。演圖比象は意に任せて紛紜す。所謂「狗馬を畫くは鬼神を畫くより難し」⑦の比なり。

之を總するに、詩禮は解す可し。尚書の文、春秋の義は、盡くは解する能はず。周易は則ち通儒畢生探索するも、終に是れ解する者少なくて解せざる者多し。故に經を治むるの次第は、近より遠に及び、顯より微に通ず。此の如きを便と爲さば、較や實獲有り。尹吉甫の詩に、「古訓は是れ式、威儀は是れ力」⑧と曰ふ。「古訓」は詩學なり、「威儀」は禮學なり。此れ古人、學を爲すの方なり。試みに春秋の時を見るに、人として詩を誦し、禮を學ばざる無し。尚書を稱道する者已に較や少なし。周易に至りては、卜筮を除くの外、談する者多くは無し。意亦知る可し。三代の時、易は以て學僮に教へず、惟だ太史のみ之を掌る。今繁傳有るに頼りて、或いは夫の一斑を窺ひ見る可きのみ。⑨

一、經を治むるは大義に通ずるを貴ぶ。每一經中に皆大義數十百條有り。宜しく研究詳明し、會通貫串すべくして、方めて益有りと爲す。若し僅かに文に隨ひて訓解

するのみにして、一に心得無ければ、通ずと爲すを得ざるなり。又考据は自ら是れ要義。但だ義理に關繫する者は、必ず應に博考詳辨し、明らかならざれば措かざるべし。細碎たる事件の、猝かに定むる能はざるが若きは、姑く舊説を存し、必ずしも徒らに日力を耗やまず。⑩

一、宜しく小學を講ずべし。朱子云ふ所の小學に非ず。許氏の説文は小學の大綱と爲す。二徐而下、惟だ國朝の諸老のみ能く其の義を知る。段氏注は繁なりと雖も、而れども精博にして自ら及ぶ可からず、學ぶ者須く奉じて以て宗主と爲すべし。後に桂氏の各注に及べ。

一、宜しく古書古注を讀むべし。其の、聖を去ること未だ遠からざるを以て、以て經を證す可し。且つ秦以上の書は、一字千金、即ち前唐以前も亦切實にして空話少なし。初學讀む時は、惟だ先づ其の書の眞偽を辨じ、次に其の校勘せる善本を求めよ。余、經與子相表裏篇に於て列する所の各書、皆宜しく讀むべし。⑪

一、宜しく國朝人の經學書を讀むべし。蓋し經の語は惟だ漢人のみ能く解し、漢儒の語は惟だ國朝の通儒のみ能く徧く解す。然る所以の者は、國朝の諸大儒は、書を讀むこと多く、書を記すること眞、書を校すること細、好く古書を看、敢て輕がるしくは古本を改めず、肯て輕がるしくは古説を駁さず、善く思ひ、善く悟り、善く參校し、善く比例し、善く眞偽を分別すればなり。故に經學は千古の冠と爲る。書多きも、皇清經解を以て大宗と爲す。而して余の近儒說經得失篇に列する所の各書、皆善し、讀む可し。⑫

一、宜しく叢書を購ふべし。叢書收むる所の古今の各部は、無慮數十百種、中間に必ず極めて要なる者多し。分購せる單行本は、數處に積みて其の全を得ず。叢書を購へば、則ち一舉にして以て遺さざる可し。且つ其の價を積算すれば、又單行の本に倍廉す。則ち一書を購ひて、其の中の雜なる者は、正に錢を費やさざるの論を作す可し。涉獵一過するも亦是れ好處なり。惟だ要ず刻本の善否を知る。明刻の叢書は、類ね荒率多し。國朝人の刻本は、率ね皆精好なり。二孫、二盧、孔、畢の諸家の本尤も勝れり。其の書、體例一ならず。中に精校本、精注本、足本有り。市

を過ぎて叢書に遇へば、其の目を檢す可し。古籍多き者は、萬忽がせにす可からず。

⑬ 一、書を讀むには宜しく博なるべし。先づ博、後に約なるは、語、孟の通義なり⑭。學ぶ者先づ須く多く見て多く聞き、再び心得を言ふべし。一部の兔園冊子⑮數帙を株守して、通經と云ふが若きは、必ず其の事無し。然らば則ち博の道爲るや、將如何。曰く、要有るに在るのみ。太史公、「儒家者流は、博にして要寡なし」⑯と曰ふ。古書は解せざる可からず、眞なる者は多からず。眞の古書に用無き者無し。有用の書は、見ざる可からず、古今に限らず。専門の書は、詳考貫通せざる可からず。是の如くんば則ち涯涘窮む可き有り。⑰

一、博を貴び精を貴び、尤も通を貴ぶ。博にして精ならざれば、則ち汎濫に近し。精にして通ならざれば、則ち拘執に近し。然れども精通は言ひ難し、必ず先づ博より入り、心力交致して、方めて能く斯の境界に臻らん。⑱

一、難きを畏るるを戒む。前に言ふ所の如く、層累曲折、其の功竟り難きに似たり。然れども物に本末有り、事に先後有り、次に依りて入り、之を久しくすれば自ら已む能はず。且つ今人、書を讀むこと、較べて古人より易きこと百倍なる者有り。古人は書籍少なく、一字一義、皆當に自己ら尋覓すべし。今人、明備の會に生れ、諸先正皆極精の書有り。前人是なる者は之を明證し、誤る者は之を辨析し、考し難き者は之を考出し、見る可からざるの書は之を采集す。一たび眞偽を分てば、古書、其の半ばを去る。一たび瑕瑜を分てば、列朝の書、其の十の八九を去る。且つ諸公最も好んで後人の爲に精力を省くの書を著はず。一、蒐補。或いは羣書中より蒐出し、或いは補完し、或いは綴輯す。一、校訂。一、考證。一、譜録。此れ皆畢生の精力を積み、曩代の成書を踵ぎて而る後に成る者なり。故に同一書にして、古人十年にして方めて通ずる者は、今人三年にして可なり。前人甚だ苦しみ、後人甚だ樂しむ。諸公、室を作り、我が輩、之に居る。諸公、器を製し、我が輩、之を用ふ。今日若し肯て功を用ふれば、眞に無益の精神を費やさずして、身心の實效を收むる可き者なり。慎しんで其の言を驚怖して、以て河漢にして極まり無しと爲す無かれ。⑲

【註】

① 本篇は張之洞『輜軒語』をそのまま引用するもの、敷衍するものがほとんどである。以下の註を参照。

② 姚鼐『古文辭類纂』序目「學者之於古人、必始而遇其粗、中而遇其精、終則御其精者而遺其粗者」（學ぶ者の古人に於けるや、必ず始めは而ち其の粗に遇ひ、中ころは而ち其の精に遇ひ、終りは則ち其の精なる者を御して其の粗なる者を遺る）。

③ 「眞古文」は伏生が伝えた『古文尚書』二十八篇をいう。晋の永嘉の乱に滅び、『左傳』『國語』『禮記』『孟子』などに引用されたものが残るだけである。

④ 「蔡傳」は蔡沈『書集傳』をいう。蔡傳では各篇の篇名の下にそれぞれ「今文無、古文有」「今文古文皆有」と注しており、この「古文」は晋の元帝の時に梅賾が奏した孔傳古文尚書を指す。いわゆる偽古文のことである。

⑤ 「家人」は奴僕、しもべのこと。漢の轅固生は詩を治め、孝景の時に博士となった。竇太后は老子の書を好み、轅固生を召して老子の書について尋ねた。轅固生は、「此れは是れ家人の言（とるにたりない奴僕のこと）のみ」と答えたので、太后は怒って轅固生を檻に閉じ込めて笞を刺させた（『史記』儒林列傳）とある。

⑥ 『隋書』經籍志「至隋、杜氏盛行、服義及公羊、穀梁浸微、今殆無師說」（隋に至りて、杜氏盛行し、服の義及び公羊、穀梁浸く微にして、今殆んど師説無し）。

⑦ 鬼神は誰も見たことがないのでために描いてもどこがまちがっているかわからないが、犬や馬は見慣れていて、まちがって描かれていると気がつくので、描くのが難しいということ。『後漢書』卷五十九張衡傳に「譬猶畫工。惡圖犬馬、好作鬼魅。誠以實事難形、而虛偽不窮也」（譬へば猶ほ畫工のごとし。犬馬を圖くを惡み、好んで鬼魅を作る。誠に實事は形はし難くして、虚偽は窮めざるを以てなり）とあり、その李賢注に「韓子曰、客爲齊王畫者。問、畫孰難。對曰、狗

馬最難。孰易。鬼魅最易。狗馬、人所知也。故難。鬼魅無形。故易也」（韓子曰く、客に齊王の爲に畫く者あり。問ふ、畫は孰れか難き。對へて曰く、狗馬最も難し。孰れか易き。鬼魅最も易し。狗馬は人の知る所なり。故に難し。鬼魅は形無し。故に易きなり）を引く。また『歷代名畫記』卷一、論畫六法にも「故韓子曰、狗馬難、鬼神易。狗馬乃凡俗所見。鬼神乃譎怪之狀」（故に韓子曰く、狗馬は難く、鬼神は易し。狗馬は乃ち凡俗の見る所なり。鬼神は乃ち譎怪の狀なり）を引く。

⑧ 『詩經』大雅・蕩之什・烝民を指す。その序に「烝民は尹吉甫、宣王を美むるなり。賢に任じ能を使ふ。周室中興す」とあり、尹吉甫が宣王を褒めた詩である。その第二章に「仲山甫之德。柔嘉維則。令儀令色。小心翼翼。古訓是式、威儀是力。天子是若。明命使賦」（仲山甫の德。柔嘉維れ則る。儀を令くし色を令くし、小心翼翼。古訓は是れ式、威儀は是れ力。天子は是れ若ひ、明命賦せしむ）とある。

⑨ 以上の一段はほぼ『輜軒語』通經八からの引用である。
治經宜有次第。
先師旌德呂文節教不佞曰、欲用注疏工夫、先看毛詩。次及三禮、再及他經。其說至精。請申其義。蓋詩禮兩端、最切人事。義理較他經爲顯、訓詁較他經爲詳。其中言名物、學者能達與否、較然易見。且四經皆是鄭君玄注、完全無闕。詩則毛傳粹然、爲西漢經師遺文。更不易得。欲通古訓、尤在於茲。古人訓詁、乍讀似覺不情、非於此冰釋理順、解經終是隔膜。禮之條目頗多。卷帙亦鉅。初學畏難。詩義該比興、兼得開發性靈。鄭箋多及禮制。此經既通、其於禮學、尋途探求、自不能已。詩禮兼明、他經方可著手。書道政事、春秋道名分。典禮既行、然後政事名分、可得而言也。尚書家伏生、左傳家賈生、公羊家董膠西、何劭公、皆精於禮學。案其書可知。易道深微、語簡文古。訓詁禮制、在他經爲精、在易爲粗。所謂至精乃在陰陽變化消息。然非得其粗者、無由遇其精者。此姚姬傳論學古文法。援之以爲治易法。精者可遇而不可擊。擊則妄矣。
三禮之中、先儀禮禮記、次周禮。儀禮句碎字實。難讀能解、難記易曉。注家最

少、異說無多。好在禮記一書。即是外傳。禮記難於儀禮。儀禮止十七件事、禮記之事多矣。特其文條違耳。周禮門類較多。事理更爲博大。漢人說者亦少。晚出之故。故較難。然鄭注及國朝人零星解說、亦已明白。

尚書辭義既古。隸古傳寫、通借譌誤。自漢初即有今古文兩家、異文歧讀。此謂真古文。非蔡傳所云今文無、古文有之古文也。至西晉梅氏古文晚出、唐初僞孔傳專行、六朝、江左卽盛行、未定一尊耳。而漢代今古文兩家之經傳、一時俱絕。故尤難通。

春秋乃聖人治世大權、微文隱義。本非同家人言語。史記明言之。三傳並立、旨趣各異。公羊家師說雖多、未流頗涉傳會。何注又復奧樸。左傳立學最晚。漢人師說寥寥。惟杜注行世。世人以其事博辭富、求傳而不求經。故公羊家理密而事疎。左傳家事詳而理畧。非謂左氏。謂治左氏者耳。穀梁師說久微。見隋書經籍志。國朝人治者亦少。學者於春秋、若謂事事能得聖心、談何容易。

至周易、統貫天人、成於四聖。理須後聖、方能洞曉。京孟虞鄭諸大師、以及後代諸家、皆止各道所得、見仁見知、從無一人能爲的解定論。勢使然也。且陰陽無形。即使繆稱妄說、無人能質其非。所以通者雖少、而注者最多。演圖比象、任意紛紜。所謂畫狗馬難於畫鬼神之比也。

總之、詩禮可解。尚書之文、春秋之義、不能盡解。周易則通儒畢生探索、終是解者少而不解者多。故治經次第、自近及遠、自顯通微。如此爲便。較有實獲。蜀士好談易、動輒著書、大不可也。切宜戒之。尹吉甫之詩曰、古訓是式、威儀是力。古訓、詩學也。威儀、禮學也。此古人爲學之方也。試考春秋時、幾無人不論詩、學禮。傳道尚書者已較少。至於周易、除卜筮外、談者無多。意亦可知。三代時、易不以教學傳。惟太史掌之。今賴有繫傳、或可窺見一斑耳。非謂此經精通、方讀彼經。謂淺顯者未明、則深奧者不必妄加穿鑿、橫生臆見。津梁既得、則各視性之所近、深造致精可也。治詩禮、可不兼三經。治三經必涉詩禮。

⑩ 以上の一段は『輶軒語』通經九からの引用である。

治經貫通大義。通經所以致用。俗解臆測、執此忘彼、施諸世事、必至迂謬敗績。若通古義、究原委、貫羣籍、則政事文章、處處有用。每一經中、皆有大義數十百條。宜研究詳明、會

通貫串、方爲有益。若僅隨文訓解、一無心得、仍不得爲通也。考据自是要義。但關繫義理者、必應博考詳辨、弗明弗措。若細碎事體、猝不能定、姑仍舊說、不必徒耗日力。

⑪ 以上の一段は『輶軒語』通論讀書六の一部を利用している。

讀書宜多讀古書。

除史傳外、唐以前書宜多讀。爲其少空言耳。大約秦以上書、一字千金。由漢至隋、往往見寶。與其過也、無亦存之。唐至北宋、去半留半。南宋迄明、擇善而從。茲將先秦以上傳記、子史及解經之書、古人通名傳記。眞出古人手者、及漢魏著述、中理切用者、約舉其名於後。

⑫ 以上の一段は『輶軒語』通經六の一部を利用している。

宜讀國朝人經學書。

經語惟漢人能解、漢儒語惟國朝通儒能偏解、何也。國朝諸大儒、讀書多、記書眞、校書細、好看古書、不敢輕改古本、不肯輕駁古說、善思、善悟、善參校、善比例、善分別眞僞。故經學爲千古之冠。書多矣、以皇清經解爲大宗。雖未全錄、已得大概。此書一千餘卷、當從何種看起。先看郝疏爾雅、段注說文、經義述聞三種。此書、書精價廉、一舉而得數十百種書、計無便於此矣。乍看注疏、人所不耐。故必以國朝人經說先之。學海堂輯刻皇清經解。成書後、續出者尚多、先出而未見未收者、亦不少。以此例之卽得。

⑬ 以上の一段は『輶軒語』讀諸子三の一部を利用している。

讀子宜買叢書。

諸子切要者、國朝人多有校刻善本。多在叢書中。其未及者、明人亦多有仿宋重刻單行本。但枝節求之、卽五都之市、亦須積年累月、始能完備。將何日讀之耶。爲學者計、止有多買叢書一法。購得一書、卽具數種或數十種。其單行精本、徐圖可也。明刻叢書、極爲荒率。脫誤固然、其專輒刪改、最爲大害。然不聞陶淵明語云慰情聊勝無耶。

明刻若漢魏叢書、凡四刻。後出愈多、刻不精。然易得。爲子部大轄。津逮秘書、古傳記甚多。

力能購者、不可不蓄。其餘有四子、六子、十一子、二十子之屬、皆坊間所有。此外甚繁雜、彙刻書目備載之。今皆備矣。品彙、說鄂、刪本不好。近時刻本、有十子全書。此書、名甚陋、而習見價廉。中有善本、且甚舊注、惟批語不雅。荀謝校、淮南莊校、莊子附釋文、皆好。通行易得。至國朝人叢書、率皆精好。一孫星衍、馮翼、二盧見曾、文昭、孔繼涵、畢沅、黃丕烈、錢熙祚諸家尤勝。聚珍版書、亦叢書類。間有古子。惟其書體例不一。不專子部、或止一兩種。戴氏遺書、郝氏遺書、孔輿軒所著書、竟是一人所著、而中有注解古傳記。然其中有精校本、精注本、足本、孤本。學者過市遇叢書、可檢其目。多古籍者、萬不可忽。坊行秘書廿八種、粗惡誤人。不可看。國朝刻碑、海學津討源、多六朝至宋史部子部書。但無古子。

⑭ 『論語』雍也第六「子曰、君子博學於文、約之以禮。亦可以弗畔矣夫」(子曰く、君子博く文を學びて、之を約するに禮を以てす。亦以て畔かざる可きか)〔顏淵第十二にも同文があるが、「君子」の二字がない〕

子罕第九「顏淵喟然歎曰、仰之彌高、鑽之彌堅。瞻之在前、忽焉在後。夫子循循然善誘人。博我以文、約我以禮。欲罷不能。既竭吾才。如有所立卓爾。雖欲從之、末由也已」(顏淵喟然として歎じて曰く、之を仰げば彌いよ高く、之を鑽れば彌いよ堅し。之を瞻るに前に在れば、忽焉として後に在り。夫子循循然として善く人を誘ふ。我を博むるに文を以てし、我を約するに禮を以てす。罷めんと欲するも能はず。既に吾が才を竭くす。立つ所有りて卓爾たるが如し。之に従はんと欲すと雖も、由なきのみ)。

『孟子』離婁下「孟子曰、博學而詳說之、將以反說約也」(孟子曰く、博く學んで詳らかに之を説くは、將に以て反て約を説かんとすればなり)。

⑮ 「兔園冊子」はもとと書名で、杜嗣先の『兔園冊府』という書があり、五代の時に民間の村塾で兒童に教えるための読本として用いられたことから、のちに卑近な書物のことをいうようになった。

⑯ 『史記』太史公自序「六家要旨」「儒者博而寡要、勞而少功。是以其事難盡從。然其序君臣父子之禮、列夫婦長幼之別、不可易也」(儒者は博にして要寡く、勞

して功少し。是を以て其の事は盡くは從ひ難し。然れども其の君臣父子の禮を序し、夫婦長幼の別を列するは、易ふ可からざるなり)。

⑰ 以上の一段は『輜軒語』通論讀書三の一部を利用している。
讀書宜博。

先博後約、語孟通義。無論何種學問、先須多見多聞、再言心得。若株守坊本講章一部、兔園冊子數帙、而云致知窮理、好學能文、世無其理。

天下書、老死讀不可偏。四庫有未收者、有四庫書成後訪出者、有近代作者。博之爲道、將如何。曰、在有要而已。太史公曰、儒者流、博而寡要。古(事)〔書〕不可不解。眞

者不多。眞古書無用者。有用之書、不可不見。不限古今。專門之書、不可不詳考貫通。立志爲何等學問、此類書即是專門。如是則有涯涘可窮矣。若治經者、雜覽苦思、

而所据多僞書俗本。讀史者、記其詞語、而不曉史法、多蒐異聞、而本事始末未嘗通考。爲詞章者、頗有僻典難字、而流別不明、華藻富豔、而字義不合雅訓、

引用但憑類書、而不求本源。講經濟者、不通當代掌故、雖口如懸河、下筆萬言、猶之陋也。能祛數蔽、斯爲博矣。雖自有未見之書、文無希見之語、不書爲博。

⑱ 以上の一段は『輜軒語』通論讀書五の一部を利用している。
讀書貴博貴精尤貴通。

該貫六藝、斟酌百家、既不少見而多怪、亦不非今而泥古、從善弃瑕、是之謂通。若夫偏袒一家、得此失彼、所謂是丹非素、一孔之論者也。然必先求博、則不至

以臆說俗見爲通。先須求精、則不至以混亂無主爲通。不博不精、通字難言。初學慎勿藉口。

國朝學人、極博者、黃宗羲、毛奇齡、朱彝尊、俞正燮。極精者、閻若璩、戴震。極博而又極精者、顧炎武、錢大昕。極博極精而又極通者、紀昀、阮元。經學訓詁極通者、王氏父子、念孫、引之。

⑲ 以上の一段は『輜軒語』通論讀書十二の一部を利用している。
讀書不必畏難。

以上所言、當讀之書、如此其繁。讀書之道、如此其密。似乎莫殫莫究。何暇省

身致用耶。是又不然。一經一史、古集一家、詞章一體、講經史者、詞章亦不可竟廢。可以涵養性靈、兼資筆札。經濟一門、經濟在乎其人。生性闇弱者、不講亦可。專精探討。果能精通一經、則羣經大旨要義、皆已瞭然矣。通鑑古子、觀其大畧、知其要領、又其次涉獵而已。如此爲之、不過十年、卓然自立。聰強而得師友者、所得尚不止此。自茲以往、左右逢源。養精羣籍原好。但人生、精力歲月有限。以一爲主、以餘爲輔。已可終身用之不盡。才力有餘者、任自爲之。夫航斷港而求至海、驅北轍而求至越則難。若津渡顯然、定向有在、循途而行、計日而到、何難之有。蓋讀書一事、古難今易。無論何門學問、國朝先正、皆有極精之書。前人是者證明之、誤者辯析之、難考者考出之、參校旁證。不可見之書、采集之。一分眞僞、而古書去其半。一分瑕瑜、而列朝書去其十之八九矣。且諸公最好著爲後人省精力之書。一蒐補。或從羣書中蒐出、或補充、或綴緝。一校訂。譌脫同異。一考證。据本書、据注、据他書。一譜錄。提要及紀元地理、各種表譜。此皆積畢生之精力、踵曩代之成書、而後成者。故同此一書、古人十年方通者、今人三年可矣。前人甚苦、在前人卻於己無大益、校書及注古集尤甚。後人甚樂。諸公作室、我輩居之。諸公製器、我輩用之。今日止須善買書讀書、便省力易見效。士生今日、若肯讀書、眞可不費無益之精神、若無諸公、自考之則甚勞、不考之則多誤。而取益身心、坐收實用、据漢學之成書、玩宋學之義理、此時不再考證、亦已足用。但多覽先正考證之書、而篤信之可矣。此事亦無窮。力有餘者聽之。事半古人、功必倍之。慎無驚怖其言、以爲河漢而無極也。

【通釈】

平日読経課程第五十一

一、経を研究するには段階を踏まなければならない。経学を勉強するには、かならず最初に『十三經注疏』を読まなければならない。『注疏』は繁重であり、結局どこから手をつければよいのか。曰く、まず『毛詩』を読み、次に三礼、それからその他の経におよびなさい。思うに『詩』と『禮』は対極に位置するが、人事にもっとも密切に関連する。義理はほかの経にくらべて明確であり、訓詁はほかの経にく

らべて詳細である。その中の名物について述べている部分は——学ぶものは気付いているかどうかかわからないが——はつきりしてわたりやすい。なおかつこの四つの経（『詩』『禮記』『周禮』『儀禮』）はいずれも鄭玄が注をつけており、（鄭玄の思想で統一されていて）完全に欠けたところがない。

『詩』は毛傳が純粹な兩漢経師の遺文であり、ほかには得がたい。古訓に精通しようと思えば、この書がいちばんよい。古人の訓詁は一読すると人情味がないように感じるが、ここで氷が解けるように理解できなければ、経は表面的にしか理解できない。

礼の条目はすこぶる多く、巻帙も厚いので、初学者はそのむずかしさにおそれるだけ。『詩』の義は比と興を兼ねそなえ、あわせて性靈を開発することができる。鄭箋は制度に言及することが多いので、『詩經』に通じたならば、礼学に対しては順を追って探求し、やめられなくなる。『詩』と『禮』のふたつがはつきりして、はじめてほかの経に手をつけるのがよい。

『書』は政事、『春秋』は名分について述べる。典礼が行われてはじめて政事や名分について語ることができる。尚書家の伏生（伏勝）、左傳家の賈生（賈逵）、公羊家の董膠西（董仲舒）、何劭公（何休）はいずれも礼学に精通している。これは彼らの著書を見ればわかる。

『易』の道は深遠で微妙、ことばは簡潔で文章は古い。訓詁と礼制についてはほかの経のほうが精密であり、『易』は粗略である。いわゆる（『易』の）至精は陰陽の変化消息の中に存在する。しかし粗略なものが理解できなければ、精密なものに出会う手だてがない。これは姚姬傳「姚鼐」が古文を学ぶ方法を論じた際に言ったことである。この一文を引いて『易』を研究する方法とする。精密なものには偶然に巡りあうことはできるが、無理に詮索することはできない。無理に詮索するとたらいとなる。

三礼のうちでは、『儀禮』『禮記』を先にし、『周禮』はあとでよい。『儀禮』は文章はくどいが、内容は充実し、読みにくいがよく理解でき、記憶しにくいかわかりやすい。注釈家もつとも少なく、異説も多くない。もつとも優れているのは『禮記』であり、（これは『儀禮』に対する）外伝である。『禮記』は『儀禮』よりむずかしい。『儀禮』の事項は十七にとどまるが、『禮記』の事項は多い。ただ文章はのびのびしている。

『周禮』は分類がややこまかく、事理はさらに広大である。漢の人の解説もすくない。晚出なので。だからややむずかしい。しかし鄭注と清朝の人のわずかな解説だけではつきりする。

『尚書』は言葉や意味が古く、隸書と古文で伝写され、通仮や誤りが多い。漢の初めから今文家と古文家があり、(各家によって)文字が異なり、読み方も相違していた。これは真古文のことをいう。蔡伝がいう「古文無し、古文有り」の古文のことではない。西晉に梅氏の古文があとからあらわれ、唐初に偽孔伝だけが通行するようになって、六朝のころ、江左「長江下流の南唐」では流行したが、それだけが尊ばれたわけではない。漢代の今文家と古文家の経伝は同時に断絶したので、とりわけ精通するのはむずかしい。

『春秋』は聖人が世を治めた大権であり、文章をはつきりとは書かず、意味を内にかくしている。本来は家人のことばと同じではない。『史記』がはつきりいつている。三伝はいずれも学官に立てられたが、趣旨はそれぞれ異なる。公羊家の師説は多いが、末流はすこぶる附会におちいった。何休注も深奥で素樸である。『左傳』は学官に立てられたのがいちばんおそい。漢の人の師説はわずかしかないが、杜預の注だけが世間にひろく通行した。『左傳』は事例がひろく、言葉が豊富なので、世間の人は伝を追求して経を追求しない。だから公羊家は理論は精密だが事例は疎略、左傳家は事例は詳細だが理論は簡略である。『左氏』そのものをいうのではない、『左氏』を研究するものをいう。『穀梁』の師説は長期にわたって衰退しており、『隋書』経籍志に見える。国朝人でも研究する人はすくない。学ぶ者が『春秋』に対して、あらゆる事がよく聖人の意図を得ているというのであれば、話は簡単であるのだが……。

『周易』は天と人をつらぬき、四聖「伏羲・文王・周公・孔子」によって完成した。道理は後世の聖人を待つてはじめて明らかにできる。京房・孟喜・虞翻・鄭玄の大師から後代の諸家にいたるまで、いずれもみずからが理解したことしか述べず、内容は各人によって異なり、これまでひとりとして適解定論を提出できたものはいない。これは自然の成り行きである。なおかつ陰陽には形がなく、たとえまちがったことを言っていたとしても、その誤りをただせる人はいない。これが精通したものと

がすくないのに、注釈者をもっとも多い理由である。演図比象については各自が好き勝手なことをいう。いわゆる「犬や馬を描くのは鬼神を描くのよりむずかしい」のたぐいである。

要するに『詩』と『禮』は理解することはできる。『尚書』の文章と『春秋』の大義はすべてが理解できるわけではない。『周易』は通儒が一生かかって探索したとしても、結局理解できることはすくなく、理解できないことのほうが多い。だから経を研究する順序は、近いものから遠いものにおよび、はつきりしたものからはつきりしないものに通じなさい。このようにするのが効率的であり、実際にえられるものが多い。尹吉甫の『詩』に「古訓は是れ式、威儀は是れ力」とある。「古訓」とは詩学のこと、「威儀」とは礼学のことである。これは古人が学問を行う方法である。春秋の時のことを考えてみると、そのころの人は『詩』を誦し、『禮』を学ばないものはいなかったが、『尚書』について言及するものはすくなく少なかった。『周易』については卜筮以外、談ずるものは多くない。その理由もわかつている。それは三代の時には、『易』は子供には教えず、ただ太史だけが掌っていたからである。今繫傳・繫辭傳があることによつて、その一斑を垣間みることができただけである。

一、経を研究するには大義に精通することを尊ぶ。各経の中にはいづれも数十条数百条の大義が存在する。詳細に研究し、理解貫通してはじめて益がある。もし文にしたがつて読んで解釈するだけで心から理解しなければ、精通したということはない。考拠はもちろん重要である。ただ義理に関するものはかならず詳細に考察し、明らかにしなければ作業をやめない。煩瑣な事柄ですぐには確定できないようなことは、しばらく旧説にしたがい、いたずらに時間をついやす必要はない。

一、小学を講求しなさい。朱子がいふ「小學」ではない。許氏「許慎」の『説文』は小学の大綱である。二徐「徐鉉、徐鍇」以下では、清朝の諸老しかその意味を理解していない。段氏「段玉裁」の注は繁多であるが、精博であつて当然自分ではおおよべくもないので、学ぶものはこれを信奉して根本としなければならぬ。その後で桂氏「桂馥」の各注を閲読しなさい。

一、古書古注を読みなさい。それはまだ聖人の時から遠く隔たつていない時に作成

されたので、經を証明することができる。なおかつ秦より前の書は、一字が千金の価値を有し、唐より前の書物も現実的で空論が少ない。初学者がこれらの書物を読む時は、最初にその書物の真偽を辨別し、次に校勘された善本を購入しなさい。わたしは經與子相表裏第二十で列挙した各種の書物はいずれも読みなさい。

一、清朝人の經学書を読みなさい。思うに、經の言葉は漢の人だけが理解することができ、漢儒の言葉は清朝の通儒だけがあまねく理解できるのはなぜか。清朝の大儒たちは、たくさん書を読み、正確に記憶し、精密に校勘し、好んで古書を読み、軽々しく古本を改めることはせず、軽々しく古説を反駁することはず、よく考え、よく理解し、よく参校し、よく比較し、よく真偽を分別したので、經学が千古に冠するものとなったのである。書物はたくさんあるが、『皇清經解』がその代表である。わたしは近儒說經得失第十七で列挙した各書はいずれもすぐれているので読むとよい。

一、叢書を購入しなさい。叢書が収録する古今の各部の書物は、無慮数十百種あり、その中にはきわめて重要なものが多い。バラバラに購入した単行本は、数カ所に分散して積まれていて完全にはそろえることはない。しかしひとつの叢書を購入すれば、ひとつの行為でこのらざ具えることができる。なおかつその価格を換算すれば、単行の本を購入するより何倍も安い。一揃いの叢書を購入して、その中の雑駁なものでも無駄遣いではないと考えなさい。それを一度通読するのも有益である。なぜならばかならず刻本のよしあしがわかる。明刻の叢書は、はなはだ雑多である。清朝の人の叢書については、おおむね精好である。孫星衍、孫馮翼、盧見曾、盧文弨、孔繼涵、畢沅、黃丕烈、錢熙祚の諸家はとりわけすぐれている。これらの叢書は体例が同じではない。しかしその中に精校本、精注本、足本が含まれている。学ぶ者は市場で叢書のみかけたら、目次を調べてみて、古籍をたくさん収録している叢書は決して軽視してはならない。

一、書物を読むには博覧でなければならぬ。さきに書物を博覧し、あとから要約整理するのが、『論語』『孟子』における不変の道理である。学ぶものは、最初は多

見多聞でなければならず、そのあとで（要約することによって）心から理解したとすることができる。一部の兔園冊子数帙を墨守しただけで、「經に通じた」と誇示するような道理は絶対がない。してみると（博覧となるには）どうすればよいのか。それは要約があるかどうかにかかっている。太史公「司馬遷」は、「儒家者流は博覧であるが要約がすくない」という。古書は理解しなければならぬ。真の古書は多くない。真の古書に無用なものはない。有用な書物は閲読しなければならぬ。古今に関係ない。専門の書は詳しく研究し貫通しなければならぬ。このようにすれば果ての見えない水際さえ窮めることができる。

一、「博」を貴び「精」を貴び、とりわけ「通」を貴ぶ。博でありながら精でなければ汎濫に近い。精でありながら通でなければ固執に近い。しかし精と通は説明するのがむずかしい。かならず最初は博から入り、心と体が交錯一致して、はじめてこの境地に達することができるであろう。

一、困難を恐れることを戒める。さきに述べたように、（学問は）幾重にも積み重なり、復雜に入り組み、まるで終りがなくように感じる。しかし物には本末があり、事には先後があるので、順序にしたがって入れば、長い時間がたつても自分でやめることができなくなる。なおかつ今の人が書を読み勉強するのは、古人にくらべて百倍も容易である。古人のころには書籍が少なく、一字一義、すべてみずから探求しなければならなかった。今の人はよく整った時代に生れ、先正たちにいずれも精密な書物がある。前人が正しい場合はそれを証明し、誤っている場合はそれを辨析し、考察するのがむずかしい問題は考察し、見ることでできない書物は採集する。ひとつたび真偽を弁別すれば、古書のうち半分は（偽であり）除き去ることになる。ひとつたび欠点と長所を弁別すれば、歴代の書物のうち八割九割は（欠点があり）除き去ることになる。なおかつ諸公はとりわけ好んで後人のために精力を省いて読める注釈書を著わしている。一、蒐補。群書の中から集め出したり、補完したり、綴り集めたりする。一、校訂。一、考証。一、譜録。これらはいずれも（作者が）一生の精力を積み重ね、代々作成された書物を受け継いで作成されたものである。だから同じ書物

であつても、古人が十年かかつてやつと精通したことを今の人は三年で精通することが可能である。前人はたいそう苦労したが、後人はたいそう楽しんでゐる。諸公が建物を作り、我々がそこに居住する。諸公が器を製作し、我々がそれを使用する。今日、あえて勉学に励めば、まことに無益の精神をついやすことなく、身心に實際の効果を受け取ることが出来る。どうかその言葉を恐れて天の川のように果てしないもの「ありもしないこと」と考えないでもらいたい。

科場解經程式第五十二

一 國朝取士、文詩策論外、兼及經義。故國子監南學及州郡歲科試經古諸場、均有經解。士子通經、原期致用、不第沐稽古之榮而已。故學者不可不致力於此。列此條目以爲之的。

一 經解與策不同、通體皆無擡頭。其擡頭者、乃引御纂欽定等書耳。然引此書且須三擡、以其皆先王所定故也。

一 遇避諱字、皆不可用。倘古書既有其字、而亦不能不引、則將此字空一格、並寫敬避二字、亦不犯禁。

一場屋解經、國朝人所著各書、收入四庫者、可以引用。用時亦祇舉其書名、不宜及其人之姓名。其未入四庫而已現行者、但稱或說可也。

一場中解題、率在易書詩春秋禮記五經。風檐寸晷、時有不及、不必求多。與其多作不善、不若少而精也。

一場屋解經、與平時稍有各別。平時爲日寬、題目少、故可細心博考、以求盡善。應試則時日倉猝、頓成數篇、其不能盡善可知。惟眉目最要清楚、先列諸家異說、後下己意。或駁去數說、而於中獨宗一說而申發之。或貫通諸說、而以己意融會之。必須頭緒瞭然、使閱者知爲胸有把握便可。若自出新意、恐弄巧反拙。至或云、有著作家之經解、有場屋中之經解。著作家則繁稽博考、折衷一是、場屋則羅列諸說而已、此言實不足信。

【書き下し】

科場解經程式第五十二

一、國朝、士を取るに、文詩策論の外、兼ねて經義に及ぶ。故に國子監南學及び州郡歲科試經古諸場には、均しく經解有り。士子、經に通ずるは、原、致用を期し、第だに稽古の榮に沐するのみならず。故に學ぶ者、力を此に致さざる可からず。此の條目を列して、以て之が的と爲す。

一、經解は策と同じからず、通體皆擡頭無し。其の擡頭せる者は、乃ち御纂欽定等の書を引くのみ。然れども此の書を引き且つ三擡を須ふるは、其れ皆先王の定むる所を以ての故なり。

一、避諱字に遇へば、皆用ふ可からず。倘し古書既に其の字有りて、亦引かざる能はざれば、則ち此の字を將て一格を空にし、並びに敬避の二字を寫せば、亦禁を犯さず。

一、場屋、經を解するに、國朝人著はす所の各書、四庫に收入せる者は、以て引用す可し。用ふる時も亦祇だ其の書名を擧ぐるのみにして、宜しく其の人の姓名に及ぶべからず。其の未だ四庫に入らずして、已に現行せる者は、但だ或説と稱して可なり。

一、場中、題を解するは、率ね易・書・詩・春秋・禮記の五經に在り。風檐寸晷、時に及ばざる有りて、必ずしも多きを求めず。其の多作不善よりは、少にして精なるに若かざるなり。

一、場屋、經を解するには、平時と稍や各別有り。平時は日寬く、題目少なしと爲すが故に、細心博考して、以て善を盡くすを求む可し。應試は則ち時日倉猝にして、頓に數篇を成し、其の善を盡くす能はざることを知る可し。惟だ眉目最も清楚を要し、先づ諸家の異説を列し、後に己が意を下す。或いは數説を駁去して、中に於て獨り一説を宗として之を申發す。或いは諸説を貫通して、己が意を以て之を融會す。必須頭緒瞭然にして、閱する者をして胸に把握有ると爲すを知らしむれば便ち可なり。若し自ら新意を出せば、巧を弄びて反て拙なるを恐る。或ひと、「著作家の經

解有り、場屋中の經解有り。著作家は則ち繁稽博考し、一是を折衷し、場屋は則ち諸説を羅列するのみ」と云ふに至りては、此の言實は信するに足らず。

【通釈】

科場解經程式第五十二

一、清朝は士を採用するにあたって、文・詩・策論を出題する以外に、經義を出題する。だから国子監南学および州郡歲科試經古諸場ではいずれも經解（の試験）がある。士子が經に通じるのは、もともと実用に用いるようにするためであり、昔のことをよく知っているという（科挙に受かる）榮譽に沐するだけではない。だから学ぶものはこれに全力を尽さなければならないので、その條目を列挙して、そのための目的とする。

一、經解（の文体）は策とは異なり、全篇にわたって擡頭しない。擡頭するのは、御纂や欽定などの書物を引用する場合だけである。しかしこれらの書物を引用し、なおかつ三字擡頭を用いなければならないのは、いずれも先王が定めたものだからである。

一、避諱字に遭遇すれば、使用してはならない。もし古書に避諱字があるうえに、引用しないわけにいかない場合は、その字の一格を空格とし、「敬避」の二字を書けば、やはり禁制を犯してはいない。

一、試験場で經を解釈する場合、四庫に收入する清朝の人が著わした各書物は引用してよい。引用する場合はその書名を挙げるだけにし、その人の姓名に言及してはならない。まだ四庫に收入されていないが、現在通行する書物は「或説」と称するだけでよい。

一、試験場ではおおむね『易』『書』『詩』『春秋』『禮記』の五つの經から出題される。（試験場には）冷たい風が吹き込み、時間におわれ、間に合わないことがあるので、多作である必要はない。多作だが出来が悪いものより、少作で精密なほうがよい。

一、試験場で經を解釈する場合、普段と（雰囲気が）異なることがある。普段は日は長く、題目が少ないので、細心にひろく考察し、最善を求めなければならない。試験では時間や期日にせまられてあわただしく、すぐに數篇を完成させなければならず、最善をつくすことができないことはわかっている。ただ見た目がわかりやすいことがもつとも必要であり、まず諸家の異説を列挙し、その後自分の意見を下す。あるいは數説を反駁して、その中の一説を基本としてそれを引申發揮する。あるいは諸説を貫通して、自分の意見でそれを融合する。（いずれにしても）かならず條理が一目瞭然としていて、審査閲読するものに（受験者の）胸中に意図があることがわかってもらえればそれでよい。もしみずから新しい意見を出そうとすれば、技巧をもてあそんでかえって稚拙となる恐れがある。あるひとが「著作家には著作家の經解があり、試験場には試験場の經解がある。著作家はひろく考察し、折衷してひとつの正解にまとめるが、試験場では諸説を羅列するだけである」という言葉は、まったく信用するに値しない。

經解入門卷八①

附選

甘泉江藩纂

- 箕子之明夷解 周中孚 『詒經精舍文集』卷三
 易伐鬼方解 李方湛 『詒經精舍文集』卷三
 攷工記五材解 黃以宏 『學海堂集三集』卷四
 五霸攷 蔣炯 『詒經精舍文集』卷六
 周初洛邑宗廟攷 吳文起 『學海堂集二集』卷六
 深衣攷 周以貞 『學海堂集三集』卷八
 八卦方位辨 吳傳 『學海堂集二集』卷二
 文王稱王辨 鄭伯奇 『學海堂集三集』卷十一
 緯候不起於哀平辨 李富孫 『詒經精舍文集』卷十一
 辟雍太學說 孫同元 『詒經精舍文集』卷二

八蜡説 金錫齡 『學海堂集三集』卷十一

格物説 徐養原 『詒經精舍文集』卷九

釋能 段玉裁 『詒經精舍文集』卷九

釋賁 金鶚 『詒經精舍文集』卷十

釋昉 侯度 『學海堂集三集』卷一

【註】

① 本卷は解類、攷類、辨類、説類、釋類の典型となる文章を収録したものである。本文は紙幅の關係で省略し、各篇の出処のみを注記する。

跋

是書爲甘泉江子屏先生藩所著。其有功經訓、與裨益後學、儀徵相國原序已言之詳矣。惟是書初刻於江氏家塾。工未竣、而先生遽捐館舍。以故世無傳本。儀吉聞其副本尚在江右、因不惜殫數年心力、以重金購得之。爰爲剞劂、付之石印、以公同好。方今國家、右文稽古、京師國子監南學專以經訓課士。海內之士、聞風興起、無不以研精古訓、講求樸學爲宗。惟初學入門之始、苟或無所指引、則漢宋門徑、既慮其不清、而許鄭緒言、終莫能有得。得子屏先生此書、誦而法之、則淺之可以應明經取士之科、深之即可以爲立說著書之本。則其所以嘉惠來學者、又豈淺鮮哉。

於越徐儀吉跋

此書徐本譌奪甚多。今因爲之刊定、猶慮校讎未精、其漏略疏失、異日當勤補。書中避諱之字、今皆改之。其擡頭仍舊、一從倣印之便也。 校刊者附記

【書き下し】

跋

是の書、甘泉の江子屏先生藩の著はす所と爲す。其の經訓に功有ると、後學に裨益するとは、儀徵相國の原序に已に之を言ふこと詳らかなり。惟だ是の書初め江氏家塾に刻さる。工未だ竣へずして、先生遽かに館舍を捐つ。故を以て世に傳本無し。儀吉、其の副本尚ほ江右に在るを聞き、因りて數年の心力を殫くすを惜しまず、重金を以て之を購得す。爰に剞劂を爲し、之を石印に付して、以て同好に公にす。方今國家、文を右び古を稽し、京師國子監南學は専ら經訓を以て士に課す。海内の士、聞風興起し、古訓を研精し、樸學を講求するを以て宗と爲さざる無し。惟だ初學入門の始め、苟しくも或いは指引する所無ければ、則ち漢宋の門徑、既に其の清ならざるを慮んばかり、許・鄭の緒言は、終に能く得ること有る莫し。子屏先生の此の書を得て、誦して之を法とすれば、則ち淺きも以て明經取士の科に應ず可し、深ければ即ち以て説を立て書を著はすの本と爲す可し。則ち其の來學を嘉惠する所以の者は、又豈に淺鮮ならんや。

於越の徐儀吉跋す

此の書、徐本譌奪甚だ多し。今因りて之が刊定を爲すも、猶ほ校讎未だ精ならざるを慮んばかり、其の漏略疏失は、異日當に勘補すべし。書中の避諱の字は、今皆之を改む。其の擡頭は舊に仍り、一に倣印の便に従ふなり。

校刊者附記

【通釈】

跋

この書は甘泉の江子屏先生藩が著述したものである。これが經書の訓詁に功績があること、後學者に裨益することは、儀徵相國「阮元」の原序にすでに詳しく叙述する。ただこの書は最初は江氏家塾で刊刻されたが、その作業が終わる前に、先生はにわかにも館舍を捐ってしまった。「この世を去る」。このような理由で世間には伝本がないのである。わたくし儀吉はその副本がまだ江右に存在していることを聞いた

ので、数年間、心力を惜しまずに探しつくし、大金でそれを購入した。そこで校讐をほどこし、石印で印刷し、同好のものに公開する。最近、国家は古い文化を尊重研究し、京師国子監南字はもっぱら經書の訓詁を士に課する。海内の士はその噂を聞いて奮い立ち、古訓の研究と樸学の講求を尊ばないものはいない。ただ初学入門の始めに、もし指導誘引するものがないければ、漢宋の門徑が純粹でないことが心配であるだけでなく、許慎や鄭玄の緒言でさえも結局会得することはできない。子屏先生のこの書を手にして、読誦してこれを手本とすれば、理解が浅くても明經取士の科に合格することができ、理解が深ければすぐに説を立て書を書わすための根本とすることができる。将来の学者に恩恵をもたらすものも少なくない。

於越の徐儀吉跋す

この書、徐本は譌字脱字がとても多い。そこで今刊定を行ったが、校讐がまだ行き届いていないことが心配であり、その遺漏疏失は他日勘補しなければならぬ。書中の避諱の字は、今すべて改める。擡頭はもとのままとし、ひとえに印刷の便宜に従う。

校刊者附記